

令和 2 年第 4 回

菊陽町議会12月定例会会議録

令和 2 年12月 2 日～12月 11 日

熊本県菊陽町議会

令和 2 年第 4 回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12／ 2	水	開会・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第11号）・質疑・討論・表決・菊池環境保全組合議会議員 選挙
12／ 3	木	一般質問（4人）
12／ 4	金	一般質問（4人）
12／ 5	土	休会
12／ 6	日	休会
12／ 7	月	休会（議案調査）
12／ 8	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12／ 9	水	休会（議案調査）
12／10	木	休会（議案調査）
12／11	金	議案審議（議案第66号～議案第76号、諮問第2号）・質疑・討論・表決・ 発議・閉会

令和２年第４回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	西本 友春 (P26～)	1. 暗所視支援眼鏡について	日常生活用具給付事業に暗所視支援眼鏡の追加を提案するがどのように考えているのか。
		2. 結婚生活支援事業について	(1) H30. ９月の一般質問における、事業を実施している自治体の事業効果や周辺自治体の動向などを踏まえた判断はどのようになっているのか。 (2) 令和３年度は取り組むことを提案するがどのように考えているのか。
		3. 乗り合いタクシーについて	(1) 利用状況及び利用登録者の推移はどのようになっているのか。 (2) 利用登録者及び利用状況の促進をどのように考えているのか。 (3) 利用の時間帯はどのような経緯で確定したのか。
2	廣瀬 英二 (P32～)	1. (有)さんふれあについて	(1) 直営店、第３セクター、指定管理（非公募）、21年間の歴史をどのように総括、評価されているのか。 (2) 来年３月末で指定管理（非公募）５年間の終了となるが、その後の運営はどうするのか。 (3) 委託業務の中で重複している部分があるが、町はどのように考えているのか。 (4) 農産物直売所は、昼間の時間帯は比較的客人さまは多いが、夕方の時間帯は欠品もあり少ない。賑わいを取り戻すためにソフト面の対策を町はどう考えているのか。
		2. 総合体育館について	(1) 現在建設中の総合体育館に、さんふれあ内にあるにんジム、スタジオを移設できないか。 (2) 建設中の総合体育館、図書館、さんさん公園等、一元管理を含めた指定管理者制度を導入する考えはあるか。
		3. ペット同伴の避難所について	ペット同伴の避難所開設の考えはあるか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3	甲斐 榮治 (P44～)	1. 新型コロナウイルス感染症第3波対策について	(1) 小中学校児童・生徒の学習をどう保障するか。 (2) 管轄保健所と町の提携はどのようなになっているか。 (3) 1 「手洗い・うがい・咳エチケット」の徹底を呼びかける 2 医療機関や介護施設にマスクや消毒液を提供する などの他にどのような感染防止対策を実施するか。 (4) 医療従事者の防護服、ゴム手袋、フェイスシールドの備蓄はできているか。 (5) 高齢者福祉施設への補助金は5,600万円であるが、その活用状況はどうか。 (6) 町経済へのマイナスの影響のもとで町税の減収が想定されている。財政規律の遵守はたいせつなことであるが、非常時にその考え方だけでよいのか。町民個人への支援（投資）も必要ではないか。
		2. 空港アクセス鉄道計画について	(1) 熊本県としての次のハードルは、計画をいかに事業化に持って行くかにあると推測する。このような状況下で、町は何をしなければならないと考えるか。 熊本県の計画が明らかになってから「菊陽町としてのまちづくり構想など必要な調査検討を速やかに進める（本年9月議会回答）」という構えでは遅すぎるのではないか。 (2) 同事業に関係すると思われる地域の調査や地域住民・関連組織などとの対話にとりかかり、その意見も集約しておくべきではないか。
		3. 白川の治水について	(1) 白川中流域の治水についての基本的考え方は何か。 (2) 国土交通省・熊本県と流域自治体との連携はとれているのか。 (3) 通称「キエモン」付近の堤防はこれからも土嚢を積んだままか。将来における改善の計画はないのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(4)洪水によって自然に削られた堰堤の一部を埋め戻す事業がおこなわれている。川床の掘削浚渫であれば納得できるが、次の出水によってまた削られることは明白である。この事業について、県から町に相談がなされたのか。また町はこの事業をどう考えているのか。 (5)白川沿岸の現地視察はどの程度行っているのか。
4	佐々木理美子 (P58～)	1. 防災対策について	(1)台風10号の襲来では感染症対策に配慮した避難所運営がなされたのか。 (2)防災備蓄計画はあるのか。 (3)災害危険区域に戸別受信機の配布を考えるべきではないのか。
		2. 不登校児童生徒への支援について	(1)現在の児童生徒の不登校や別室登校の状況を学校現場、教育委員会はどう対応しているのか。 (2)教育の充実に必要な取り組みをどう考えているのか。 (3)中学校校区に置かれている教育支援センターの機能について、学校との連携はできているのか。
		3. 起立性調節障害について	(1)起立性調節障害の児童生徒の把握はしているのか。 (2)小中学校におけるサポートはどのように行っているのか。
5	布田 悟 (P70～)	1. 生活満足度No. 1の菊陽町を目指す取り組みについて	(1)後藤町政4期目も残り2年となり後半期となる。選挙時の公約であった4つのスローガン「子育て支援の充実」「健康・福祉の充実」「安全・安心のまちづくり」「成長続けるまちづくり」の進捗状況や達成度は。 (2)令和2年度を以って、第5期菊陽町総合計画は終了するが、第4期の将来ビジョン「人・緑・元気輝く生活都市」から第5期の「人・緑・未来輝く生活都市」へと変わったが、具体的にどのように変わったのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 人づくり・健康づくりを 武道の振興で	(1) まちづくりの目標（都市像）の中に「人を大切にするまち」とある。その基本方針には「生涯スポーツの推進」として「スポーツ施設の充実」が具体的な施策としてある。スポーツや武道の振興によるまちづくりは住民の生涯的体力維持や青少年の健全なる心と体の育成に貢献すると思われる。現在の日本においては、伝統的武道である柔道・剣道・弓道などに取り組む子ども達の減少化も顕著である。菊陽町では学校教育・社会教育の面からどのように武道の振興に取り組んでいるか。 (2) 心身の鍛練に寄与すると思われる「弓道」を菊陽町の「武道振興」の要に据えることで生涯スポーツの推進や健やかな青少年の育成につながり、町の目指す人づくりの具体化となると考えるがいかがか。
		3. 人権教育啓発の推進について	(1) 菊陽町における学校教育の中では、どのような内容の人権教育を実施しているか。 (2) 平成31年3月議会で北朝鮮による日本人拉致問題啓発への取り組みを聞いている。あらためて現在までの具体的な取り組みを聞く。 (3) 小中学校における拉致問題啓発のための教材としてDVD「めぐみ」などの上映はどのようなカリキュラムで実施しているか。 (4) 拉致問題とその他の人権問題をどのような形で結びつけて教育しているか。
6	矢野 厚子 (P82～)	1. 今後の公共施設の建設計画について	(1) 菊陽北小校区の町民センターについて、平成30年12月の私の一般質問には財政状況を見極めながら検討中との回答と、非常に要望が高いと承知しているとのコメントだった。その後検討はどのように進んでいるか。校区内の土地にも限りがある。建設するのであれば土地の確保はできるのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			(2) 菊陽北小学校校区の人口増加に伴い、今後更に菊陽北小学校の入学生徒数の増加が予想される。増改築を含め、町としてはどのような対応や、計画を考えているのか。
		2. 今後のまちづくりの計画について	(1) 乗降客数の更なる増加が見込まれる原水駅周辺の、全体的な開発をどのように考えているか。 (2) 原水駅周辺に増加する住宅に対して、全世代型の店の誘致や公園を含む交流の場を次の5か年基本計画に盛り込む提案をするが、どのように考えるか。
7	佐藤 竜巳 (P86～)	1. 集落内開発の手続きについて	(1) 開発行為の申請に関して、関係者との協議はどのようにになっているか。 (2) 開発行為に関する説明会は開催しないのか。 (3) 自治会に事前に連絡は行わないのか。 (4) 開発で居住者が増えることによる地区公民館への影響についてはどのように考えるか。
		2. 都市化するなか我が菊陽町の農業に対する町の取り組みについて	(1) 現在の農業戸数と新規就農者数また開発による農地の面積が減っていると思うが問題はないのか。 (2) 農業後継者や新規就農者法人等への国の補助制度や町独自の補助支援を強化し指導体制を整えることにより、農業者が増え農業経営率がアップすると考えるが、町としては、どのように指導し将来への農業発展のための対策計画をたてているのか。
		3. 菊陽空港線延伸について	現在の進捗状況とこれからの流れを問う。
8	小林久美子 (P97～)	1. コロナ感染症対策について	(1) コロナ感染症の第3波に向けて、学校の先生や保育士、医療関係者などのエッセンシャルワーカーへのPCR検査が必要ではないか。町の対応は。 (2) 災害時の避難所対策について、台風10号の経験とその教訓は何か。必要な備品の整備と段ボールなどの備蓄は進んでいるか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 少人数学級について	少人数学級については、9月議会の答弁では、その実現については、教員数や教室確保等の環境整備が課題であるとのことであった。ただ、学校の教室など密の状態は変わらず、今後何らかの対応が必要ではないか。
		3. 中学校の制服について	合志市では、中学校の制服についてスカートやパンツスタイルなど選択ができると聞いている。今、多様性の社会の中で、町の中学校でも選択できるように検討できないか。

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和2年12月2日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和2年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和2年12月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第11号から諮問第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）

日程第8 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

3番 大久保 輝 君

5番 西 本 友 春 君

7番 佐々木 理美子 君

9番 北 山 正 樹 君

11番 坂 本 秀 則 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

15番 岩 下 和 高 君

17番 福 島 知 雄 君

2番 矢 野 厚 子 君

4番 阪 本 俊 浩 君

6番 那 須 眞理子 君

8番 中 岡 敏 博 君

10番 布 田 悟 君

12番 渡 邊 裕 之 君

14番 甲 斐 榮 治 君

16番 小 林 久美子 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

総 務 部 長 西 本 一 浩 君

健康保険部長兼
健康・保険課長 古 賀 直 之 君

土木部長兼
都市計画課長 井 芹 渡 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教育部長兼学務課長 吉 永 公 紀 君

福祉生活部長兼
福祉課長 矢 野 信 哉 君

経済部長兼
商工振興課長 川 上 一 弘 君

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和2年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番那須眞理子君、7番佐々木理美子君を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間と決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告いたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてであります。

本町では、2月に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し……。

○議長（上田茂政君） 町長、マスクばして、前に事務職がおりますのでマスクばしてください、飛びます。

○町長（後藤三雄君） 眼鏡曇りますんで外します。どこまでか分からない。

○議長（上田茂政君） 最初からお願いします。

○町長（後藤三雄君） 本町では、2月に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染防止対策を進めてまいりましたが、8月に町内居住者1人目の感染者が確認され、これまでに16名の感染者が確認されています。16名の方は、既に全員治療が終わられ退院されておられます。

一方、県では、クラスターを含む県内感染者の急激な増加に伴い、10月24日からリスクレベルを5段階から6段階に改め、1週間の新規感染者150名以上かつ病床使用率25%以上などの場合に発令する厳戒警報レベル5を最高レベルとして創設しました。現在は、昨日の発表でリスクレベル4、特別警報に引き上げられています。

また、新型コロナウイルス感染症については、インフルエンザとの同時流行が懸念されています。11月から、発熱などの症状がある場合にはかかりつけ医や最寄りの医療機関等に電話連絡の上受診するよう変更されています。

町の対応としては、町民の皆様に対して引き続きマスク着用、手洗い等の基本的な感染防止対策と、3密を避けるなどの新しい生活様式実践の徹底を町ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図り、関係機関と緊密な連携の下、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

次は、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策について報告します。

まず、菊陽町地産地消等推進事業についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、取引量や価格等が低迷している農畜産物の消費喚起、需要拡大及び町内における地産地消の推進を図ることを目的としている事業であります。町内の飲食店が菊陽町産をはじめとする県産の農畜産物を仕入れる際の費用について、1店舗当たり20万円を上限として補助する事業であり、11月時点では飲食店54店舗から取組宣誓書が、販売店9店舗から事業参加届出書が提出されています。補助対象の購入期間は、令和2年11月1日から令和3年1月24日までとしているところであります。

次に、菊陽町飲食店・小売店新型コロナウイルス感染防止対策補助金についてであります。

町内飲食店、小売店の新型コロナウイルス感染防止対策を促し、来客者や従業員及び事業者の皆様が安心して御利用できるような環境整備を整えることを目的に、感染防止対策の設備の導入や消耗品を購入した事業者に対し1店舗30万円を上限に補助する事業であります。申請期間は、令和2年11月24日から令和3年2月19日までを予定しているところであります。

次に、菊陽町新型コロナウイルス感染症対応雇用維持支援金事業についてであります。

雇用維持を図る事業者の負担を軽減させ、雇用維持の推進を図ることを目的として、国の雇

用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受けられた事業者を対象に一律10万円を交付する事業であります。申請期間は、令和2年11月24日から令和3年2月26日までを予定しているところです。

次に、マイバッグ事業についてであります。

町民の皆様新しい生活様式への対応を進めていただくことや、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるマイバッグ事業については、マイバッグと除菌スプレーの納品が完了し、11月30日から各行政区、自治会に順次配送しているところです。その後、各行政区や自治会から町民の皆様へ配布されることになります。

また、各行政区や自治会から配布されない集合住宅等の皆様には、マイバッグ引換券を12月4日に郵送することとしています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び県への要望についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、人口が増加し行政需要が高まる本町において、国や県からの財政支援は十分とは言えない状況にあります。そのため、再度11月13日に合志市長、大津町長、嘉島町長と一緒に熊本県に対して、11月17日には大津町に同行いただいて坂本哲志内閣府特命担当大臣に1市3町の置かれた状況の説明やさらなる財政支援の要望書を提出したところであります。この後報告します、道路や総合体育館についての国土交通省への要望及び内閣府特命担当大臣への要望活動については、議会からも上田議長に同行いただきました。

次は、防災関係事業についてであります。

3月に完成しました光の森防災広場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期していた落成式を、議員の皆様をはじめ、坂本内閣府特命担当大臣、蒲島熊本県知事、村山国土交通省九州整備局長など、多くの皆様の御臨席を賜り開催することができました。改めて皆様にお礼を申し上げます。災害発生直後に身の安全を確保する指定緊急避難場所として、また大規模災害時の物資集配拠点や被災者支援拠点として利用し、平常時には町民の皆様に防災訓練や防災学習の広場として、またグラウンドゴルフ、ウォーキングなどのスポーツやイベントに使っていただきたいと思います。

また、役場北側の（仮称）防災センターの建設工事の進捗については、建物を支えるくい打ちが終了し、現在は基礎造り工事を順調に進めています。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、昨年度に概略設計を完了し、本年度、令和2年度において予備設計業務を発注し、地元説明会を開催するなど積極的に進めています。また、11月には国土交通省九州地方整備局、さらに国土交通省を訪問するなど、整備促進に向けて要望活動を行ってきたところであります。今後については、熊本県と連携し、関係企業及び地域住民にとって重要である菊陽空港線延伸道路を一刻も早く整備したいと考えております。

次は、光の森駅前横断歩道橋についてであります。

光の森駅前横断歩道橋につきましては、本年度、令和2年度において予備設計業務を発注し、整備計画を進めています。この事業につきましても、菊陽空港線延伸道路事業と同時に、国土交通省九州地方整備局、さらに国土交通省を訪問するなど、整備促進に向けて要望活動を行ってきたところであります。当該横断歩道は車両の交通量が多く、横断者も多いことから、歩行者の安全を確保し、渋滞緩和も期待できる最も効果的な対策であり、早急な整備が必要と考えております。

次は、総合体育施設についてであります。

町民の皆様から高い関心が寄せられている防災機能を備えた町民総合体育館建設につきましては、本年10月に造成工事に着手したところです。

また、公園の既存駐車場が工事期間中使用できなくなるため、隣接する富士フィルム九州株式会社の工場用地の一部を借用し、約300台収容の仮設駐車場を設置することとし、11月に着工したところであります。

次は、菊池環境保全組合で取り組んでおります新環境工場等の建設についてであります。

新環境工場等の正式名称は、菊池環境工場クリーンの森合志と決定しました。ごみ焼却施設は、令和3年4月からの供用開始を目指し、予定のとおり、今月から焼却炉内部の燃焼を伴う試運転に入ります。

また、最終処分場につきましては、令和4年4月の供用開始を目指し工事を進めております。

次は、第6期菊陽町総合計画及び都市計画マスタープランの策定についてであります。

第6期菊陽町総合計画につきましては、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間としており、その策定に向け、9月に第2回、11月に第3回の菊陽町総合計画策定審議会を開催いたしました。今後も、策定審議会においてさらに御審議をいただくとともに、今月中に中学校区ごとの住民懇談会を開催し、町民の御意見を伺いながら、総合計画の策定を進めてまいります。

また、まちづくりの理念や都市計画の目標などを定める菊陽町都市計画マスタープランについては、2回の策定委員会の開催と、10月に中学校区ごとの説明会を開催し、町民の皆様の御意見を伺ったところであります。今後は、1月に予定しておりますパブリックコメント手続や策定委員会を経て、本年度内の策定を目指しています。

最後に、賃貸住宅大手が調査した街の住みこちランキング2020についてであります。

10月に行われました民間の街の住み心地調査において、本町が熊本県内トップに選ばれています。この調査は、実際に住んでいる人たちがその街に対してどのように感じているかについて行われた大規模な調査で、本町は総合評価に加えて、8つの要素別ランキングのうち、行政サービス、生活利便性、交通利便性、親しみやすさ、イメージ、物価の6つの要素において1位を獲得しております。このことは、これまでのまちづくりに対して、議会や町民の皆様をはじめ関係する皆様の御理解と御協力、御支援をいただきながら進めてきたことによるものと考

えております。

以上、新型コロナウイルス対策を中心に最近の主なものについて報告いたしましたが、今後も町民の皆様とともに、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第11号から諮問第2号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第11号から諮問第2号までの13件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和2年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は13件ございます。内訳は、承認1件、議案11件、諮問1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第11号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が、給与についての勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員の給与について、期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第66号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、令和2年度税制改正に伴い、「特例基準割合」の名称が「延滞金特例基準割合」に改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定するものであります。

議案第67号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、年金、給与所得が一定以上ある世帯において、国民健康保険税の負担水準に関して意図しない影響や不利益を生じさせないように応益割部分に係る軽減判定基準額の算定方法を見直すものであります。

議案第68号は、都市公園を設置すべき区域についてであります。

内容は、菊陽杉並木公園に現在建設中の総合体育館をはじめ、図書館や公園利用者の駐車場を拡張する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3億2,451万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を221億3,337万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を7,636万円、県支出金を5,276万6,000円、繰入金を1億3,352万8,000円それぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、民生費を1億6,973万1,000円、農林水産業費を4,348万円、消防費を3,119万円それぞれ増額するものであります。

議案第70号は、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2,426万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億6,661万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、県支出金を233万7,000円、諸収入を2,370万円増額し、歳出の主なものは、国民健康保険事業費納付金を174万9,000円、諸支出金を146万円、予備費を2,082万7,000円増額するものであります。

議案第71号は、令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,715万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を100万9,000円増額し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を100万9,000円増額するものであります。

議案第72号は、令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,449万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,683万円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を1,339万2,000円、繰入金を110万円増額し、歳出は、総務費を220万円、地域支援事業費を257万円、諸支出金を100万円、予備費を872万2,000円増額するものであります。

議案第73号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を245万円増額し、14億758万7,000円と定め、支出の事業費用を262万7,000円増額し、13億6,681万円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を273万5,000円増額し、8億5,168万7,000円と定め、支出を259万6,000円増額し、12億4,830万5,000円と定めるものであります。

議案第74号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了しますので、引き続き有限会社さんふれあを指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました鉄砲小路地区の開発道路等7路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第76号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、菊陽第二土地区画整理事業において、道路の完成に伴い、路線延長等が変わったことにより、町道三里木廣街道線の終点及び町道駄飼代線の起点位置を変更するものであります。

また、社会医療法人潤心会熊本セントラル病院の開発行為において、道路改良工事完成に伴い、路線延長等が変わったことにより、町道中尾1号線の終点位置を変更するものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

内容は、人権擁護委員のうち、別府逸郎様が令和3年3月31日をもって任期満了となります。このため、引き続き別府逸郎様を再任の候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（上田茂政君） 日程第7、承認第11号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

承認第11号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2枚目をお願いいたします。

専決処分書でございますが、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員の給与を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

専決処分を行うに当たりましては、議会運営委員会において説明をさせていただきました。

それでは、改正の内容を説明をいたします。

恐れ入りますが、4枚目の参考資料の新旧対照表1ページをご覧ください。

今回の改正条例第1条関係の新旧対照表であります。

第19条は期末手当についての規定で、第2項は支給率について定めていますが、左側の現行第2項の下線部「100分の130」を、右側の改正後は「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に改めるものでございます。

また、第3項は再任用職員についての規定ですが、下線部の第2項の引用部分について、第2項の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。

なお、この第1条による改正は本年度、令和2年度の支給についての改正で、この改正により、本年12月支給分の期末手当が0.05月分引下げの1.25月分となり、年間の支給率は2.55月分となります。

次のページ、2ページをご覧ください。

今回の改正条例第2条関係の新旧対照表でございます。

先ほどと同様、第19条の改正ですが、この改正は令和3年度以降の支給分についての改正となります。まず左側、現行の第19条第2項の1行目から2行目の下線部「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を、右側の改正後は「100分の127.5」に改めるものでございます。

また、第3項は再任用職員についての規定ですが、下線部の第2項の引用文について、第2項の改正に合わせ同様の改正を行うものでございます。

なお、この第2条による改正は、令和3年度以降の支給についての改正で、この改正により、令和3年度以降は6月支給、12月支給分とも1.275月分となり、年間の支給率は令和2年度と同様に現行より0.05月分引下げの2.55月分となります。

恐れ入りますが、2枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行する、ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

なお、一般職の職員以外の期末手当については、菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、それから菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例、また菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきまして、期末手当は一般職の例による、または一般職の給与条例を準用するとされておりますので、議員、町長、副町長、教育長それから支給の対象となる会計年度任用職員も一般職の職員と同様の引下げとなるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第11号について質問します。

一般職の1人当たりの影響額は幾らになるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 一般職の職員の1人当たりの平均で約2万円程度の減額となります。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第11号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（上田茂政君） 日程第8、菊池環境保全組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池環境保全組合議会議員に阪本俊浩君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました阪本俊浩君を菊池環境保全組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました阪本俊浩君が菊池環境保全組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時37分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和2年12月3日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和2年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和2年12月3日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君  
3番 大久保 輝 君  
5番 西 本 友 春 君  
7番 佐々木 理美子 君  
9番 北 山 正 樹 君  
11番 坂 本 秀 則 君  
13番 佐 藤 竜 巳 君  
15番 岩 下 和 高 君  
17番 福 島 知 雄 君

2番 矢 野 厚 子 君  
4番 阪 本 俊 浩 君  
6番 那 須 眞理子 君  
8番 中 岡 敏 博 君  
10番 布 田 悟 君  
12番 渡 邊 裕 之 君  
14番 甲 斐 榮 治 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 上 川 幸 俊 君  
総 務 部 長 西 本 一 浩 君  
健康保険部長兼  
健康・保険課長  
土木部長兼  
都市計画課長  
危機管理防災課長 古 賀 直 之 君  
井 芹 渡 君  
梅 原 浩 司 君  
財 政 課 長 澤 田 一 臣 君  
介護保険課長 宮 川 照 之 君  
建 設 課 長 矢 野 和 幸 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
教育部長兼学務課長 吉 永 公 紀 君  
福祉生活部長兼  
福祉課長  
経済部長兼  
商工振興課長 矢 野 信 哉 君  
川 上 一 弘 君  
総 務 課 長 板 楠 健 次 君  
総合政策課長 矢 野 博 則 君  
子育て支援課長 和 田 征 君  
農 政 課 長 東 桂一郎 君  
施設整備課長 山 川 和 徳 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆様おはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。

9月は書面での一般質問でございましたので触れていませんでしたので、改めて申し上げます。

まずは、本年の7月豪雨でお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。コロナ禍の中ではありますが、自身の議会だよりを持参し、多くの方とお話をする中でいただいた意見と自身で体験したことを基に、今回は質問と提案をさせていただきます。

質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 本年の箱根駅伝、最後の10区間で13年ぶりの区間新でシード権を獲得した創価大学の嶋津雄大選手のインタビューで、網膜色素変性症のことを知りました。暗いところで物が見えにくくなり、視野が狭くなったりするような症状を最初に起こしてきます。そして、病気の進行とともに視力が低下してきます。

すいません、マスクを外させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） はい。

○5番（西本友春君） 息苦しくて、すいません。

全国で初めて天草市が福祉用具、日常生活用具の給付対象に決定しました。福祉用具には、厚生労働省で認定し、全国一律で購入者への補助金が支給される補装具と地方自治体で独自に補助金の支給を定める日常生活用具の2種類があり、天草市では、当事者である市民の要望、意見等を基に検討した結果、2019年7月1日から日常生活用具の給付対象とすることを決定し、令和2年11月現在、予定を含めて全国で21区市町が給付対象自治体となっています。日常生活用具給付事業に暗所視支援眼鏡の追加を提案するが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。

御質問にお答えします。



まず初めに、暗所視支援眼鏡を必要とされる方の目の病気である網膜色素変性症について説明させていただきます。

議員からの説明にもありましたが、網膜色素変性症は、網膜に異常が見られる病気で、夜盲、視野狭窄、視力低下が主な症状です。この病気は、網膜の機能を回復したり、病気の進行を止めたりする治療法が確立されていないため、対症療法が中心となります。日本では4,000人から8,000人に1人がかかると言われ、厚生労働省により難病に指定されています。

次に、本町には、11月現在で網膜色素変性症での身体障害者手帳取得者は十数名いらっしゃいます。ただし、この疾病につきましては、手帳を所持していなくても指定難病の医療費助成を受けられますので、手帳をお持ちでない方もいらっしゃると思われます。

議員お尋ねの暗所視支援眼鏡は、暗い場所や夜間の環境下で見えにくい方、困っている方により明るい視界を提供することを目的として開発された眼鏡型の機器です。小型の高感度カメラで捉えた画像を装用者の内側のモニターに明るくカラー投影することで、夜間や暗い場所で明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能を持っています。県内では、天草市が全国に先駆けて日常生活用具の給付品目に指定され、その後徐々に給付品目として指定する自治体が増えてきています。

本町では、菊陽町日常生活用具給付等事業実施要綱により、障がいのある方や難病の方が自立して生活を送れるよう、日常生活用具の購入費用を助成するなど支援を行っています。暗所視支援眼鏡は、網膜色素変性症の方の生活を支援する上で効果があるものと思われることから、助成対象用具にすることについて、財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君に申し上げます。

マスクは全員しておりますので、マスクはしてください。

（5番西本友春君「はい」の声あり）

西本友春君。

○5番（西本友春君） 今回の部長の説明で、暗所視支援眼鏡のことまで説明があったんで、夜盲症の症状を抱える当事者が多く加入している熊本県網膜色素変性症協会の山本会長に本年10月6日にお会いし、お話を伺いするとともに、明かりを消した会議室で実機を体験させていただきました。昼間と変わらず明るく、また視野も広く見えました。暗所視支援眼鏡が日常生活用具の給付対象となれば、就労の可能性をはじめ、社会とのつながりを持続けられます。また、災害時の対応など患者さんの生活の質が向上するとともに、患者さんたちの希望ともなります。

先ほど前向きな検討ということだったんですけども、今回この質問は、菊池郡市の2市2町、公明党の議員が同時に質問をさせていただいております。先週の金曜日だったですか、合志市のほうで最初に回答があり、熊本市と同じような形で取組を検討しているというふうにお伺いいたしました。菊池郡市2市2町は同じ方向性でということだったと聞いております。

そうすると、基本的には今のところは熊本市は聴覚障害用拡大読み上げ機と同じ基準額の19万8,000円を考えているということでしたが、今のところの検討ではそのような形で進んでいくと考えてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 今議員がおっしゃいました2市2町の協議につきましては、事務局レベルでの協議となっております。菊陽町としましては、今来年度予算の状況につきまして大変厳しい状況であります。助成対象用具にすることについては、先ほど申し上げましたとおり検討してまいりますので、その助成額につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 分かりました。

1つだけ、この暗所視支援眼鏡はMW10 HiKARIというやつで、HOYAだけが独自開発してて、これと類似商品はほかには今現在のところはありません。そうしますと、この眼鏡の金額が39万5,000円ということで、今熊本市の考えてる19万8,000円ということであれば、自己負担が20万円近くなるということで、やはり購入するには非常に負担が多い。天草市では、現在12名の方が申請をされています。天草の人口は7万8,405名ということで菊陽町よりはかなり多いんですけども、天草の場合は、現在その給付を受けた方は、天草の議員に確認しましたところ、ほとんどが無償と。生活上、低所得者の方がどうしても仕事の関係でなかなか所得が得られてないという部分で、もうほとんどが無償という形になっております。同じ県下の中で格差がないように、しっかりと今後検討していただいて、できるだけ菊陽町の日常支援の中にも低所得者は無償で、所得のある方は1割負担という形をうたっておりますので、それが実現するようにしっかりと検討をお願いしたいというふうをお願いをいたして、次の質問に移らせていただきます。

希望出生率1.8の実現に向けては、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、ニッポン一億総活躍プラン、平成28年6月2日に閣議決定されておりますが、結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進めることとされており、平成27年度の補正予算から新たに設立された結婚生活支援事業について、平成30年9月の一般質問の回答として、事業を実施している自治体の事業効果や周辺自治体の動向などを踏まえた判断はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

お答えいたします。

令和2年度における当事業の県内自治体の動向を見ますと、実施しますのは7つの自治体となっており、事業による成果は、1自治体当たりゼロ世帯から3世帯の助成実績となっております。一方、令和3年度における同事業の県内自治体の動向を見ますと、24の自治体で実施意

向ありとの情報を得ております。本町では、現在、こうした周辺自治体の動向を注視し、同事業の実施に向けた検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和2年7月10日現在、全国281市区町村が結婚生活支援事業を実施しています。昨年の出生数は86万5,000人、出生率は1.36と低迷しています。令和3年度結婚生活支援事業の概算要求では、補助の上限額が30万円から60万円、対象世帯が夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下から39歳以下に、かつ世帯所得が340万円以下から400万円以下、補助率が2分の1から2分の3とかさ上げされることとなっています。実施要件が都道府県が中心となり、実施市区町村が広がる取組及び将来計画を提案後、審査の上、採択することとなっています。令和3年度は取り組むことを提案するが、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

令和3年度において同事業を実施することの是非につきましては、引き続き周辺自治体への動向を注視しつつ、同事業を本町で実施することの効果を考慮しながら、令和3年度の当初予算編成過程の中で適切に判断したいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 最初の回答は検討していくということではございますが、菊陽町としても住みやすさ、町長が施政方針の中でも述べられましたけれども、より多くの方が来ていただいて、若い方が結婚していただいて、多くの子どもさん、次世代を担う子どもさんをしっかりともうけることができるように前向きにぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

本年1月26日から北部循環線、南部循環線、東部循環線を廃止し、代替交通として乗合タクシーが運用開始されました。スタートしたばかりで新型コロナの影響もあり、利用者数も月で70前後と聞いているが、利用状況及び利用登録者の推移はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、令和2年1月26日から巡回バスキャロッピー号の再編と乗合タクシーの試行運行を開始しております。乗合タクシーについては、自宅までお迎えに行くことができる北部、南部エリアにお住まいの方のみならず、巡回バス、運行バスエリアにお住まいの方か

らも利用登録をいただき、登録者は、11月末現在、232人となっております。利用者の数は、一月当たり延べ50人前後で推移しておりまして、試験運行の開始から約10か月となる11月末現在、合計で516人となっております。主に買物や病院への通院に利用していただいている状況でございます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や公共交通の利用控えの影響を受けていると考えており、今後新型コロナの影響を見ながら利用状況を分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 昨年までの北部循環線、南部循環線、東部循環線を合わせた月平均の利用者数との比較はどのようになっているのか、また1月から11月までの3路線の委託料と乗合タクシーの負担額はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

御質問の件について、1月26日からの試験運行で、1月は数日の実績しかないこと、また11月分の実績については精査中であることから、乗合タクシーについては今年2月から10月までの数値でお答えいたします。

今年1月の再編前まで運行していた北部循環線、南部循環線、東部循環線の利用者は、3路線合わせて昨年1年の月平均で延べ442人です。これに対し、乗合タクシーの利用者は月平均で延べ51人となっています。また、委託料について、廃止した3路線に見合う分としては、昨年1年の月平均で約99万円であり、これに対し、乗合タクシーの月平均で約6万円となっています。

議員御質問の趣旨は、新たに導入した乗合タクシーが廃止したバス路線の代替手段として機能しているかという趣旨であると思います。その点でいけば、新型コロナの影響もあり、乗合タクシーの利用も平常モードではないことから、現状での利用者及び委託料を単純に比較できないと考えています。乗合タクシーの利用状況と効果については、新型コロナの状況を見ながら、廃止した路線との比較検討も含めて検証していき、その上で本格運行に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 出前講座等にてタクシーの乗り方説明会の実施等を計画していたが、新型コロナにより地域に出向いての説明ができていない状況で、今後利用促進のため、新型コロナの状況を見ながら住民向けの乗り方説明会を実施していきたいと9月の総務常任委員会で報告がありましたが、利用登録者及び利用状況の促進をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

今回導入した乗合タクシーは、乗り降りできる場所や運行ダイヤなど一定のルールのもと、北部、南部エリアにお住まいの方は自宅までお迎えのある利便性の高いものであります。菊陽町の新たな公共交通サービスとして広く町民の方に利用していただきたいと考えております。これまでも町の出前講座として地区公民館などにおいて乗り方説明会を開催し、多くの利用登録をいただいております。今後も新型コロナに十分配慮しながら、こうした地域での説明会を徐々に再開し、利用啓発につなげてまいります。

また、11月には町内全世帯に御利用ガイドの更新版を配布いたしました。あわせて、新型コロナに係る高齢者支援として、巡回バスとの共通乗車チケットの配付を実施しております。こうした事業も活用し、新たな利用者も取り込みながら、乗合タクシーの利用拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和元年10月2日に長洲町、和水町を総務常任委員会のメンバーと総合政策課で先進行政区として視察研修を行いました。長洲町は8時台から16時台の1日9便、和水町は9時から正午まで、午後1時から午後5時のフリー利用となっていました。菊陽町は行きが9時、12時、15時、帰りが10時、14時、17時の3便となっています。利用の時間帯はどのような経緯で確定したのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

現在の運行ダイヤは、北部、南部エリアからの行きが9時、12時、15時、帰りが10時、14時、17時となっております。巡回バスエリアについては、行きと帰りが逆となり、行きが10時、14時、17時、帰りが12時、15時となります。これは菊陽町にとって乗合タクシーの導入は初めての試みであり、近隣自治体のケースも参照しながら、菊陽町交通弱者対策協議会及び地域公共交通会議での協議を経て、1日の朝、昼、夕の時間帯の3便を設定したものでございます。

なお、北部、南部エリアの帰りの1便は、巡回バス運行エリアの行きの1便でもあることから、巡回バス運行エリアにお住まいの方が朝のお出かけに便利になるよう、10時に設定したものでございます。

乗合タクシーは、現在試行運行という位置づけであり、利用者からも運行ダイヤについて多くの御意見をいただいているところです。こうした貴重な御意見を今後の本格運行にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 利用している人から、利用できる時間帯が少ないので、先ほど課長も声を頂戴しているということだったんですが、便数を増やして利用しやすいようにしてほしいとの声を頂戴いたしました。県内で乗合タクシーを導入している市町村では、長洲町、和水町は先ほど述べたとおりですが、南関町は1日10便、南阿蘇村は8便、山鹿市が5便、荒尾市6便となっています。利用者からのもう一つの声としては、大きな病院はあるが、歯科や耳鼻咽喉科などのかかりつけ医院を指定乗車場所に増やしてほしいとの声も頂戴しております。現在の利用可能な時間帯を9時台から19時台の9便に変更することと指定乗車場所の増を提案いたしますが、町はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

町としても、利用者の方から利用できる時間帯や乗り降りできる指定乗降場所を増やしてほしいとの要望をいただいております。議員御提案の趣旨も踏まえ、本格運行に向け検討していきたいと考えております。

ただし、巡回バスも乗合タクシーも町の公共交通サービスとして実施するものでございます。町民の利便性向上が第一でございますけれども、例えば乗合タクシーが通常のタクシーと変わらないサービス内容になれば、民業の圧迫にもなりかねません。また、乗務員の人材不足や財政面の制約など、町が公共交通サービスを拡充する上で調整すべき課題もあります。これらの点を総合的に考慮の上、今後の公共交通の在り方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 多くの町民からの声を頂戴して、それにできるだけ沿えるようにということで、ただ先ほど利用者数が増えれば民業圧迫にもなるということをおっしゃいましたが、今回この事業は利用した残りの部分は町が民間にお支払いするわけですので、その点は少し違うんじゃないかな。住民の方の利用がしやすいように、利便性が図れるように、そこを中心に今後検討していただいて、新年度からはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに提案をして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんこんにちは。議席番号1番、廣瀬英二でございます。

今回で4回目の質問になります。では、ただいまより質問を行います。

傍聴ありがとうございます。お忙しいところ申し訳ございません。

今回私が質問いたしますことは、町民の福祉増進及び農業振興策として平成12年に12億5,000万円を投資して開業した総合交流ターミナルを運営管理している有限会社さんふれあについて、そして現在建設中の総合体育館などの公共施設の今後の運営方法、それと災害時のペット同伴避難所の開設についてであります。

昨日、「さんふれあ」の経営改善計画について町のほうから説明をいただきましたが、私は、約3週間前に、11月13日に質問の通告をいたしております。昨日の今日ですので重複する部分もあるかと思いますが、内容の確認の意味と傍聴においでいただきました皆様方、そして町民の皆様方に御理解をいただきたく、質問をいたします。

「さんふれあ」は来年3月末で満21年を迎えます。その間、経営形態は町の直営店に始まり、第三セクター、指定管理者へと形を変えて運営されてきました。また、平成30年度においては大規模改修工事が行われ、約6億円が投資されております。その中には健康増進策としてスポーツジム、スタジオが開設され、にぎわいを見せております。

なお、有限会社さんふれあについては、年々厳しさを増しており、売上高においても右肩下りの状態が続いています。原因としては、主要幹線道路の整備などにより大型店及び専門店の出店が相次いでいることや、今年1月から新型コロナウイルス感染が始まったことも大きく影響していると思います。今後においては、経営規模の適正化や消費者ニーズに沿った経営改善に努めること、またお客様の消費志向を満足させ、店舗のにぎわいを演出していくことも大事なことでと考えています。一町民として、議員として、特に私、産業建設常任委員会の委員でもあり、有限会社さんふれあを支えていくために提言をしていきたいと考えています。

それでは、質問については質問席からいたします。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 有限会社さんふれあの歴史について簡単にひもといてみますと、平成12年6月から3年間、直営店として運営されてきました。慣れないお客様相手の仕事に、職員の方は戸惑いや大変な苦労があったのではないのでしょうか。その後、地方自治体と民間が共同出資し、行政の計画性と民間の効率性を取り入れ、官民双方の利点を生かすことができる第三セクター方式による新会社が設立され、平成15年4月1日から3年間管理運営されてきました。平成18年4月1日から現在まで、地方自治法の改正により民間事業者のノウハウを活用することで住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理制度が導入され、5年ごとに有限会社さんふれあ和管理運営に関する協定を締結、現在は3回目の協定を締結し、来年3月末で満了することになっています。平成15年4月1日から令和2年3月まで、利益があればその2分の1が単年度に町に寄附することになっていて、総額では1億6,600万円が町に寄附されています。平成30年度においては、改修工事に伴う長期休業のため、利益で3,638万円の赤字、令和元年度においても、2月、3月の新型コロナウイルスの影響

響もあり、1,826万円の赤字となっています。その後もコロナの影響は現在も続き、先が見通せない状況となっております。また、平成30年度の大規模改修工事は、全体で6億円、新しい企画としてトレーニングジムなどに2億3,275万円のお金が投資されております。何種類もの機器をそろえ、約2,411万円の費用がかかっています。そのうち地方創生事業の補助金580万円が使われ、あわせて委託業者が2社入り、管理運営されています。一応流れを申しましたが、こういうことで間違いなかったのでしょうか。今の流れ、なかったですね。

それでは、質問に入ります。

「さんふれあ」の21年の歴史をどのように総括、評価されているのか、お尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

21年間の歴史をどのように総括、評価されているのかの御質問にお答えします。

菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」は、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の第1条で、都市部住民と農村部住民との交流を通して、農業の振興及び活性化に資する施設として菊陽町総合交流ターミナルを設置するとしております。また、第3条で、地域特産物の展示販売、地域食材の加工及び提供、温泉利用に関すること、農業及び農村に関する情報の収集及び提供、町民の健康の維持及び増進に関する事業、その他町長が必要と認めるものの事業を行うとしております。

平成12年6月に都市部住民と農村部住民との交流ターミナルとしてオープンし、温泉、レストラン、農産物直売所を御利用いただき、憩いの場になったものと考えております。また、利便性をよくするために、サウナ、歩行浴、家族風呂などの増設、農産物直売所の売場面積の拡張を行うことで機能を向上し、年々サービスを充実させてまいりました。さらに、平成30年10月には、トレーニングジム及びスタジオ機能を追加し、健康づくりの場にもなり、開館以来これまでに延べ868万人の町内外の皆様にご利用いただいているところであります。

また、本施設の最大の目的であります農産物直売所においては、これまでに出荷協議会110名の会員の皆様から新鮮で安価な農産物の出荷をいただき、貢献していただいております。地産地消として地元の多くの農産物を町内の食卓へ届け、地域の活性化につながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今農政課長から話ありましたように、非常に有限会社さんふれあが果たしてきた役割というのが私は非常に町民にとって大きいものがあるんじゃないでしょうか。

それでは、質問2に参ります。

来年3月末で指定管理（非公募）5年間の終了となるが、その後の運営はどうするのかと。この質問については、昨日、経営改善計画の中で説明をいただきました。確認しておきたいと思いますが、運営方法については指定管理、現在の制度、非公募、それと公募、それと完全民



営化という方法が3つございますけども、この1年間でコロナの影響が大変大きくて、判断しようがないと。1年間かけてじっくりその見極めの材料を探していきたいと。その間に経営改善をしてやっていきたい、そして見極めをしたいということで、そういうふうに理解しておりますけども、それでよかったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 指定管理終了後、来年4月以降の運営はどうするのかの御質問にお答えします。

菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号で、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは公募によらず指定管理者を選定することができるとあります。これを根拠条文といたしまして、平成18年4月1日から令和3年3月31日まで、全3回の指定管理者の指定につきましては、不況時でありながらも成果を上げてきたこと、また地域等の活力を積極的に活用し、施設を適切に管理されてきたことから、非公募での指定管理者の指定を行ってまいりました。

令和3年4月からの指定管理につきましては、公募による選定についても検討するため、協議を進めてまいりました。しかしながら、現在、客を招き寄せる誘客事業の業界の情勢といたしましては、新型コロナの影響により多大な打撃を受け、いつ収束するか不透明な中、感染防止対策に取り組みながら経営改善を進められている状況と思われます。総合交流ターミナルも誘客事業であり、新型コロナの影響をより大きく受ける事業形態のため、このような時期に公募を行ったとしても、高いノウハウを持つ事業所からの参入は見込めないと判断したところであります。よって、これまで施設を適切に管理されてきた有限会社さんふれあを非公募により総合交流ターミナルの指定管理者として1年間の指定をするものとして、今回の議会定例会に指定管理者の指定についての議案を提出しております。

なお、令和4年4月からの指定管理者の指定につきましては、新型コロナの収束状況と有限会社さんふれあの経営改善計画の実行による今後の経営状況を見ながら、今までどおり非公募による指定にするのか、公募による選定での指定をすべきなのかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、コロナが収束しなかった場合、現行制度をさらに延長するのか、それとも1年間たった時点で非公募、公募の運営方法を判断されるのか、それについてはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 先ほどお伝えしましたとおり、有限会社さんふれあの経営改善計画の実行によります今後の経営状況を見た上で、どうしていくのかというのを考えていきたいと

いうふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、質問3に参ります。

委託業務の中で重複している部分があるが、町はどのように考えているのか。委託業務の選定及び管理運営については「さんふれあ」の権限事項であると認識しています。来年4月から1年間は、先ほどお話がありましたように、経営改善計画など見極めの重要な年度になります。「さんふれあ」設立の原点に返り、町を代表する議員として提言をしていきたいというふうに思っております。

現在、スタジオの受付管理、これは2社で今実施されてますよね。それで、一社には年間1,400万円、もう一社には600万円と。合わせて2,000万円の委託料を払っていらっしゃるわけですね。これは私はちょっと高いんじゃないかなというふうに思ってます。来年3月末でこの契約も切れるようでございますから、あと3か月残っておりますけれども、どこの委託業者にするかというのは「さんふれあ」としても頭の痛いところではないかと想像するところでございます。要するにこれは町としてはどんな考えなんでしょうか。この2つの委託会社、これをどのようにお考えなのか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 委託業務の中で重複している部分があるが、町はどのように考えているのかの御質問にお答えします。

現在、トレーニングジム及びスタジオ運営の業務をスポーツジム会社において、またスポーツジム会社が運営するスタジオプログラムの空き時間を利用したスタジオ運営及び菊陽健康クラブの関連業務をNPO法人において、それぞれ有限会社さんふれあと業務委託契約が締結されております。トレーニングジム、スタジオ及び菊陽健康クラブ関連業務におきましては、連携することでより効果的な運営が図れると判断するところであります。現在の業務委託契約は令和3年3月31日をもって満了します。令和3年4月1日からの新たな業務委託契約につきましては、有限会社さんふれあ町が協議しながら、より効率的、効果的な運営が図れるよう委託先を選定していく計画であります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 時間の関係もございますので、質問4に参ります。

農産物直売所は、昼間の時間帯は比較的客户が多いが、夕方の時間帯は欠品もあり、少ない。にぎわいを取り戻すため、ソフト面の対策を含め町はどう考えているのかということでお尋ねをします。

昨日、農産物直売所、それから温泉施設、レストラン、スポーツジム、それぞれの具体的な改善策が示されました。農産物直売所においては、ボリュームのある10項目の改善策が示され

たわけですけども、私が一番気になることは、生産者と販売者の相互信頼と申しますか、これがちょっと不足しているんじゃないかなあというふうに思っています。生産者は良質な商品を提供すると。そうすると、販売は熱意を持って販売する。そうすると、お客様は安心して購入するというのが基本だと思うんです。これをやっていくためには、商品の前に生産者の顔写真をつけて、そしてこの商品はうちの商品なんですよということでしていったら、それは生産者もう悪い商品は出せないんです。自然とそういうふうになっていくんで、そういう仕組みづくりをつくる必要があるんじゃないかなというのが一点です。

それと、にぎやかさを創出するためにいろんな昨日説明いただきましたけれども、その中になかったもんですから、これはあえて言いますけど、にぎやかさを創出をしていくというのは、これは大切なことで、ですから例えば月1回に農産物の朝市をやると。1時間か1時間半になるか分かりませんが、そういうやつを計画していくと。それに合わせて天草辺りの海産物を一緒に売って、そして輪を広げていくというやり方も私はありじゃないかなというふうに思ってます。

それと、そういう特売日とか朝市、こういうのは宣伝が大切です。それを広報きくようにびっしり入れて、それを周知宣伝を図っていくというのは、これは必要なことだと思います。

それとあと、昨日10項目のボリュームのある改善計画をいただきましたけども、素晴らしい内容でございました。ただ、これをいかに具現化していくというのが一番大切なんです。絵に描いた餅だけではこれはもう何の意味もございません。だから、スケジュール感を持ってやっていく必要があると思います。

気づいた点は、直売所の関係ではそういうことでございます。この点について何か意見ありましたら。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） それでは、農産物直売所のにぎわいを取り戻すために、ソフト面の対策は町はどう考えているのかの御質問にお答えいたします。

農産物直売所に出荷している出荷協議会は、当初110名の会員数でありましたが、経営の大規模化による契約出荷及び高齢化により年々減少し、現在は78名の会員を中心に出荷されております。お客様のニーズに応えるためにも、品ぞろえが少なくなる前に追加し、いつ来店しても豊富な品ぞろえで迎えなくてはならないところであります。しかしながら、出荷される会員の高齢化と会員の減少に伴い品ぞろえも減少し、お客様が離れることにより売上げが減少し、売上げが上がらないことによりさらなる会員の減少と悪循環を招き、早急な対応が必要であると認識しております。現在、農産物直売所の運営改善に関しまして、出荷協議会、有限会社さんふれあ及び町において、JA菊池の協力を得ながら協議を進めております。

有限会社さんふれあの経営改善計画では、今後は出荷協議会会員の増強や不足する作物の仕入れ、特に夏場は品薄になるため、高冷地からの仕入れを強化し、豊富な品数の確保及び品質向上に取り組んでいく計画であります。

農産物直売所のにぎわいを取り戻すためには、農産物直売所をはじめ、温泉、レストラン及びジムを有する不特定多数の利用者が集う集客施設のため、まずは新型コロナの感染防止対策の徹底が急務だと考えております。また、近隣にも当施設と類似する競合店が出店し、最近では大型スーパーでもインショップと呼ばれる農家直売コーナーが設けられるなど、総合交流ターミナルの類似競合他社に対する優位性は低くなってきております。

このような状況を打破するために、有限会社さんふれあの経営改善計画では、農産物直売所の運営改善や職員研修による接客等の向上、宣伝広告、イベントによる集客を行い、お客様に愛される施設を目指してにぎわいを取り戻していく計画であります。本町としましては、総合交流ターミナルが安定的に運営され、目的を達成するように有限会社さんふれあと協議しながら、一緒に効果的な改善に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1 番（廣瀬英二君） もう少し回答は手短く、時間の関係もございますので、よろしく願いしときます。

それと、温泉施設においては、大広間の部屋を宴会場専用を食事と休憩所として開放すると。これはもう私も同感で、これは早い時期にそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それから、レストランのさん膳、これについては提案ですけども、将来的にはスポーツジム、レストランを移設して、そして臨時売店ひかりでございますけど、それと広場を含めた飲食スペースにして、全体一体となった飲食スペースにしたかどうかという分は私は気持ちの中にございます。特に近くには食事どころが全然ありません。需要はもう確かにあると思います。スポーツ広場、図書館、杉並木公園、さんさん、将来的には総合体育館等の利用者、そういう部分で今の現在は温泉の利用客だけのレストランというふうになっております。また、靴を脱いでレストランまで行かにゃあいかんということで、二の足を踏むお客様も結構いらっしゃるのではないのでしょうか。

それと、総合的には昨日説明いただきましたけど、私は一番肝腎なのは、職員がいかにやる気を出して販売をしていくかということが一番大切だと思います。だから、私の役割と目標、これはもう民間企業はどこでもやってます。それを出して、自分はこういうことをやりたいと掲げて、そして1年間たったときに自分は目標を掲げてこうやったんだけど、自分の達成度はこうだったと。それは当然要するに管理者が見ていくわけです。その評価によって、例えば時給の10円でも20円でも上げていくと。そういうやり方は、私、絶対必要だと思います。

それと、確かに研修も必要です。ただ、一番基本的な部分は挨拶です。昨日も全員協議会の中で話ございましたけども、商売の基本である挨拶の徹底、これはもうぜひ早急にやってください。我々もこれはもう国営から民営化になるときは、もう大分苦労しました。毎朝挨拶の練習です。いらっしゃいませ、ありがとうございますとか、それをみんな回し回しでやった経緯

でございます。それをやっていくうちに、やっぱりそれが当たり前になってくるんです。だから、そういうことをぜひ、提案ですけども、よろしく願いをしておきます。

それから、お客様御意見番というのがあります。これをもっと活用して、いろんなお客様の御意見がありますんで、それを聞きっ放しじゃなくして、それをそういう意見があった場合に掲示板を作って、そこに内容についてお答えをしていくというやり方は、私は非常に効果的じゃないかなというふうに思ってます。

それと、小さいことですけども、自動販売機が21台あります、内と外で。それも多いんじゃないかなと思うんです。これ月に大体自動販売機が3,000円かかるんです、電気代が。私もそういう仕事した関係もでございますんで、3,000円はかかるんです。そうした場合には結構大きくなるんです。そうすると、自動販売機は今のところ全部飲料の自動販売機ですよ。それを例えば1台外して、その代わりに例えば卵の自動販売機をつけるとか、菊陽にはありますよね、そういうおいしい卵を販売しているところが。そういうやつをすとか、そのほかにも自動販売機の内容についてはいろいろあるかと思いますけども、そういうことも考えられたらいかがでしょうか。

時間がありません。それじゃあ、総合体育館についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、総合体育館についてお尋ねをします。

現在建設中の総合体育館に「さんふれあ」内にある「にんじむ」、それとスタジオを移設できないかと。これは今あるスポーツジムの機器類は2,411万円かかっております。そのうち581万円が地方創生事業で来とるお金なんです。それを投資されています。そのほかに今「さんふれあ」にある「にんじむ」はそのままにしとって、また新たに昨日、総合体育館についての説明ございましたけども、それはそこにまた新しく作って、2つ総合体育館と「さんふれあ」に置くということなんでしょうか、その辺についてまたお願いします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 質問にお答えします。

まず、総合体育館につきましては、検討委員会を設置してこれまで進めてきたところでございます。その中でねスポーツジムやスタジオ機能を持ったトレーニング室を設置する方向で今も進めているところでございます。

そして、検討委員会からの答申の中でもう一つございましたのが、総合ターミナル「さんふれあ」との連携を強化して、双方の機能について調整、検討することということで答申されてございます。内容的にはスポーツジムとスタジオ機能を持ったトレーニングジムをまず整備をしようというのが体育館でございます。そして、「さんふれあ」の「にんじむ」の設置につきましても、これ昨日ちょっとお答えさせていただきましたけども、総合体育館の建設計画を念頭に置いたものでございました。そのことから、総合体育館の建設場所がまた「さんふれあ」と隣接する位置で決定したことによりまして、当該エリアを健康増進の拠点エリアと位

置づけて、総合体育館と「さんふれあ」とが健康をキーワードに連携し、利用形態をすみ分けするなど、おのおのが特色を持った運営とすることで、利用者が自身の体力に合った施設を選択し、利用することが可能となります。結果として幅広い年代層で利用が広がり、多くの町民の利用が期待でき、体力増進や健康寿命の延伸に寄与できる施設群となることと考えているところでございます。

詳細につきましては、今後、有識者の意見を聞くなど類似施設や施設運用について調査研究を行いますとともに、関係課と連携して検討してまいりたいというふうに思っております。いわゆるすみ分けをして、きちっとしたところで対応していきたいということでございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりやすい説明でありがとうございました。

次の質問2でございます。

建設中の総合体育館、図書館、さんさん公園など、一元管理を含めた指定管理制度を導入する考えはあるのかと。例えば、さんさん公園と総合体育館、これはもうスポーツ系でございすんで、もう同じところで管理をしていくという部分は必要かと思えます。これは地方自治法が平成15年に改正されて、体育館、図書館、それから公的施設の管理を民間企業やNPOに委ねることができるようになったという部分がございすけども、これの例えば町のお考え、というふうな方向性で進まれるのか。もうあと2年で総合体育館ができます。そしたら、それからいろいろ考えていくというのはもう遅いと思えますんで、それまでにどういうふうに運営をしていくのかということを検討いただいて、そして効率的な、また有効的な運営をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

総合体育館の管理運営につきましては、御承知だと思いますけども、直営や指定管理者への委託、そして施設の一部を委託する方法など多種多様でございます。管理運営につきましては、現在管理を検討を始めたところでございます。総合体育館の管理運営につきましては、指定管理者への委託も含め検討することとしまして、他自治体の運営形態やその運営状況等を調査研究し、判断したいと考えております。

また、「さんふれあ」や杉並公園などの複数の施設の管理を一元的に行うことも併せて研究していきたいというふうに考えておりますが、相乗効果が期待できまして、効果的かつ経済的である場合にはございまして、町民の皆様への行政サービスの維持向上が前提であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今後いろんな検討をされていくと思えますけども、私がちょっと調べたのが、要するに公募にいった場合に、これは当然営利企業参入になるわけです。そうした場合に

は、町の施設、町民の税金で建てた施設、それがビジネスの道具になりはしないかというのがあります。それと、住民サービス低下にならないかと。それと、会社は営利を目的とする社団法人ですから、住民サービスが見逃されはしないかと。そうすると、住民の声が届くのかという問題もございます。それと3つ目に、議会の監視が後退するのではないかとという心配もございます。それと、事業者を指定管理にしても、別の新しい事業者のほうがノウハウを持つようになった場合、途中で事業者が倒産することもあると。逃げ出すこともあるんです。そうした場合にリスクは町が負うことになるんです。だから、これはもうもちろん町の方は十分御承知だと思います。その辺を効率的に有効に活用されることを願っています。

ちなみに、菊池郡の2市2町の状況を、私、ちょっと調べてみました。そうすると、主なところでは、指定管理者の非公募、菊陽町はもう「さんふれあ」です。大津町では道の駅物産館、これは非公募なんです。それと、菊池市では、指定管理者の公募ではメロンドーム、それから温泉ドーム、ここは公募を2回やったそうです。2回やったけれども手を挙げる会社がなかったということで、現在の第三セクターをそのままやっという状況みたいです。それと、菊池市の場合は四季の里ってありますよね。ここが1回やって、解散をして、また今第三セクターで指定管理の公募で今やっておるような状況でございます。それと、合志市は、体育館とか何かはもう直営ですけども、ユーパレス弁天、これも公募で、今年の4月からだったですか、やっております。それと、これはYMCAが指定管理者になって、それとあとは図書館、それからマンガミュージアムか、これもこうし未来研究所というところでやっておるようでございます。

それと、ちょっと申しますと、大津町の場合に、これは岩戸の里ってございましたね。これが18年間営業して、7年前に倒産をしております。中身はもうメンテナンスで1億円かかるとか、もう維持費が大変だとか、そういう状態も当然考えられることです。だから、そこは慎重に考えていただきたいというふうに思っています。

それと、2市2町以外の動向では、荒尾市の市立図書館、これが公募で紀伊國屋書店、ここが指定管理の公募ということで入ってます。それと、昨日新聞に載っていましたが、宇城市の2つの図書館、ここも公募で蔦谷書店ですか、ここが入っておるようでございます。参考までに。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、ペット同伴の避難所開設の考えはあるかと。

これはペットの避難所ということになると、同行避難、それから同伴避難所という2つのパターンがございます。同行避難というのは、そこまで家族の方が連れていって、その後は避難所が判断をするということになっておるようでございます。それはちょっと複雑でございますんで、今回は同伴避難の設置についてお尋ねをしたいと思います。

これは最大級の台風と予報された台風10号に対する菊陽町における災害対策は、菊陽町図書館ホールを含む10か所の避難所が開設されました。それを開設されるまでには3回の対策会議

というんですか、それも開かれておるようでございますが、避難者の受入れ、最大254世帯、413人が今回の台風で避難をされました。その中では、言う必要ございませんかもしれませんが、コロナの感染者があったというのちょっと御紹介をしておきます。

それと、幸いにも町内における人的被害や施設などの大きな被害はあまりなかったということで安堵をしているところでございます。災害対策に関わられた関係者の皆様、本当いろんなコロナ禍の中で大変だったと思います。本当御苦労さまでございました。

それと、全国で地震や水害などの異常気象による自然災害が頻発する中、環境省は地方自治体のペット避難対策が遅れていると。市町村にペット受入れの避難所運営マニュアルを作成するよう呼びかけているが、市町村の反応は鈍いということのようです。防災計画にもペット避難の記述がないという指摘も環境省からはあるようでございます。確かに人命優先でペットの避難まで、そこまでは及ばないかもしれませんが、動物愛護の面からと人命優先の部分で、これはぜひ考えていただきたいというふうに思います。

2市2町の登録制度というのは、これは狂犬病の関係で犬だけなんです。これが2市2町で1万件を超える登録になっております。それと、菊陽町の場合は2,100件です。すると、猫とかほかの動物を入れれば、その倍以上になるんです。そうすれば、今要するに菊陽町の世帯数が1万7,900ほどございますんで、約2割を超える人たちがそういう対象になるわけです。だから、その辺をぜひお考えの上で、ぜひペットの同伴避難については御検討をいただきたいと。これはもうペットも家族同然です。今葬式もあるし、初七日もあるんですよ。それだけわんちゃんに対する感情、ペットに対する感情はそういう感情がございますんで、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

じゃあ、御回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

ペット同行の避難については、過去の災害でペットと同行避難した人が避難所に入れない事態や避難所にはペットとの同行避難ができないと考えた方が危険を顧みずに避難しなかったことが背景となり、国の防災基本計画では、市町村が行う努力義務として、必要に応じ避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めることに加え、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めることなどが定められております。

町の地域防災計画書では、避難所の管理運営の中で、町はペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとして定めております。

なお、廣瀬議員からありましたように、ペットの同行避難とは、災害時に飼い主がペットを連れて一緒に避難することで、避難所でペットと一緒に過ごせるかどうかは自治体の判断に任されています。

御質問のありましたペット同行の避難所については、今年9月の台風10号の際に、県内では



熊本市がアクアドームくまもとで開設されましたが、一般避難者との間でペットの臭いや鳴き声への苦情、興奮した犬に職員が手をかまれるなど、難しい避難所運営であったとお聞きしております。本町としては、ペット同行の避難所について、今後、課題を整理しながら開設の在り方などを研究してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私も南区でペット同伴の避難所開設についてお聞きをしました。これはもう大変だったみたいです。臭いとか、それから鳴き声とか、それからふんの問題とか、これはもう大変だったようでございます。ただ、そういう部分をクリアしていかないかんと思うんです。だけど、問題点については、やっぱり日頃のペットのしつけとか、それからトイレ、鳴き声、それからクレートトレーニング、籠に入れるときに、そのトレーニングをしとかんと、なかなか慣れんで鳴くみたいなんです。それがあるし、それからペットフードの準備とか、薬とか、自前のテントとか、そういう部分も必要かと思います。それから、未登録のペットもあるでしょうし、その辺の2次感染の問題もあるでしょうし。これは私、ちょっと調べたんですけども、菊陽町にペットホテルというのがあるんです。ペットホテル。これはペットを預かって一晩過ごすとか、これはひなたぼっことか、ペットランドヒロセとか、そういうのが6か所ありました。1泊が小型犬が3,500円、中型犬が4,500円なんです。すると、大型犬は6,500円払わにゃあいかん。そうすると、時間制では1時間で小型犬が500円、中型犬が500円、大型犬は700円なんです。ですから、災害時にペットの同伴避難が難しいようであれば、ペットホテルに協力依頼をするのか、もしくは助成、ホテル利用客への助成をどのぐらいするのかとかいろいろあるかと思いますが、それも選択肢に入るんじゃないかと思うんです。だから、その辺も含めてぜひ実現に向けて検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） ただいま廣瀬議員のほうからありました貴重な御意見については、今後の参考としてお伺いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 時間が10分ほど余りましたんで、聞き漏れたことがありますんで、お尋ねをします。

すいません、手前勝手に私の構想なんですけども、今「さんふれあ」にあるスタジオとスポーツジム、これを移動して、その後に……。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員、もう終わりましたので……。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

○議長（上田茂政君） 関連質問が終わりましたので、これはおやめになっていただきたいと思いたすので。

○1番（廣瀬英二君） 失礼しました。

じゃあ、以上で終わります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時29分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号14番、甲斐榮治、一般質問を行います。

今日はコロナ禍にもかかわらず、傍聴ありがとうございます。

項目がたくさんありますので、また時間が足りなくなるかもしれんよと随分脅されたので、壇上はこのぐらいにして、質問席で質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 対面のこの一般質問は本当に久しぶりという感じがいたします。先回は文書で質問をして、それに答えを出していただくという形でした。その回答を踏まえて本日の質問を行いたいと思います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症第3波対策についてということで質問をいたしますが、まだ政府は第3波というふうに明言はしていないようですけれども、私の見るところではもう第3波というふうに考えていいんじゃないかということで、こういう命題にしております。

それで、まず最初ですけれども、小・中学校児童・生徒の学習をどう保障するかと。

この質問の背景には休校措置があります。第1波のときに休校措置が取られまして、それに対してその評価をどう考えるかという質問に対して、町教育委員会の答えは、新生活様式の学習の機会になったというのが1点です。それからもう一つは、夏休みを短縮をして、教育課程を見直して、その結果、授業時数は確保できた。この2つがお答えだったと思います。

それで、今後、今いわゆる第3波、相当な感染者数になってきているようですが、この後休講措置云々が必ず出てくるんじゃないかと思います。そういう感染症の流行状況が厳しくなったときに、再び休講措置を取るのかどうか。再び取るとすれば、どんな場合か。

それから、休講措置になれば、当然オンライン授業というのが出てくるとは思うんですが、私は、教育は、もうお分かりと思いますが、人と人との人格の触れ合いが基本であって、オンライン授業とか、これは知的には非常に貢献しますけれども、人格形成等には少し問題があるかなと思って、これは第二義的なものであろうというふうに考えておりますが、そのオンライン授業をどのように位置づけているのか。そういったことを含めて、現在どういう取組が行われているか、お答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） お答えいたします。

菊陽町の学校では、後期がスタートして1か月が過ぎましたが、毎日の体温測定、手洗いやうがい、せきエチケットなど、家庭と連携し、感染防止のための新しい生活様式が定着しております。また、非接触型の体温計や消毒用アルコール、マスクをはじめ、3密を防ぐためのバス借り上げ料など、各学校が必要な衛生管理について、議会の御協力を得て取組を進めてきているところでございます。

教育課程の進捗状況につきましては、現在計画的な履修を進めることができしており、各学校においては、教育活動の効果を上げながら感染拡大防止の両立を図るため、様々な工夫をしております。具体的には、全校集会や児童・生徒会の集会活動をオンラインで行ったり、運動会を低中高学年別、保護者も人数制限しながら入替え制にし、競技に参加していない学年はオンラインで応援したりするなど、それぞれの学習活動の目標が達成できるよう、各学校は懸命に取り組んでおります。また、GIGAスクール構想の実現に向け、W i - F i 環境や児童・生徒1人1台のタブレット整備ができる限り早く完了するよう事務手続を進めており、教職員のタブレット活用に向けた研修を計画し、12月から計画的に実施する予定です。

現在、感染状況が全国的に拡大する傾向にあり、学校でも児童・生徒や教職員の集団感染による臨時休校などが発生することも想定して対応を進めております。児童・生徒や教職員の感染が確認された場合、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な運営のためのガイドラインに従って、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、また感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が保健所により高いと判断された場合にも、学校の全部または一部の臨時休業を行うことにしております。

これらについては、保健所により特定された感染した児童・生徒や教職員の学校における活動の対応、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて、感染拡大防止と児童・生徒の学習保障にとってどのような対応が適切か、児童・生徒の学習をどのように保障するのか、関係学校とその都度協議をしながら判断していくこととしています。その際、関係者のプライバシーを守り、差別につながらないよう最大限に配慮しながら、関係児童・生徒の学習の保障も進めていくことにしています。

緊急事態宣言が出された場合においては、新型インフルエンザ等特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より学校の施設の使用の制限または停止等の要請を行ったり、同法第24条第7項や第36条第6項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合があります。いずれの場合であっても、児童・生徒等の生活圏における蔓延状況を把握し、児童・生徒の学びの保障も考慮しつつ、臨時休校の必要性について、町長と事前に十分相談を行い、必要に応じ学校の臨時休校等の措置を講じることになります。このような対応を想定するとともに、オンライン学習の充実強化のため、複数のカメラ等を活用できるよう本定例会に予算を計上させていただいております。教育委員会と

しましては、今後も新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営ができるよう、条件整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 時間の関係もありますので、二の矢三の矢は私のほうでも控えたいと思いますので、今のは簡潔な答弁でしたけども、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

休校措置というのは、学校にとっては非常に大事な判断で、もうお分かりと思いますけれども、どうぞ慎重に生徒の学習権がかかっておりますので、慎重に考えていただきたい。同時に、取る場合には十分な説明をお願いしたいというふうに思います。

じゃあ、2番に行きます。

私たちは、大きな国単位あるいは都道府県単位のことは割とテレビのニュースで流れてきますのでつかんでおりますけれども、我が地元については比較的に分からないことが多いので、そういったことを踏まえて次の質問をしたいと思います。

大体このコロナ関係は、見ておきますと、もう保健所の対応が一番中心になっておるようですけれども、管轄の保健所と町の——提携と書いてありますが、連携です、これは——連携がどうなっておるのか。感染の確認の手順とか、それから発症した場合の手順、それから保健所からの情報の提供、そういったことについて実情をお知らせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

県内における新型コロナウイルス感染症に関する事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び厚生省令の定めに基づき、県が実施することとなっております。

県では、県内の市町村、医師会、薬剤師会、消防、自衛隊、警察、学校、企業等の関係機関で情報共有、連携を行うため、全県的には熊本県新型コロナウイルス感染症対策協議会を通じて対策を進めております。菊池地域においては、菊池地域振興局に設置している菊池地域新型コロナウイルス感染症対策協議会を通じて、県対策協議会と連携を図りながら関係機関が情報を共有、連携等を行い、菊池地域における対策を進めております。

また、これまで町内で感染者が発症した場合、県から公表された情報を基に、感染者の個人情報保護に細心の注意を図りながら、町内の小・中学校、保育所、学童クラブ等への感染拡大に配慮が必要な場合は、健康・保険課と保健所が連携して、発生後の施設封鎖や消毒方法等の指示を仰ぎ、教育委員会、関係課と協議しながら感染拡大を最小限にとどめるよう努めております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 具体的に言いますと、この発症が疑われる場合にどのような手順になるか、その辺のところをもう一回お願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 感染症が疑われる場合ですか。

（14番甲斐榮治君「はい、要するにどうも自分の体調がおかしい。  
だから、どこかに受診をして、それからずっとその後の手順、どう  
いうふうになるのか」の声あり）

感染が疑われると御本人が判断された方のことということですか。

では、質問にお答えいたします。

後ほど申し上げようと思っておりましたが、県のほうでは、疑いのある方は帰国者・接触者  
外来何とかだっただと思いますが、そちらのほうに電話で相談等を行い、指示を仰ぐというふう  
なことになっておりましたが、11月からは感染拡大が非常になっているということで、かかり  
つけ医か最寄りの医療機関にまずは電話で相談して、その後医師の診断を受けて、検査が必要  
であれば検査につながっていくというふうなことになるかと思います。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） では、これはもう発症が疑われるというふうに本人が判断した場合に  
は、かかりつけのお医者さんに行くか、最寄りの病院に行くということですね。そして、そこ  
から先はもう保健所との連絡等は病院からなされるということですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられましたように、御本人が医療機関に相談をして、その後の指示  
を医師か保健所等から仰ぐというような形になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 簡単なことのようにですけども、大都会の場合はもう発症者が多いんで、  
その辺分かっていますけれども、菊陽町の場合には、幸か不幸か、幸のほうだろうと思いますが  
が、あまり例が身近にないから分かってらっしゃらない方もあると思って質問をいたしまし  
た。

3番目に行きます。

手洗い、うがい、せきエチケットの徹底を呼びかける。これは町の方針です。それから、医  
療機関や介護施設にマスクや消毒液を提供するなどのここまです町の方針ですけども、こ  
のほかには何か感染防止対策を考えていらっしゃるかどうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

これまでの一般質問等で答弁しておりますように、町では町民の皆様に対して日常的な予防  
である手洗い、うがい、せきエチケットのほか、3密を避ける新しい生活様式実践の徹底を町  
ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図るとともに、町内の全医療機関及び全介護施  
設に感染防止用のマスク及び消毒液を提供し、施設内での感染拡大防止に協力しております。

また、県においては、県内でのクラスターを含む感染者の急激な増加に伴い、10月24日からリスクレベルを6段階に改定しております。さらに、今年の冬はインフルエンザとの同時流行が懸念されるため、先ほど申し上げましたが、11月から、発熱などの症状がある場合には、かかりつけ医や最寄りの医療機関等に電話連絡の上、受診するよう相談や診療の対応が変更されております。

町としましては、今後も県内の感染拡大防止に関する情報を町民の皆様に周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） PCR検査、これについてはどのようになっていますか。例えば、菊陽町の場合に、PCR検査を受けた例があるのか、今後あるとしたらどういうふうになるのか、その辺を説明いただきたい。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

PCR検査についてということでございますが、これまで申し上げておりますように、この感染症法に関する事務は県が実施するというふうになっておりますので、先ほどの感染が疑われる方ももちろん医療機関、それから県が対応するというふうな形になっております。したがって、PCR検査につきましても、町ではなく県が実施するというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） PCR検査ということでありましたので、私のほうからもお答えしたいと思います。

いわゆる台風10号のときに、もう御存じのとおり、図書館ホールのほうで避難されとる方から感染者が出たということです。その図書館ホールのほうには九十数名、職員のほうもいろいろお世話係で出ておりましたけども、ここで感染者が出たということで心配しておりましたけども、これについては3密を避ける形での対応をしたった関係で、保健所の所長のほうが直接お見えになって、濃厚接触者にはならないということでありました。しかしながら、おられた方が心配されることであればPCR検査のほうを保健所のほうで実施しますということで、ほとんど90名近くの方がPCR検査を保健所のほうでということで、本人負担なく受けられたところであります。そういうことで、今後もしもそういうことがあったら、そんな対応になると思います。

さらにもう一つ、そのほかにいろいろ方法はないかということですが、今ちょうどマイバッグと除菌水のほうを区長さん、自治会長さんを通じて配布をしておりますが、その中にマイバッグと除菌スプレーのどういうことでこれを作って各家庭に配布するかというのを分かりやす

くこういうチラシも作って入れております。ぜひこれを見ていただくと、買物をするときの注意事項、それからこれは環境問題のほうにもこのCO<sub>2</sub>削減のそういうところも目指しておるというふうなことを載せておりますので、ぜひ議員さん方もそれぞれの知り合いの方とか地域の中で、このマイバッグはどういう思いで作って出しとるかということを周知していただければ有り難いと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今町長のほうからマイバッグと除菌の件が出てきましたけれども、これはもちろん議会を通して、もう議決されて、我々も責任があるわけですけども、どうも私の周辺ではこのマイバッグについては少し否定的な意見が出ております。ただ、これはもう私の周囲の話ですから、全体的にどうなるかは分かりませんが、もう議決事項ですからどうのこうの言うことはできませんので、ただこのマイバッグ等について、町のほうでぜひこの効果がどうであったかぐらいの把握は今後していただきたいというふうに思います。今お答えが出たから言うんですけども、寄せられた意見では、例えば区長さんならば、これはもう委託契約に入っとらんと。だから、これを自分たちがする必要があるのかというふうな意見です。それから、町民の中からは、もう既に持っていると。それをコロナということでマイバッグはどうかというふうな意見が出てます。これはもうこのことをここでは云々はしません。ただ、そういったのが出ておりますので、どうぞ事後の調査だけは町のほうでもこの効果について調べていただきたい。希望しておきたいと思います。

次に移ります。

医療従事者の防護服、ゴム手袋、フェースシールドの備蓄はできているか。これはイエスカノーかで結構です。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

イエスカノーかということでございますが、一応答弁案は考えておりますので、読ませていただきます。

（14番甲斐榮治君「できるだけ短くお願いいたします」の声あり）

11月からインフルエンザとの同時流行が懸念されると先ほども申し上げましたが、そのような場合にはかかりつけ医、最寄りの医療機関での受診態勢ということで、受診態勢が拡大されております。町としては、このような事態に備え、感染防止対策に必要な医療従事者への防護服、ゴム手袋、フェースシールドを備蓄する予算を令和2年8月の補正予算で御承認いただき、必要に応じて町内医療機関に提供できる体制を整えております。予定している備蓄数は、医療用ガウン2,790枚、ゴム手袋6,200枚、フェースシールド1,750枚です。発注時に品薄状態にありましたゴム手袋につきましては、現在予定数をクリアできておりませんが、納入業者による入荷の確認後、早急に購入する予定としております。その他の備蓄品につきましては、現

在予定数を確保している状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 全国的にも医療体制の崩壊の傾向が云々されておりますので、どうぞこの辺についても今後ともに医療機関への支援についてどうぞよろしくお願いをしておきたいと思いをします。

それから、9月の一般質問のお答えの中で、高齢者福祉施設への補助金が衛生用品、施設設備で2,000万円、それから陰圧装置とか換気設備で3,600万円、合計5,600万円計上しておるといふようなことのお答えがあっておりますけれども、この活用状況について、これも簡潔にお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） お答えいたします。

高齢者福祉施設への補助金5,600万円のうち3,600万円については、町が熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用して事業を実施するものです。内容は、高齢者福祉施設の感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないように室内の気圧を低くする陰圧装置と居室に窓がない場合でも定期的に換気できるようにする換気設備の設置に必要な費用の補助になります。

活用状況としては、町が対象施設に対し希望調査を行い、希望のあった施設分について町が県に対して交付申請を行い、11月25日に県から町に対して交付決定の通知があったところです。今後、施設から町への交付申請に基づき、交付決定後、工事に着手していただくところです。

次に、2,000万円については、町が独自に実施する菊陽町高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業です。内容は、感染防止のためのエプロン、手袋等の衛生用品や非接触型体温計等の購入、施設整備に要する費用など、幅広く対象としたものです。この補助金の目的は、熊本県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用した上で、足りない分に利用していただくといった県が直接実施する支援事業を補うものとして考えております。申請は今月から開始し、来年の3月までに補助金交付を終了することとしております。どちらの事業も補助基準額の上限までは全額補助となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 次に移ります。

コロナ関係では最後の質問ですけれども、町経済へのマイナスの影響が出てくると。その下で、町税の減収が想定されているというのは前のお答えでした。町長はなかなか手堅い財政の運営をされる方と思いますが、財政規律を守りながらいろいろやっつけらっしゃるというその姿は分かります。それは非常に大切なことだと思いますけれども、今はコロナの関係で非常時



じゃないかと。非常時に財政規律を守るという考え方だけでよいのか。町民の個々人への支援も必要ではないか。町の経済にマイナスの影響を及ぼしてると。県下でもこれはもう83.3%の企業がマイナス影響を受けてるというふうな答えをしておりますが、この質問をしているのは、先ほどマイバッグの件がありました。これはもう個々人への支援というふうにお答えですが、町民の間を回ってみますと、どうしても他の市町村等の取組の中に商品券があります。これの希望が非常に大きい。商品券は、これは町の中だけで使えるというふうにすれば、町経済へのカンフル注射になると私も思います。それからもう一つは、何かあったときに町が町民一人一人のことを考えるんだというその信頼にもつながる施策じゃないかというふうなことで、マイバッグはありましたけれども、さらにもう一回町民の個々人への支援、それが考えられないのか。例えば、他の自治体ではインフルエンザの注射代の無料化とかそういったものしておりますし、特に町民の中で希望が強いのは気持ちの問題だと。商品券で一人一人に何か還元をしてもらえないかというそういう思いがあります。この辺についてお答えをいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が町民生活や町の地域経済に多大な影響を及ぼす中、町においては、町民の生命、健康を守り、地元事業者の雇用となりわいを支援するため、様々な対策を講じてまいりました。具体的には、事業者に向けては、飲食、宿泊業者への支援金給付、家賃の補助、感染防止対策物品の購入補助、地産地消の推進を通じた飲食店の支援などであり、生活支援としては、生活困窮者への食料支援、独り親家庭への特別給付、マイバッグや除菌水の全戸配布、高齢者への公共交通乗車チケットの配付などであります。そのほか、GIGAスクール構想の推進など、未来を担う子どもたちへの投資も行っております。

対策を講じる財源として見込まれる国の地方創生臨時交付金は、本町のような財政力指数や人口増加率の高い自治体には不利な配分となっておりますが、その中であっても交付金をうまく活用しながら、不足分は財政調整基金を取り崩して対応しているところです。

今回の感染症など非常時には、何よりも町民の生活を守るため、タイミングを逸することなく必要な対象者に対して必要な対策を講じる必要があります。しかし、緊急の財政出動に備えた基金が底をつけば、当面の減収見込みへの対応や町民への福祉、教育など現在取り組んでいる全ての事業に支障を来すことになります。そのため、必要な施策と財源のバランスを取っていくことが重要と考えております。今後も国の規定の国庫補助金や地方創生臨時交付金の有効活用を図り、今後の財政見通しを考慮しながら、町民の皆様の生活をしっかりと支えてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 財政規律をちゃんと守りながらというふうな答弁だったと思います。そ

れは分かりますけれども、申し上げておきたいのは、もうこれ以上言いませんが、町民の中では非常に商品券等、個々人に還元してもらいたいという思いが非常に強いということをお伝えしておきたいと思います。

いいですか、町長。手短にお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、地方創生臨時交付金が菊陽町に県内でも一番1人当たりが来てないということは議会のほうでも説明して、そのために人口増加率の高いところと、それから財政力の高いところが一番1人当たりは少ないということで、合志市と、それから大津町、嘉島町と一緒に国への要望もしましたけども、再度また第3次分が予定されとるということで、また4市町で県のほうに要望に行きまして、その後大津町にも同行いただいて、国のほうに行って、内閣府の特命担当大臣に坂本代議士がなられましたので、そちらのほうで地方創生の関係ということで、1市3町の連名で要望してきたところです。これが来ないとなかなか。合志市は1人5,000円の商品券か何か対応されたということでありますけど、合志市は少ないといっても、うちが3億1,000万円に対して6億何千万円か来とるわけです。そういうところで、さらに人口の少ないところは1人当たりにもた1万円を配ったりなんかされておりますけども、本町の場合はもうそういう交付金が来てないということで、再度要望しておるところであります。これは全国的に財政力の高い町村あたりからは同じような要望が出ておるような状況でありますので、今後もしっかりとこういう国の、県の支援が得られるようなことは取り組んでいって、できるだけ町民の皆さんのほうに還元できるようなことができるかと考えてはおります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今町長がおっしゃったことは、前にも丁寧に説明をいただきましたんで、理解をしております。財政力の強いところにはほとんどもう交付金が減ってしまって、なかなかつらい財政状況になるということですよね。それは分かりますが、今私が申し上げたのは、今後とも国の補助金等もあるかもしれませんが、その辺も踏まえながら、できるだけ町民への還元を今後も、もうこれで終わりじゃなくて、どうぞ考えていただきたいと、こういった意味で申し上げております。

それでは、次に移ります。

2番目の空港アクセス鉄道計画についてですが、熊本県としての次のハードルというのは、三里木駅からの分岐の問題ですけれども、計画をいかに事業化に持っていくかにあるというふうに推測をしております。このような状況下で町は何をしなければならないと考えるか。熊本県の計画が明らかになってから、菊陽町としてのまちづくり構想など必要な調査検討を速やかに進めるというふうな構えでこれまで来られましたけれども、それでは遅過ぎるのではないかと。

2 番目も続けていきます。

同事業に関係すると思われる地域の調査や地域住民、関連組織などとの対話に取りかかり、その意見も集約しておくべきではないか。県からの情報が限られておりますけれど、今のところ、限られた範囲内で何かできることをやるべきではないかということをここでは申し上げております。県は、大体この事業に対してもう5,000万円の調査費用を最初計上して、さらに7,000万円を次に計上して、1億2,000万円をもう調査費として計上しております。あとは問題は事業化なんですけれども、その事業化に向けて菊陽町がすべきことはないかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、2項目併せて答弁させていただきます。

まず1つ目でございますけれども、9月定例会でもお答えしたとおり、現在事業主体である県において、昨年度の調査で課題が確認された費用便益分析、いわゆるBバイCの精度向上や事業費縮減のための継続調査について、今年度末をめどに作業が進められています。また、有識者や経済界などから意見を聴取する空港アクセス検討委員会についても取組が進められており、来る今月11日に第1回の委員会が開催される予定であります。

本町としては、まずはこれらの継続調査の内容や検討委員会での議論について、県との情報共有を図り、県の動きを注視してまいります。そして、事業化の判断がなされましたら、速やかに必要な取組を進めてまいります。

空港アクセス鉄道の整備は、空港周辺地域における新たな産業集積の構想も含めて本町にとって追い風となる事業であり、町がさらに飛躍するための取組を行っていきたいと考えております。

次に、2項目めでございます。

6月県議会において、昨年度の詳細調査の結果として、4つのルート帯が示されたところであります。しかし、現在、事業主体である県において、継続した詳細調査や検討委員会を通じた意見聴取の取組など、空港アクセス鉄道の事業化の判断に向けた調査検討が行われている段階であります。このような現状を踏まえ、まだ町が地域住民との対話を行う時期ではないと考えております。まずは県との緊密な連携の下、継続調査の内容や検討委員会での議論について情報共有を図ってまいります。その上で、詳細な事業計画等が明らかになりましたら、空港アクセス鉄道の影響を受ける地域住民、関連組織などにも配慮しながら、町として必要な取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体今までお聞きしたとおりの答弁だったと思いますが、もうそれ以上言っても、今言われたこと以上のことは出てこないと思いますので、意見を申し上げて、次に移ります。

御承知のとおりなんですけども、この事業というのは、単に菊陽町の発展だけじゃなくて、空港に隣接する自治体、それから県全体、これの発展と非常に深く関わる事業だというふうに思っております。ただ、県としても、今はコロナの問題があり、さらに人吉地区の洪水の問題があり、ここになかなか手をかけられないという状況だと思いますけれども、これはコロナとか、こういう言い方したら怒られるかもしれませんが、あるいは水害とかそういったことはいずれは克服されていく、過ぎ去る問題だと思いますが、空港周辺のこの事業については、これはもう基盤整備の問題であって、将来につながる問題と。十分にお分かりだと思いますけれども。そういったものに対して県がなかなか動きづらい状況があるとするならば、菊陽町地元としては何かやるべきことはないかという思いがいつも私の胸の中にあります。例えば、三里木の地域住民、それから下津久礼の地域、関係するところです。それから、白水台地の地域、それから組織としては菊陽町の商工会、三里木繁栄会あるいは夢街光の森会、こういったところに関係をしてくると思いますので、現在分かっている状況の中で何か対話をするべきではないかというふうに考えます。

それともう一つは、県が動きづらい状況の中で、我々地元の菊陽町は何らかの世論づくりを、町民に対してもそうですけれども、県全体に対してやるべきではないかと、世論づくりをするべきではないかと、そういうことを提案して、もうそれ以上言っても答えは同じでしょうから、次の問題に移りたいと思います。

白川の治水についてです。

私は、何回かあの地域の住民の方からも言われまして、白川のほりを調べたことがありますけれども、まず5番目から行きたいと思います。

白川沿岸の現地視察等は町はどの程度行っているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、質問5ですね。白川沿岸の現地視察はどの程度行っているのかの質問についてお答えします。

河川管理者である熊本県とは毎年1回合同で現地視察を行い、現地の意見交換を行っているところであります。また、降雨量が多いときには、河川状況の確認のため、菊陽町独自で巡回パトロールを行っております。また、大津町陣内と熊本市北区弓削に設置されている水位計と菊陽町管内にあるライブカメラ3か所の映像により、河川の状況把握に努めております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） その状況は分かりました。

では、白川中流域というのは恐らく県の管轄だと思いますが、町として白川中流域の治水はどういうふうにあるべきだというふうに基本的に考えていらっしゃるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、白川中流域の治水についての基本的考え方は何かの御質問

についてお答えします。

国土交通省と熊本県では、白川の中期的な整備内容等を定めた白川水系河川整備計画を平成14年7月に作成し、河川整備を実施しています。その河川整備計画では、白川中流域である菊陽町、大津町の具体的な治水対策は示されておりませんので、白川改修・立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議の中で大津菊陽区間の治水対策を白川水系河川整備計画に盛り込み、早期着工を強く要望してきました。その結果、令和2年1月に新たな整備計画が策定されました。この策定された河川整備計画には、菊陽町を含む中流域の降水流量を整備目標として定められており、沿線住民の安全・安心のさらなる向上を目指す河川整備計画となっております。

国土交通省と熊本県では、新たな整備計画の対象となる令和の時代は、昨今の異常気象による水災害の頻発、激甚化及び川に対するニーズの多様化への対応に向けた展開として、治水対策の進捗と併せ、住民の防災意識向上やまちづくりとの連携、水辺空間の多様化をさらに強く意識し、沿線住民や水際の動植物にとって安全で心地よい空間の創出と白川の歴史、文化を継承した川と動植物、地域とのハード・ソフトの両輪で河川の整備を目指すという考えであります。

熊本県では、新たな白川水系河川整備計画に基づき、令和2年度から白川中流域である菊陽大津区間において具体的な工事に向けた詳細な計画を立てるための測量業務に入るようになりました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 白川の中流域について、一番責任主体は国土交通省であり、あるいは県ですかね。私たちの理解では、小碓橋から下は国交省、それからその上流は県ですかね。だから、菊陽とか大津は県の管轄下になると、こういうふうに理解していいですね。

ということは、町がどうこうという基本的な考えじゃなくて、県と国交省の考え方に従ってると、こういうふうに理解していいですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） はい、そうであります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 実情としては理解できますけれども、ただこの大津町も関係しますけれども、あるいは阿蘇、大津町、菊陽町、地元の自治体として基本的な考えは一回整理しておくべきじゃないかというふうに私は考えます。それは、しかし、今のところ国交省と県、何かありますか。いいですか。今そういう思いを述べて、次のもう十分御存じだと思いますけども、通称「キエモン」、下津久礼、上津久礼のちょうど中間ぐらいのところの堤防ですけども、一番白川の流れが真正面から突き当たる堤防です。「キエモン」というのはそういう位置関係にあると思って見てますけれども、ずっともういつ見ても土のうを積んだままという状況です。これはもう将来的にもあのまんまでいくというふうに、町としてはどう捉えてらっしゃいます

か。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 3、通称「キエモン」付近の堤防はこれからも土のうを積んだままか、将来における改善の計画はないのかの御質問についてお答えします。

熊本県では、先ほどの答弁で申しましたとおり、令和2年度から菊陽町整備区間の測量業務で現地調査に入り、その調査結果を基に目標とする流量確保等を検討し、具体的な整備内容及び施工時期を確定していくと伺っております。

御質問の通称「キエモン」付近は、以前より熊本県に対しパラペットの設置要望をしているところでございます。土のうについては、平成24年7月の九州北部豪雨災害の後に設置されたものであり、破損しているものは安全のためにその都度取替えをさせていただいているところですが、本格的な護岸等の工事がぜひとも必要でありますので、早期の工事着手を熊本県に対して要望を続けているところでありますけれども、今後もより一層強く要望してまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） さっきちょっと言い忘れましたけども、巷間言われているところによると、どうも国交省としては白川の中流域は熊本市を守るための、ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、遊水地。要するに洪水の場合に水があふれるんです。そのために遊水地として考えてるんじゃないかというのを、巷間、うわさですよ、聞きますが、そんなことはないんでしょうね。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） いや、そんなことはございません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） というふうに答えられると思いました。答えづらいことだと思いますけれども、巷間言われておりますので、一度これは出しておきたいと思った次第です。ただ、もしそうであれば、国交省あるいは県と町の間で洪水であふれた場合の農地の補償とか、いろんな被害、そういったことの復旧についての何か救済策といいますか、そういったのを明文化しておくべきじゃないかというふうに考えます。これももう言ってもお答え出てこんでしょうから、希望としてそう申し述べておきます。

それから、今白川を最近御覧になりましたか。そしたら、4番目に行きます。

洪水によって自然に削られた堰堤の一部を埋め戻す事業が行われております。これは私が見てそう感じました。川床の掘削、しゅんせつであれば納得がいきますけれども、堰堤そのものじゃなくて、それから突き出たところ、川の真ん中ぐらい、流れの真ん中ぐらい辺りまで埋めつつあります。ということは、次に大水が出れば、その部分がまた削られてしまうと。それはもう非常に明白じゃないかと思って見ました。この事業は一体何なのか。これについて町は相談を県あたりから受けられたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、4の洪水によって自然に削られた堰堤の一部を埋め戻す事業が行われている。川床の掘削、しゅんせつであれば納得できるが、次の出水によってまた削られることは明白である。この事業について県から町に相談がなされたのか、また町はこの事業をどう考えているのかの御質問についてお答えします。

現在実施されている事業箇所は、菊陽町東ヶ丘区の対岸である熊本市側の河川工事であることから、着手時において具体的な工事の説明は熊本県から特にありませんでしたので、確認しましたところ、この工事は令和元年の白川の出水により、低水護岸の背後の土砂を流出したため、護岸の維持管理としてその背後を埋め戻す工事を実施しているものとのことです。また、埋め戻しに当たっては、袋詰め玉石と呼ばれる玉石を袋に詰めたもので埋め戻しを行うことによって、今後の出水時に土砂が流出することがないように工夫をしているということも熊本県から説明を受けております。町としては、熊本県に一日も早く白川中流域である菊陽大津区間の本格的な護岸等の改修工事に取り組んでいただくようしっかりと要望してまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今埋め戻しをしているところが、これは菊陽町じゃありませんね、確かに区域としては。だけど、川というのはつながって流れるもんですから、ちょっと菊陽町の区域を外れたからといって、菊陽町は関係ないということにはならないというふうに私は考えますが、理解し難いのは、川幅の真ん中あたりに堰堤というか、堤防みたいな、ちょっと低めのやつがあるんですよ。そして、本当の堤防はもう一つ左岸のほうにあって、その間に土砂とか石を埋めてる。その石もどこから川底を掘削をして入れ込むのならまだしも分かります。水量が流れるところが深くなるわけですから。ところが、そうじゃなくて、どこから持ってきて埋めてる。そういったことについて、県は若干の説明があったということですけども、町がいろいろ言うことはできないんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 今まで建設課長のほうが答弁してまいったとおりでございまして、対岸の熊本市側の工事でございます。

本町においては、今年度からようやく測量調査に入っておりますので、そうすれば菊陽町側の河床がどういうふうに掘削するのだとか、堤防をつくのとか、そういったものが今後見えてまいりますので、対岸の熊本市側については、現時点で意見を言える立場にないというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 行政のことですから私はよく分かりませんが、ただ川の流れというのは、先ほど言いましたように一続きのものですよね。ですから、それについて何か町は町として治水についての一つの考え方を持って、県なり国交省と話すようになれんかなと、そういう希望を持って私は今申し上げてるところで、ぜひ大津町も関連しますし、阿蘇も関連しま

す。あるいは、場合によって立野ダム辺りも関連するかもしれませんが、川の流れの一続きのものとして何か対応できるようなそういう方向に行っていただけないかなと。これは希望を申し述べておきます。具体的にまあせえ、こうせえと言っても、それはもう右から左にできるもんじゃないと思いますので、ぜひ地域の人たちは白川の出水については戦々恐々としたところも持っていらっしゃいますので、どうぞよろしく願いをしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 議員番号7番、佐々木でございます。

今日の一般質問は、防災対策について、不登校児童・生徒への支援について、起立性調節障害について質問させていただきます。

毎年楽しみにしている保育園、小・中学校の入学式、運動会、体育祭などの様子を本年度はコロナ感染対策で見ることができませんでした。とても残念でした。しかし、先生方、教育委員会の計らいにより、コロナ対策に万全を期し、例年とは違う形で行事が挙行できたことに対して、保護者の方々からも喜びの声が聞かれました。お礼を申し上げたいと思います。

さて、9月の一般質問では防災のことについて質問をしました。しかし、書面にて質問をすることの難しさを感じました。再度防災について質問をします。

9月に襲来した台風10号では、菊陽町では施設入場者を最高100名とし、各避難所を開いていました。日頃の避難所と違い、猛威と報道された台風10号の襲来とコロナ感染対策で町の避難所対策も大変だったのではないのでしょうか。町内の高齢者の方からは、避難所に行くところコロナ感染リスクもあるから、ホテルでの避難を選択されたとのことでした。避難所だけが避難所でなくて、いろんな避難所の選択肢があると痛感させられました。

それでは、1番の台風10号の襲来では感染症対策に配慮した避難所運営がなされたかどうかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今年9月の台風10号は、非常に強い勢力を保ったまま九州への上陸、接近が予想されていたため、住民の関心も高く、早くから家周りの整理や窓などへの暴風対策が行われたり、避難所の開設についての問合せも多くありました。



避難所開設に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、避難所ごとに受入れ人数を制限するなどしたため、これまでの台風時の避難所開設数である三、四か所より多くの10か所を開設しました。避難所運営では、事前に健康保険部局と十分な検討を行い、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクやアルコール消毒液、段ボールパーティションを設置しました。また、避難者の受付時には、検温やせきなどの症状がないかを確認するとともに、避難所ごとに体調が悪い方のためのスペースを別に設けたり、避難スペースでは密にならないよう避難者同士の間隔を広く取ることなどの対策を行いました。また、災害対策本部には保健師が待機し、避難者の体調変化に備えるなど、感染症対策に配慮した避難所運営を行いました。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 私は、防災備蓄倉庫を議員の皆さんとともに、それから近隣の議員の皆さんとともに、そして大学生の勉強を一緒にするために見学させていただきました。その4回目の菊陽の地域女性の会の皆さんと光の森備蓄倉庫を見学させていただきました。そこには段ボール製パーティションが置いてありました。実際に組み合わせて見せていただいたんですが、そのほかには備蓄品として町のごみ袋が入ってる段ボールや布団などがありましたが、町の災害用の備蓄の計画はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

現在、町で整備している防災備蓄倉庫は、光の森防災備蓄棟、光の森町民センター、三里木町民センター、役場の4か所となり、備蓄品はそれぞれに分散して備蓄しています。

お尋ねの防災備蓄計画については、町の地域防災計画書の中で災害備蓄物資整備計画として定めています。現在の備蓄状況は、非常用食料として菊陽町人口の5%、約2,100人の2日分である1万2,600食以上を常時備蓄しています。あわせて、水、毛布、簡易トイレなどの生活必需品や救急セットなどを備蓄しています。ほかにも簡易シャンプーやマットレス、タオル、歯ブラシなどの生活用品、感染症対策としてのマスク、段ボールパーティション、アルコール消毒液、ハンドソープなどを備蓄しています。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 私は光の森備蓄倉庫だけしか見てませんでしたので、ほかの備蓄倉庫にもちゃんと食料品、それから生活用品について備蓄してあること、それが計画的になされていることに対して聞くことができてよかったと思っております。

それでは、3番に入りたいと思います。

9月議会の一般質問で土砂災害危険地域に戸別受信機の配付を考えるべきと提案しましたが、令和2年7月の豪雨を受け、より緊急で確実な情報伝達の必要性があることから、戸別受信機の配付を進めていくとの回答でした。今回の補正予算で防災用備品として予算化されました。県は、土砂災害区域を町内の13か所を追加し、指定する手続を行っており、本年度中に指定される見込みとの回答でしたが、具体的な配付地域と世帯数及び戸別受信機の配付方法とス

ケジュールはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えいたします。

議員言われましたように、本年7月の記録的な豪雨によりまして、県南地域において甚大な被害が出て、亡くなられた人も多数出ているような状況であります。このときも言われましたけども、命を守るための早めの避難は大変重要であります。町民の皆様にごこのことを実行していただけるように、災害危険区域の戸別受信機の無償貸与に係る費用を今回の一般会計補正予算に計上させていただいてるところであります。

御質問のありました戸別受信機の貸与地域及び世帯数であります。地域としては上津久礼、下津久礼、東ヶ丘、戸次、辛川の現在土砂災害警戒区域に指定されてる地域である世帯と、それから本年度中に追加予定の地域を含めた110世帯を対象としております。本議会の補正予算で可決いただけましたら、この予算成立後、速やかにこの対象世帯に対し説明会を実施し、各世帯に対応したいと考えております。

戸別受信機の製造には3か月ほどかかるということでもありますけども、来年のいわゆる出水期、雨の降る時期までにはこの対応を完了したいと考えているところであります。戸別受信機でありますので、屋内の電波の受信状況のよい場所に設置できるよう、町と事業者が決定したら、一緒に確認しながら戸別に設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） それでは、配付するだけではなくて、委託業務とされている業者に一個一個持って行っていただいて、電波の状況を見ながら設置するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 業者に任せっ切りではなくて、町の担当部署から職員も一緒に同行させて、どの場所がよいかというのを見た上で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 昨日説明していただいた、こちら都市計画マスタープランの概要について見たんですけども、最後のページに校區別に見てあって、あなたは今後どのような整備や取組が必要だと思われるかという答えの中に、南小校区以外はライフプラン、水道、ガス、電気の施設の対策、それから防犯の対策のことを言われてましたが、南小校区については崖崩れや土砂災害に対する対策、河川の氾濫などに対する対策について言われていました。全国的に50年に一度、80年に一度という報道されていた災害が今では未曾有の災害として私たちの日常生活を変えてしまいます。町民の日常を守るために災害対策を進めてくれることを望みます。

それでは、2番の質問に入りたいと思います。

2 番の質問は、不登校児童・生徒への支援についてを質問いたします。

1 番の児童・生徒の不登校や別室登校の状況を学校現場、教育委員会はどう対応してるかをお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） お答えいたします。

現在の児童・生徒の不登校や別室登校の状況でございますけども、欠席30日以上の不登校児童・生徒数は、小学校6校で10名程度、中学校2校で20名程度で推移しておりまして、全体の在籍数に占める不登校児童・生徒の割合は0.67%でございます。また、別室登校については、複数の時間を保健室や心の教育相談室などで過ごしたり、学習内容に応じて教室等で過ごしたりしておりまして、別室で過ごす期間や時間も児童・生徒の状況で違いがあります。

このような状況を踏まえまして、学校では不登校の解消と未然防止を学校の最重要課題として位置づけ、管理職がリーダーシップを発揮し、組織的に取り組んでおります。

まず、未然防止の取組としまして、愛の1・2・3＋1運動に取り組んでおります。この取組は、欠席1日目には電話連絡、2日目には担任による家庭訪問、3日目には組織対応、プラス専門機関への相談連携というものでございまして、児童・生徒の状況変化に対する初動対応を重視しております。また、不登校はその要因が複雑に絡んでいるケースもありまして、定期的に不登校対策委員会を開催し、担任や学年部、養護教諭だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童・生徒本人や保護者に関わり、必要に応じて医療機関とも連携し、再登校に向けた段階的な方法とその際の具体的な取組を提案しながら対応しております。

教育委員会としまして、このような学校の組織的な取組を支えるための教育支援を重点取組として位置づけております。具体的には、教室に入れない児童・生徒に対応するよう各中学校に教員免許を保有する相談員を1名ずつ計2名心の教育相談員として配置するとともに、杉並教室という名称で教育支援センターにも教員免許を保有するベテランの教育相談員を4名配置しております。このように教育委員会では、各学校の不登校及び不登校傾向、10日以上欠席をしている児童・生徒の状況や学校での対応について毎月報告を求め、状況を把握するとともに、杉並教室相談員とも定期的に情報交換会を行い、利用児童・生徒の状況等を把握しております。また、そこで専門機関につながっていないケースなどがありましたら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子育て支援課や児童相談所、病院などの関係機関をケースに合わせて利用を促しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 平成27年に不登校児童・生徒の支援を進めることを目的とした教育機会確保法が施行されました。不登校とは、病気や経済的な理由を除いて年間30日以上を欠席する児童・生徒のことを言います。不登校の子どもたちは、基本的に学校に行かない、行けない

状態が続いています。教育機会確保法は、こうした子どもたちの教育を受ける機会を確保するための施策を国や自治体の責務として必要な財政上の措置を講ずることを求めています。菊陽町も不登校の児童・生徒が多く、また不登校とまではいきませんが、教室に入れず、教室とは別室に登校している、いわゆる不登校予備群の児童・生徒が少なくありません。

教育機会確保法の中では、国及び地方公共団体は次の措置を講じ、または講ずるように努めるとあります。1、全児童・生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置、2、教職員、心理福祉などの専門家などの関係者間での情報の共有の促進などに必要な措置、3、不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実などに必要な措置、4、学校以外の場における不登校児童・生徒の学習活動、その心身の状況などの継続的な把握に必要な措置、5、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性を考え、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童・生徒などに対する情報の供給などの支援に必要な措置とあります。

以上のことから、1番、現在の児童・生徒の不登校や別室登校の状況をどのように考えているのか。

2、教育機会確保法には教育支援センターの整備や教育の充実に必要な措置を講ずると書かれてあります。町の取組はどうしているのでしょうか。また、今後どのような措置を考えているのでしょうか。

3、不登校の児童・生徒だけでなく、教室に入れず別室登校をしている児童・生徒の教育機会の保障をどのように考えているのでしょうか。

さきに質問した不登校や別室登校の対応の質問と重なるところはあると思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 2番の教育の充実に必要な取組をどう考えているのかということでお答えいたします。

不登校児童・生徒を取り巻く要因は複雑に絡み合っておりまして、学校現場のみの対応ではスムーズに解決に結びつかないケースが多く存在します。不登校の対策を考える上では、その背後にある要因、背景等、最初に不登校を引き起こすことになった直接のきっかけなどを整理して捉え、その対応に当たっては、不登校児童・生徒やその保護者等の状況や支援のニーズに配慮した上で、効果的な対策を講じることが求められます。不登校として捉えられている中には、家庭環境による生活リズムの乱れ、いじめやトラブルなどの生徒指導関係事案、LD、ADHD等による不適應、病気、虐待等を要因にしたものも含まれておりまして、不登校対策はそれらの多様な実態を視野に入れながら取り組む必要があります。

そこで、教育委員会としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、杉並教室の利用とともに、子育て支援課、福祉課、児童相談所、医療機関と情報を共有し、教育委員会と福祉部局が一体となって連携を図り、不登校状況の改善に向けて現在取り組んでお

りますけども、この取組をさらに強化していくことが必要であると考えております。

また、教育支援センターである杉並教室、スクールソーシャルワーカーや関係機関などが連携し、不登校児童・生徒やその保護者を支援するネットワークづくりも進めており、今後も引き続き取組を充実していくことが必要であると考えております。

さらに、フリースクールなど学校以外の民間施設等で相談指導を受ける児童・生徒がいる際の対応についてガイドラインを作成し、関係学校が日頃から積極的に情報交換や連携に努め、関係の児童・生徒の出席状況や学習の様子を連絡シートにて確認したり、保護者や児童・生徒と面談したりするなど、連携、協力するよう指導しております。

このように、教育委員会は積極的に福祉・保健・医療機関とのコーディネーターとしての役割を果たしながら、各学校が関係機関と連携しやすい体制構築に向け、今後も取組を充実してまいります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） それでは3番の質問に移らせていただきます。

私たちの町では、教育センターは中学校校区に2か所あります。それから、合志市が3か所、大津町が1か所という近隣の状況でございます。

まず、その教育センターの機能について、学校との連携はできているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 教育支援センターは、学校生活への復帰を支援するため、児童・生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導を組織的、計画的に行う組織で、菊陽町では杉並教室という名称で設置しております。現在、菊陽町の教育支援センターである杉並教室は、菊陽中の隣に位置する中央公民館内と武蔵ヶ丘中の隣に位置する武蔵ヶ丘コミュニティーセンター内にあり、担任だけでなく管理職や学年主任等も様子を見に行ったり、話をしに行ったり、そして行き来がともしやすい状況になっております。小学生の利用もあり、必ず利用したときには杉並教室から学校に連絡があり、担任や管理職、養護教諭等と情報を共有できる状況にあります。教員免許を保有する杉並教室の教育相談員は、それぞれの児童・生徒の学習や行動の様子を学校に情報提供するとともに、中学校内の心の教育相談室の相談員と日常的に情報を共有し、学校復帰に向けて連携を図りながら指導を行っております。さらに、教育委員会とは定期的に連絡会議を行っており、利用児童・生徒の状況や学校での状況が報告されております。課題などがあれば教育委員会内で協議した後、対策案を各学校へ助言するなど連携を図りながら、杉並教室がより効果的な児童・生徒の居場所となるよう努めております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） それでは、3番の起立性調節障害についての質問をさせていただきます。

す。

起立性調節障害は、自律神経の機能障害の上に季節や気候の変化、生活リズムの乱れ、心理、社会的なストレスなどで発症し、悪化において複雑に影響を及ぼしております。小学校高学年、中学生の年齢から発症する頻度が高く、中学生の時点では約1割に存在すると言われ、遅刻や欠席が増え、不登校になるとも言われております。

1番の起立性調節障害の児童・生徒の把握はしているのか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 起立性調節障害は、主に思春期に後発する自律神経系の不調から来る体の病気で、循環系の自律神経機能の調節不全により、脳や全身に必要な血液が行き渡らないので、立ちくらみや目まい、動悸、朝起き不良、倦怠感や頭痛、腹痛など様々な症状を現します。起床時に症状が強く現れて登校できない子どももいます。起立性調節障害は不登校の初期症状とも似ているため、各学校においては、毎朝の健康観察時に児童・生徒の体調チェックを行い、頻繁に眠たそうにしていたり、元気がなかったり、何らかの体調不良を訴える児童・生徒がいたら、その原因を探るために児童・生徒と学校生活の悩みがないか聞き取り、保護者に状況を確認したりしております。また、どうしても朝起きができない、体調不良が続くなどで遅刻が続いたり、欠席が続いたりする場合も、同じように原因をつかむために状況を把握し、保護者との教育相談を重ねます。

このような状況にある児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーを活用した心理面へのアプローチやスクールソーシャルワーカーによる家庭や子どもを取り巻く環境への働きかけ、そしていじめや友人関係など学校生活に起因する欠席等の改善に向けた教師の支援、医療的観点からのアプローチなど要因を想定していきます。そのため、管理職と関係職員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとでその児童・生徒の現状を把握をしたり、解決策を相談したりする会議を行い、必要に応じて保護者の同意の下、カウンセリングを施したり、病院受診につなげたりしていきます。病院受診につなげ、起立性調節障害と診断された場合、保護者からの報告で学校は把握するということになっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） 小・中学校におけるサポートはどのように行っているかというのも答弁の中に含まれていたかなと思っております。

私の子どもが小学生の頃、近くの家担任の先生が児童を時々迎えに来られていました。それが何だったのかお聞きしませんでした。菊陽町では先生方が一人一人の子どもたちを見ておられると感じました。学校現場、教育支援センター、教育委員会と一緒に不登校解消に取り組んでいらっしゃることを感じました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時36分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和2年12月4日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和2年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和2年12月4日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君
3番 大久保 輝 君
5番 西 本 友 春 君
7番 佐々木 理美子 君
9番 北 山 正 樹 君
11番 坂 本 秀 則 君
13番 佐 藤 竜 巳 君
15番 岩 下 和 高 君
17番 福 島 知 雄 君

2番 矢 野 厚 子 君
4番 阪 本 俊 浩 君
6番 那 須 眞理子 君
8番 中 岡 敏 博 君
10番 布 田 悟 君
12番 渡 邊 裕 之 君
14番 甲 斐 榮 治 君
16番 小 林 久美子 君
18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 西 本 一 浩 君
健康保険部長兼
健康・保険課長
土木部長兼
都市計画課長 古 賀 直 之 君
危機管理防災課長 井 芹 渡 君
財 政 課 長 梅 原 浩 司 君
子育て支援課長 澤 田 一 臣 君
農 政 課 長 和 田 征 君
施設整備課長 東 桂一郎 君
山 川 和 徳 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君
教育部長兼学務課長 吉 永 公 紀 君
福祉生活部長兼
福祉課長 矢 野 信 哉 君
経済部長兼
商工振興課長 川 上 一 弘 君
総 務 課 長 板 楠 健 次 君
総合政策課長 矢 野 博 則 君
人権教育・啓発課長 村 上 健 司 君
介護保険課長 宮 川 照 之 君
建 設 課 長 矢 野 和 幸 君
生涯学習課長兼
中央公民館長 岡 本 勇 人 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） おはようございます。

それから、コロナ禍の中、傍聴においでいただきました住民の皆様、傍聴ありがとうございます。

さて、私、一般質問、今年に入りまして2回目であります。議席は10番をいただいております布田悟であります。

前回の質問は、3月でありましたが、ちょうどこの中国発と言われる新型コロナウイルスが蔓延し始めた頃ということで、そのときもコロナの問題についても若干触れたと思います。11月末現在では、数字を申し上げますけれど、日本では国内15万人を超す患者さんが出ておられます。その中で、死者は2,200人を超していると。熊本県におきましては、1,050人を超す罹患者、そして13人の方が亡くなっておられます。菊陽町におきましては、せんだっての全員協議会の中で後藤町長からちょっと報告がありましたけれど、そのときが16名だったと思いますけど、その後また罹患者が出て、今は18名ぐらいじゃないかと思っております。先日までです。数字につきまして、何か一番新しい情報がありましたら、後で執行部のほうから答弁の中でまたお答えしていただきたいと思います。世界におきましては6,330万人、そして死亡者は147万人という数字が出ております。これは12月3日現在です。そういう中でも、ワクチンが開発され、2020年度中、来年の3月末までには、日本においても接種が可能という状況になっております。

このような中でありますけれど、一議員といたしまして、また町民といたしましても、私も年齢的に65を超しておりますので、Go To トラベルに関しては、いろいろ自粛しろという国それから東京都、大阪府辺りの見解も出ておりますけれど、自分も身をもってこの新型コロナウイルスに侵されないような行動を取りつつ、議会活動も進めてまいりたいと思っております。

さて、今日、私、3項目の質問事項を取り上げております。後藤町長も、町長4期目の前半戦、2年を過ぎ、折り返し点に来ておられます。そういった中で、後藤町長が4期目の選挙に当たってスローガンとして述べられた点の現在の進捗状況、達成度辺りもお聞きしたいと思っております。

それから、2項目では、人づくり、特に健康づくりの点におきまして、武道の振興を菊陽町

でも図っていただきたいということで、とりわけ日本古来の武道である弓道、その振興のためには弓道場がぜひとも必要であるという観点から質問をいたします。

3番目には、人権教育の啓発の推進ということで、拉致問題と絡めまして、小・中学生に対する拉致問題啓発に取り組んでおられる状況というものを質問したいと思っております。

以上3点、どうかよろしくお願いいたします。詳細は、質問席から質問をさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 生活満足度ナンバーワンの菊陽町を目指すということで、後藤町長は4期目に入っておられます。現在のスローガンであった子育て支援の充実、健康福祉の充実、安全・安心のまちづくり、それから成長を続けるまちづくりということでスローガンを上げておられますけれど、いわゆる公約とも言えると思いますけど、この進捗状況や達成度について町長にお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えしていきたいと思えます。

4つの重点施策を上げております。子育て支援充実のまち、健康長寿・福祉充実のまち、安全・安心のまち、成長が続くまちであります。

まず、1つ目の子育て支援充実のまちでは、保育所の民営化や総合子育て支援センターの整備などを掲げております。

保育所関連では、これまでの新設保育所の整備や町立保育所6園の民営化によりまして、質と量の両面で幼児教育、保育の充実が図られております。

子ども医療費の現物給付による無料化は、平成30年1月から中学3年生までの子ども医療費の無料化が実現できました。さらに、高校3年生までについても、無料化についてを視野に入れている段階であります。

総合子育て支援センターの整備は、令和2年3月に策定した菊陽町町立保育所基本計画及び菊陽町保育所整備基本方針において、当該センターで実施する具体的な事業内容が示されました。今後、実施する事業の選定など、整備に向けて取り組んでまいります。

小・中学校施設などの整備は、菊陽北小学校の大規模改造、武蔵ヶ丘中学校の給食室の増築、改修、運動場の拡張に着手し、完了いたしました。今後、児童・生徒の増加に対応した施設の増改築にも取り組んでまいります。

I C T教育の強化につきましては、町内小・中学校の全通常学級と少人数教室に電子黒板を設置いたしました。また、令和3年度に向けては、1人1台タブレットを導入予定であり、授業でのタブレット活用がより効果的に行えるように職員向け研修を実施し、研究、開発を進めてまいります。

2つ目の健康長寿・福祉充実のまちでは、高齢者の社会参加と健康づくり施策や総合体育館

の建設などを掲げております。

高齢者の社会参加と健康づくりでは、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトの取組の一つでありますきくよう健康倶楽部への加入者は、当時の目標でありました2,000人を超え、10月末現在で2,261名の方となりまして増加している状況であります。

また、介護保険事業については、各地区及び各町民センター等において、ふれあいサロン、いきいき大学、ウエルネスチェック等の介護予防活動事業を積極的に取り組んだ成果から、介護給付費の抑制を図ることができております。平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画における介護保険料を、近隣市町が値上げをされる中、第6期と同じ5,700円に据え置くことができました。

健康づくりやスポーツ振興の拠点となる総合体育館の建設につきましては、防災機能を持たせるため、災害時には避難拠点となる防災公園として菊陽杉並木公園を拡張し整備を進めております。総合体育館は、令和3年度に建築工事に着手し、令和5年度の供用開始を目指しております。

3つ目の安全・安心のまちでは、防災広場及び防災センターの整備、避難施設としての地域公民館の耐震、補強への支援、防犯カメラの整備などを掲げております。

避難所全支援機関が集結できる拠点として整備する防災広場は、令和2年3月に完了しました。災害時に災害対策本部を設置し、災害対策機能を全て備えた防災センターは、本年8月に着工し、来年9月の完了を予定しております。先ほど申しました防災施設としての総合体育館と防災センターの整備が完了しますと、整備が済んだ防災広場の3か所が本町の防災拠点となり、堅牢な防災体制が整います。

指定避難所となる小・中学校の体育館の空調化は、現在菊陽中学校体育館で取り組んでいるところであります。

地域公民館の耐震支援につきましては、これまで耐震調査の支援を進めてまいりましたが、令和3年度から耐震補強補助の実施を予定しているところであります。

防犯カメラの整備は、犯罪などに対する抑止力を高めるため、JR光の森駅、三里木駅、原水駅などの整備を終えまして、各地区等から要望のあった危険箇所については、大津地区防犯協会を通して整備を進めています。

そして、4つ目の成長を続けるまちでは、菊陽空港線の延伸、国道443号整備、（仮称）第2原水工業団地の整備と企業誘致の推進、農地の集積などによる農業振興を掲げています。

菊陽空港線の延伸は、今年度に都市計画決定を予定しており、今後県及び町による整備に向けた取組を進めてまいります。

国道443号の整備は、県による用地取得が進められておりまして、渋滞箇所である下町交差点から整備が進められています。

（仮称）第2原水工業団地は、現在あります原水工業団地への誘致が進み、完売したことから、多様な企業からの進出打診に対応するため、整備を進めています。第2原水工業団地は、

完売しましたって言いましたけども、もうすぐ完売する予定であります。原水工業団地も完売の見込みがたっておりますので、多様な企業からの進出打診に対応するため、第2原水工業団地を進めているところであります。平成30年度事業に着手し、現在の原水工業団地南側、約21.7ヘクタールの工業団地造成に向けた調査設計及び用地買収を進めており、令和5年度の方譲開始を目指しているところであります。

菊陽第二土地区画整理事業は、平成7年度の事業開始以来、事業に取り組んでおります。既に、多くの商業施設等が進出し、にぎわいを見せておりますが、93.1ヘクタールの面整備は終了し、令和3年度の事業完了を予定しているところであります。

農地の集積などによる農業振興は、本町における農業集積率は、令和2年3月現在で63.8%となっています。引き続き、農業委員会、県農業公社、県振興局など関係機関と連携し、事業を推進していきます。

以上、大きなものを中心に申し述べましたが、現在町の念願でありました菊陽空港線の延伸、また空港の民営化、県における空港アクセス鉄道の整備に向けた動きなど、町の将来に大きく影響する事業が進められています。これらの事業は、町がさらに発展していくため、大きな起爆剤になると考えております。事業の進展も見ながら、時期を逸することなく、町の発展のために必要な時期に必要な取組を進めてまいります。

行政報告でも申し上げましたが、先般10月の賃貸住宅大手が調査した町の住み心地ランキング2020では、本町が熊本県内でトップに選ばれました。これは全国的に行われておりまして、全国規模1,879自治体、これは東京都それから福岡、熊本とかいわゆる区制をしいてるところはその数でなっておりますので、実際の全国の市町村数は1,718団体でありますけども、この調査では1,879自治体の中で調査があっておりまして、全国規模で見ますと菊陽町が34位に入っております。それから、因子別で見えますと、行政サービスでは第8位、物価では第3位という高い位置を占めているところであります。

4期目の後半に入ってきておりますけども、町の第5期総合計画の将来像であります現在取り組んでいる「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指して取り組んでまいりたいと思っております。このように菊陽町が今発展を続けているのも、議会の皆様をはじめ関係する皆様の御理解と御協力、御支援をいただきながら進めてきた結果であると思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 着々と後藤町政の掲げたスローガンは進んでいるようであります。

その中で、総合体育館の建設それから防災広場の設置というのも、もうこれもできてあるわけではありますが、総合体育館につきましては、まだこれから設計の段階でいろいろ問題も出てくるかと思えますけれど、防災広場、これは光の森にある防災広場だと思いますけれど、それから総合体育館につきましては、なお一層町民の人たちが利用しやすい、何かそのときだけ

使える、いざというときだけ使える施設、場所ではなくて、ふだんも町民の人たちが何がしからの運動それからレクリエーションの場として使えるような場としても検討していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

2番目、上げておりますけれど、ちょっと今、町長、触れられてましたけど、第4期の総合計画の中の将来ビジョンで「人・緑・元気輝く生活創造都市」から第5期、現在でありますけれど、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」へと変わっております。元気が未来へ変わったというだけではありますけれど、その流れの中には何か意図するものがあるかと思っております、具体的にはどのように変わったのか簡潔にお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

平成13年度からの第4期菊陽町総合計画においては、緑に囲まれた活気あふれる元気いっぱいの町の中で、一人一人が輝き、生き生きとした豊かな生活を創造することができるようなまちづくりを目指し、「人・緑・元気輝く生活創造都市」を将来像といたしました。平成23年度からの第5期総合計画においても、こちらは、布田議員におかれましては策定審議会の委員として策定に御尽力いただいておりますけれども、人と緑を大切にするという考えを継続しながら、町が活力に満ち、心が触れ合える生活ができるような一人一人の未来が輝けるまちづくりを目指そうと、将来像を「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」といたしました。

将来像の中で一貫して掲げてきた生活都市は、恵まれた水と緑の環境の中で、生活機能と生産機能を併せ持つ職住近接の都市であります。現在、策定中の第6期総合計画においても、これまでの流れを継承しながら、生活都市の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。そして、町民の皆様が安心して住み続けていただき、満足度の高いまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 令和3年度からは、新しく第6期の菊陽町総合計画がスタートするわけでありまして、将来ビジョンということで非常に抽象的な形で掲げておりますけれど、第6期におきましては、将来ビジョンの中にもちょっと町民の方にも分かりやすいような、あまり長くなつてはいけませんけど、そういった将来ビジョンでここに掲げていただきたいと思いますけれども、何かもうタイトルは決まっているようでありますけれど、一番大事なところでありますので、将来ビジョンというものは、私が思うには、ある程度具体性を帯びた形でのタイトルにしたいと思っております。ちなみに、大津町は、振興総合計画という呼び方で総合計画をつくっておりますけれど、第5次がみんなでつくろう、これも元気って入ってる。「みんなでつくろう元気大津～人と自然にやさしい心かよいあうまち～」と、第6次におきましては、これは「夢と希望がかなう元気大津」ということで、菊陽町と似ておりますけど、若干具

体的な形で大津町の将来の姿を反映しているのではないかと考えておりますので、その点、ちょっと考慮して、また第6次の総合計画におきましては将来ビジョンも考えていただきたいと要望しておきます。

2点目の質問に入ります。

人づくり、健康づくりを武道の振興でということで、まちづくりの目標、都市像の中に、人を大切にするまちとあります。その基本方針には、生涯スポーツの推進としてスポーツ施設の充実が具体的な施策として書いてあります。スポーツや武道の振興によるまちづくりは、住民の生涯的な体力維持や青少年の健全なる心と体の育成に貢献すると思われれます。現在の日本におきましては、伝統的な武道である柔道、剣道、弓道などに取り組む子どもたちの減少化も顕著であります。菊陽町におきましては、学校教育、社会教育の面からどのように武道の振興に取り組んでおられるのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

平成24年度から、中学校では、保健体育の時間に武道の学習を必修として、柔道、剣道、相撲から選択として学習することになっております。菊陽町の中学校では、柔道を必修で学習しておりますけれども、必修になる以前の平成6年には、柔道場と剣道場を併せ持った武道場の整備を完了しております。

また、2つの中学校では、教科外活動として柔道部と剣道部の部活動があり、熱心に活動しております。

武道では、礼に始まり礼に終わると言われるように礼節を重んじ、自己を制御するとともに相手を尊重する態度を養うなど、人間形成にとって重要な要素であると考えられています。このように我が国の伝統的な文化である武道を学校における体育学習の内容として重視していくことは、我が国の文化や伝統を尊重する観点のもとより、これからの国際社会において世界に生きる日本人を育成していく立場からも有意義なことであると捉えております。

社会教育の面からの武道振興としては、武道に特化したものではありませんが、町の生涯スポーツ推進の取組の一つとして、総合型地域スポーツクラブのNPO法人クラブきくようと町体育協会への財政的支援があります。クラブきくようでは、各種スポーツ教室を開催しており、武道関係の教室では剣道と合気道がございます。町体育協会には、武道関係の弓道、剣道、柔道、少林寺拳法の4団体が加盟されており、それぞれ活発に活動され、競技力向上に努められておられます。

また、各町民センター等において、生涯学習や青少年の健全育成につながる文化活動やスポーツ活動を行う団体には、自主講座として年間を通して優先して施設利用を認め、例年3月に全戸配布します講座案内冊子に講座を掲載しております。その中には、剣道、空手、合気道、少林寺拳法などの武道の講座も含まれており、菊陽町での武道振興に寄与されている状況でご

ざいます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） スポーツクラブきくようそれから菊陽町体育協会に属している各種の武道団体におきましては、活発的な活動もされているということでもあります。

その中で、柔道、剣道、空手、少林寺拳法などは、これは武道場、体育館の一部であってもできる武道、スポーツであります。

しかしながら、弓道におきましては、これは格別外でのある程度場所も取る武道でもあります。弓を射る、あれは射殿というんでありましょいか。板張りのところで、そこから弓を射るという射殿、射る場所です。それから、距離を置きまして的がある砂場があります。それだけ距離も場所も要るわけでありましてけれど、そういった場所が菊陽町においてなかなか整備が進んでないと、弓道場がないということで、菊陽町におられる弓道関係者の指導者の方それから弓道をやってる青少年の皆さんは、主に近隣市町の武道場、弓道場を備えたところに足を運んで練習をしているというのが現状であります。今のコロナ禍にありましては、一時大津町の総合運動公園の中にある弓道場、ここを利用しておられたということでもありますけど、これもコロナ感染の対策上、大津町民以外の方は御遠慮願いたいということで、ほかの場所での弓道の練習をせざるを得なかったということで、そのような苦しい立場にも置かれたというのが現実であります。

ちなみに、熊本県下におきます弓道場がどれぐらいあるかというのをちょっと調べてみましたら、熊本県下では37か所、私が調べたデータですので若干の違いはあるかもしれませんが。熊本市内では、植木を含めて6か所、八代2、人吉、球磨が4、水俣、芦北が3で9か所、県南部では9か所、それから天草は天草市に5か所、上天草市に1か所の6か所あります。それから、宇土、宇城でそれぞれ1の2か所あります。それから、荒尾、玉名地区におきましては、玉名市が2、荒尾市、南関、長洲、和水それぞれ1、合計6か所の弓道場があります。山鹿市鹿北、城北地区の一部におきましては、これは2か所、阿蘇市と山都町におきましてはそれぞれ1の2か所あります。一番近隣であります菊池には1か所、大津町は先ほど言いました1か所、合志市にも1か所あるようであります。ないのが、西原それから菊陽、益城ということでありますけれど、先ほども申し上げましたが、菊陽はこれだけ総合体育館建設も進んでおります。弓道場を造ろうと思えば、場所もふんだんに広くあります。そういった周囲の状況もありますので、熊本県下はかなり弓道場が全体的には振興しているんじゃないかと思っておりますので、弓道場をぜひとも造るというそういう前提で菊陽町も取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺のところ、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） おはようございます。

質問にお答えします。

柔道、剣道、弓道をはじめとする武道は、武士道の伝統に由来する我が国で体系化された伝統文化でもあり、武技を修練して心と体を一体的に鍛えるもので、現在では世界各国に普及し、国際的にも強い関心が寄せられています。菊陽町における弓道の状況につきましては、菊陽町弓道協会が組織されており、町体育協会にも加盟されています。町体育協会によりまして、15名の会員で構成され、うち5名は中学生で熱心に活動されているとお聞きしております。

なお、武道振興の要に弓道を据える御提案については、町の生涯スポーツの振興を図るに当たり、ある特定種目に特化した取組ではなく、住民のスポーツに関するニーズを把握しながら、関係スポーツ団体と連携した多種多様の生涯スポーツの振興に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） それとあわせまして、以前からちょっと要望なり何なりが上がっておりますので、私のほうからも御回答させていただきます。

まず、菊陽杉並木公園拡張整備事業におきましては、避難拠点となる総合体育館のほか、テニスコート、アーチェリー練習場を整備する計画であります。アーチェリー練習場につきましては、調整池機能を持った多目的広場内に整備することとしております。

先般、菊陽町弓道協会から同様の要望をいただいたところでございますが、その際に、アーチェリー練習場に併設して整備することは困難であります。アーチェリー練習場の有効利用を図るためにも大いに活用していただきたいという旨をお伝えしたところでございます。

アーチェリー練習場を整備する多目的広場は、調整池機能を併せ持っておりますので、大雨の際には水没することが予想されます。弓道場は、床敷きの施設でありますので、当該地に整備することは困難であろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 総合体育館建設におきましては、今答弁にあったように、弓道の練習場としては利用可能な状態になるということでありました。練習はというか、それだけでも一つ、一歩前進だと思いますので、ぜひとも、これ2番に上げておりますけれど、菊陽町の武道振興の要ということで、生涯スポーツの推進、またこれも大事なことであります健やかな青少年育成ということにつながりますので、町の目指す何かそういう武道を要とした菊陽町ということで掲げていただいたらどうかというふうに思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 先ほど、申し上げましたとおり、武道に特化した取組ではなく、町の生涯スポーツの振興を図るに当たっては、住民のスポーツに関するニーズを把握しながら、関係スポーツ団体と連携した多種多様の生涯スポーツの振興に努めていき

いと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） これは菊陽町の弓道協会から頂いた資料なんですけれど、今年の11月にスポーツ教室授業ということで、弓道、大津町の弓道協会と協賛で弓道体験教室というのをされております。これは、24日間、3週間ぐらいにわたりまして、大津町の運動公園弓道場で。これには、菊陽町から13名の方が参加されておりますし、指導者の方も7名おられます。とりわけ菊陽町におきましては、すばらしい指導者の方たちが居住されておまして、指導体制はもう十分に整っておりますので、菊陽町といったら弓道というような形で何かを上げていただきたいんです。

例えば、芦北は空手、高森、泗水は、これは剣道です。それから、柔道も山鹿辺りが非常に力を入れておられます。球技になりますと、小川町、松橋町はハンドボール、サッカー、この辺が盛んです。天草市もハンドボールが盛んで、それを上げて町が活気づく、自治体が活気づくというような状況にもありますので、ぜひとも菊陽町といったらこれだということで、私が個人的に思っているのは弓道であります。これは、子どもから大人までずっと生涯を通じてできるということが一つと非常に精神的にも礼儀正しい子どもたちの教育の場としても最適であるということだと思っているわけでありまして、ぜひともその辺のところも町としても考えていただきたい。菊陽といったら弓道の町というようなところで考えていただければというふうに要望しておきます。

それでは、最後になりますけど、人権教育啓発の推進についてということで、菊陽町における学校教育の中ではどのような内容の人権教育を実施しているかということをお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えいたします。

学校教育においては、いじめの問題や水俣病をめぐる人権問題、平和に関する学習、部落差別の問題、障がい者の人権、インターネットによる人権侵害、ハンセン病回復者等の人権、拉致問題など様々な人権課題の中から、児童・生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて自分たちの身近な生活での課題と関係づけながら、それぞれの主体的に学習できる課題や心に響く課題を選び、時期を捉えて計画的に学習を進めています。

また、学習成果の発表の場として、菊陽町人権子ども集会を毎年開催し、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各学校45教室をオンラインで結び、リモートで開催する計画になっております。

各教科等の学習において、個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標や狙いを踏まえつつ、児童・生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるよう指導を行っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 平成31の3月議会で、北朝鮮による日本人拉致問題啓発の取組をお聞きしました。そのときも若干答弁がありましたけど、現在の具体的な取組をお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） おはようございます。

平成31年3月議会、一般質問の拉致問題啓発の取組について、人権教育・啓発課のほうから前回答弁させていただいておりますので、今回も人権教育・啓発課のほうで答弁させていただきます。

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害であると認識しております。平成18年に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、政府及び地方公共団体は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする定められました。本町におきましても、これまで拉致被害者家族の方や被害者救出を支援する団体等と協力し、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るため、支援団体等が主催する募金活動、署名活動及び啓発イベント等に協力し、住民啓発に努めてきたところです。毎年継続して取り組んでいるものとしましては、12月10日から16日まで設けてあります北朝鮮人権問題啓発習慣に併せ、役場本庁舎、各町民センター等での啓発ポスターの掲示や町広報紙に啓発記事を掲載しているところです。

また、熊本県が主催する拉致問題を考える国民の集いに参加しており、本年度も12月12日の午後に開催予定でありますので、参加を予定しているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） この拉致問題ですけど、一番拉致被害者でヒロイン的な存在になっております横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されたのが昭和52年、1977年、それから熊本県在住であります松木薫さん、まだ北朝鮮に拉致されてから亡くなってはおりませんので、熊本市東区在住、住民票もあります。松木薫さんが拉致されたのが昭和55年、1980年頃となっております。スペインのマドリードで、北朝鮮関係の、これはよど号犯の妻だったという女性から北朝鮮に甘い言葉で連れていかれて、結局拉致されたというケースがあります。また、お隣の鹿児島県におきましては、吹上浜から増元るみ子さんと市川修一さんが、これは婚約者だったようでありますけど、2人、1978年、昭和53年8月12日に拉致されております。身近なところ、また顕著なところでは今のような拉致のケースがあります。全てもう40年を越しております。

そういう中で、拉致問題に対する関心度が薄れていく。風化していくというのが、同じ国民である日本人にとりましては、これは容易ならざる問題でありますので、このような問題を、拉致問題ということは人権問題の最たるものです。北朝鮮という国家による日本国国家に対する主権の侵害、それから国民にある人権が拉致ということで侵害されているということで、重

大な問題であります。その問題を小・中学生、高校生、青少年たちに対する啓発を続けていくということが重要でありますので、そのような問題に対しまして、学校教育の場でDVDを鑑賞してもらうという取組もされております。DVDは「めぐみ」というのも一つあります。幾つか出ております。そのような啓発の機会を菊陽町におきましてはどのような形で行われているのか。どのようなカリキュラムとして行われているのか、それをお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 北朝鮮による拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。各学校では、拉致問題を教職員の人権研修として実施し、拉致問題に含まれる家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題について、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、お互いの人権を大切にする態度が児童・生徒に育つように取組が進められております。このような研修を進めながら、小学校6年社会科「世界の中の日本」や中学校歴史の「冷戦の終結とこれからの日本」、公民「これからの地球社会と日本」において学習しますし、道徳の時間、学級活動や総合的な学習の時間などにおいても、それぞれの学習内容と関連させて拉致問題について学習をしております。DVD「めぐみ」に関する今年度の活用状況につきましては、小学校では社会科の時間に関連させ、中学校では学級活動や特別活動の時間に全ての学校で視聴の実施または計画をしております。そのほか、熊本県が作成した「とりもどしたい家族の絆 熊本の拉致被害者 松木薫さん」や政府拉致問題対策本部が作成した資料なども活用し、取り組んでいる状況です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 菊陽町におきましては、とりわけ今答弁の中にありましたように、100%そういう拉致問題に対する啓発、教育というのを取り組まれているというふうに認識してよろしいわけですね。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） そのとおりでございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 熊本県下では、小学校で約7割、中学校、高校で約5割の学校で人権教育推進の教育が行われているという結果が出ております。これは、熊本県の教育庁の人権同和教育課のほうからの資料を頂いております。菊陽町におきましては、平均以上に100%の状態で取り組んでおられるということでもあります。

菊陽町におきましては、松木薫さんのお姉さんの齊藤文代さんがおられます。齊藤文代さんがおられるということで、そういう拉致問題に対する私的な支援団体も出来上がっておりますし、松木薫さんのお母さんも亡くなられ、そしてお姉さんの齊藤文代さんも70代後半になられておまして、精神的にも体力的にもかなり弱っておられます。そういった意味で、拉致被害者の家族を支えるということも、非常に同じ日本国民としては重要なことではないかと思って

おります。とりわけ菊陽町におきましては、拉致被害者の御家族がおられるということで、今後も拉致問題に対する啓発は必要でありますけど、支援の輪を広げていただく。拉致被害者の家族に対する支援の輪を広げていただきたいと思いますけれども、その辺につきましては今後いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問の4番にあります拉致問題とその他の人権問題はどのような形で結びつけて教育しているかということでお答えしたいと思います。

学校における人権教育の目標は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることであり、一人一人の児童・生徒が発達段階に応じ、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることです。

議員お尋ねの拉致問題とその他の人権問題はどのような形で結びつけて教育しているかということですが、例えば横田めぐみさんの拉致について、中学生が同世代のときだったと学習することで、もし自分がめぐみさんの立場だったらとめぐみさんの不安や悲しみに寄り添うとともに、めぐみ様の御家族や他の拉致被害者の御家族の方々に思いを寄せ、突然かけがえのない幸せを奪われる不条理に気づき、少しでもこの事実を多くの人に広めようとする意欲を持つことができます。同じように、学校生活やこれまでに起きた人権侵害の問題に関心を持ち、これらの問題を解決するために身近な学校生活での行動を改めていこうとする意欲に結びつけることができます。

このように、それぞれの人権課題の当事者の基本的人権や自由が侵害されていることを身近な生活に関係する自分の課題として捉え、心の痛みや人権尊重への願いに共感し、人権課題を解決するために自分にできる実践行動はないか考え、行動する大切さを学ぶという点で関連させながら結びつけることが重要であると考えておりまして、各学校では人権教育に取り組んでおります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 国の、国のといいますか、法律で拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律という法律が平成18年に施行されております。

その中で、第3条で地方公共団体の責務ということでこういうふうに挙げております。

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとするということで、先ほどの答弁にもありましたが、北朝鮮人権問題啓発週間というのも12月10日から全国縦断的にされております。このような地方公共団体の責務ということも条文の中に挙げておりますので、ますますなお一層北朝鮮に拉致された日本人被害者を救出するという活動を風化させないために、菊陽町当局それか

らとりわけ教育委員会の取組を要望いたしまして、期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 皆様おはようございます。議席番号2番、矢野厚子でございます。

12月のお忙しい中、傍聴においでいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

今年は、コロナウイルス感染症との戦いの日々で、自営業、特に飲食業の皆様は、心安らぐ日もないまま年末を迎え、不安の日々だとお察し申し上げます。私も、議会の一員として、少しでも皆様のお力になれるように努力してまいりますので、よろしくお願いします。

質問は質問者席にて行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） まず、1番の今後の公共施設の建設についてお伺いします。

10月末現在、北小学校校区の世帯数はおおよそ2,300世帯、人口は5,600人余り、この数字を2016年3月末と比較すると、世帯で約430世帯、人口で1,240人の増加、さらに2011年3月末と比較すると、約770世帯、人口で約1,530人の増加です。多分、町としても予想以上のスピードで増加しているのではないのでしょうか。今後も、私が知る限りでも、約200世帯くらいはこの数年で戸建て住宅の建設が進むと思われます。

そのような状況の中、北小学校校区の中には、住民の福祉やサービスを担う町民センターはなく、14年前に研修センターとして建てられたふれあいの森しかありません。以前、同じ質問をしたときに、必要性は感じている。財政状況を見ながら検討すると回答がありましたが、本当に造る気持ちがあるのか。造る場合、土地の確保のめどがあるのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

北部町民センターの建設につきましては、平成30年12月議会の矢野議員、令和元年12月議会の坂本秀則議員の一般質問で答弁したとおり、現在熊本地震の発生に伴う防災関連施設や総合体育館などの大型事業に取り組んでいることから、財政状況を見極めながら検討しているところでございます。町といたしましても、地元の菊陽北小学校区の方々の要望も強いことは承知しておりますので、引き続き検討してまいります。

なお、用地の確保につきましては、この後答弁いたします菊陽北小学校の増築なども控えて

おりまして、具体的な計画まで至っておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 具体的な状況がないということは、土地のめど等も全く立っていないということですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） まだその構想までは至っていないということでございますので、用地のめどというところではなくて、構想まで至っていないということで御承知いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 先日の全員協議会で頂いた菊陽町都市計画のマスタープランは、町民から約3割の回答とはいえ、校区別の問題点を洗い出し分析されていると個人的には評価しています。その中で、北小校区の住民の今後必要とする取組の最優先は、避難場所、避難経路、緊急輸送通路の整備だったと思いますが、間違いないでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） はい、そのとおりだと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） その中の避難場所として、まだ構想が出来上がっていないということですが、北部町民センターの早急な建設実現を提案したいと思います。

（「要望でしょう」の声あり）

要望です。すいません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 次は、2番に行きたいと思います。

次に、北小学校校区の人口増加に伴い、子どもたちの数も増加しています。今後、建設が進む戸建て住宅も、単身世帯の多い集合住宅とは違い、幼児や小・中高生がいるファミリータイプのはずです。今年の北小学校の入学生徒数は84名、来年は90名と聞いています。現在は、1クラスの人数は35名上限だと思いますが、今1クラス30人以下のクラス編製の義務教育法改正の議論が進む中、3クラスどころか4クラスすら考える必要があるのではないかと思います。

また、今回のコロナウイルス感染症対策としての衛生管理マニュアルがそれを後押しをしているとも聞きます。現在の北小学校の生徒増加に対する校舎の増築計画とその敷地の確保状況を明確に回答願います。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、菊陽北小学校校区では、集落内開発等により児童数の増加が著しく、

住民基本台帳を基に試算した児童数は、現在の382人から現在のゼロ歳児が入学する令和8年度には535人となることが予想されます。これにこれまでの住宅開発等の状況を勘案しますと、児童数はさらに増加することが見込まれております。

現在の教室数は、普通教室換算で18教室あり、使用している教室が16でございます。まだ2教室分の余裕がありますが、支援学級や少人数学級の数を現在のままと仮定した試算では、令和4年度には2教室が不足、令和8年度には8教室が不足することが予想されております。これに支援学級や少人数学級などの増加を考慮しますと、10教室程度の不足を予想しているところでございます。このことを踏まえまして、令和3年度において10教室を増築する計画であり、現在用地の拡張に向けた業務や校舎の設計業務を行っております。

また、給食室も、児童数の増加に伴いまして食数が増加しており、現在の施設規模では賅えなくなることから、令和4年度に拡張移転する計画としております。

なお、現在の給食室は普通教室へ改修する方向へ検討しているところでございまして、あわせまして放課後児童クラブの利用児童も比例して増加しますので、新たな施設の建設も視野に入れた用地の拡張としております。

なお、用地の拡張状況でございますけれども、今のところ交渉に入っておりますので、まだはっきりした買収ということではございませんので、申し伝えておきます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 今後、このような状況は、西小学校校区においても同じようなことが起きてくるのではないかと懸念しております。沖野区に分譲住宅が増え、今年度142名の入学ですが、来年度は170名の入学が予定されていると聞いています。来年度から文部省による定員数の変更が開始されれば、さらなる対応が求められるので、しっかりした計画を立てて対応を願いたいと思います。

続きまして、2番に移らせていただきます。

先般の質問と関連する部分があると思いますが、原水駅周辺には戸建ての住宅が増加し、居住者の通勤、通学の人員の増、さらには第2工業団地の誘致される企業が増えることにより通勤者の増加も想像されます。それを踏まえて、原水駅周辺の開発の制限、小学生の通学路の安全対策、駐輪、駐車場の整備、交通渋滞緩和を含めて、どのような対応、対策を検討しているかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 1番の御質問の乗降客数のさらなる増加が見込まれる原水駅周辺の全体的な開発をどのように考えているかについてお答えします。

これまでの原水駅の乗降者数の推移を見ますと、集落内開発制度が始まりました平成20年度の1日当たりの平均乗降者数は840名でしたが、令和元年度は約2,000名と、この11年間で約2.4倍に増加しているところです。その要因としましては、集落内開発制度による宅地分譲や

平成27年度に運行を開始しましたセミコン通勤バスなどが考えられます。今後も集落内開発制度や地区計画などによる宅地分譲や第2原水工業団地など新たな計画もございますので、当面の間、乗降者数は増加するものと思われます。

御質問の原水駅周辺の全体的な開発についてお答えします。

まずは、これまでの町の動きについて御説明いたします。

原水駅周辺の新たなまちづくりの将来像を構想するため、平成30年度に原水駅から新駅予定地周辺までを対象に、こういった手法で開発できるかなどの条件調査や課題の整理を行ったところです。

また、今年度中に策定予定の菊陽町都市計画マスタープランの地区別構想の中でも、原水駅周辺を町の中核となるにぎわい拠点に位置づけており、将来的な人口増加の受皿となる新たな市街地ゾーンとして考えるところであります。

なお、駅周辺の市街化区域への編入に当たっては、農地法や農振法などの調整、熊本都市計画区域内の人口の目標値であります人口フレームなどの調整を行う必要があります、クリアすべき高い壁がありますが、土地区画整理事業を基本とした地区計画や集落内開発制度を合わせたまちづくりを考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） ハードルは高いかと思いますが、本当に皆さんが住みやすい町として誇れるように、開発計画をよろしくお願いします。

2番に入ります。

原水駅周辺に増加する住宅に対して、ベビーカーを押した若いお母さんや以前からの居住者の高齢化に対応して、食料品や日常生活用品を購入できる商業施設の誘致、全世代が交流できる公園やイベントスペースを設けることを次の基本計画に盛り込むことを提案するが、どのように考えていますか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えいたします。

現在、原水駅周辺は市街化調整区域でありますので、店舗を建築する場合には、集落内開発区域であれば幅員6メートル以上の接道を条件に敷地面積2,500平米以下、店舗面積500平米以下の建築が可能です。また、地区計画を行う場合には、幅員9メートル以上の接道を条件に生活利便施設としての食料品スーパーやディスカウストアなどであれば建築は可能ですが、店舗の床面積は3,000平米を上限に建蔽率40%で地区計画面積の10%までとなっております。

しかしながら、現実的には、商業圏の競合具合や造成宅地の販売価格などの課題があり、これまで集落内開発区域にコンビニエンスストアが4店舗のみ建築されたにとどまっております。そのため、熊本市を除く熊本都市計画区域に属する4市町で構成します市街化調整区域活

性化連絡協議会では、集落内開発区域内の店舗の面積や種別についての要件緩和を行うよう熊本県に要望する準備を進めているところでもあります。

なお、先ほど述べました土地区画整理事業を行うことができた場合には、商業地域等の用途地域を定めることにより商業施設の集積が可能になると考えております。

次に、公園を含む交流の場についてお答えします。

3,000平米以上の開発行為を行う場合には、開発面積の3%以上を公園として整備することが義務づけられております。また、地区計画を行う場合にも、地区面積の5%以上となっております。さらに、土地区画整理事業を行う場合でも、事業面積の3%以上を公園として整備することが義務づけられておりますので、事業面積を広くすることで一定の面積の確保と配置が可能になると考えております。

御質問の第6期総合計画の基本計画に盛り込む提案につきましては、これまで述べましたように、現在の原水駅周辺の市街化調整区域内では、全世代型の店舗の誘致や新たな公園の整備を盛り込むことは難しいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 今、原水駅前の農機車輛センターが閉鎖され、有効活用がされていないように見受けられます。町は積極的に農協と協議して、農産物や日常生活用品を販売できるように前向きな姿勢と努力を提案したいと思います。マスタープランの中で、JR原水駅周辺のにぎわいが不足していると分析されている。その分析を十分に生かしたまちづくりの計画の速やかな実行を願って、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時23分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 皆さんこんにちは。

今回は、令和元年の第2回の一般質問に対して引き続きやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。あとは質問席のほうから質問しますので、よろしくお願い申し上げます。

それとともに、今日コロナ禍の中で傍聴席に来ていただいたことに対して心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

あとは質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 今回の質問は、3項目に分けて質問させていただきます。

まず1点、集落内開発の手続についてですが、この問題はいろんな人からいろんな相談を受け、いろんな誤解を招いている点もありますので、答弁は明確にさせていただくために、(1)から(4)までを一括して答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） (1)から(4)まで一括してということでございまして、私のほうから(1)と(2)につきましてお答えさせていただきたいと思います。

(1)につきまして、開発行為の申請に関して、関係者との協議はどうなっているかという問いでございます。

集落内開発制度は、平成19年度に熊本県が条例を制定し、平成20年度より運用を開始した制度であります。この制度により、これまでに376件の開発行為が行われ、約1,000棟の住宅や小規模店舗が建築されており、市街化調整区域の活性化に寄与していると思います。

御質問の関係者との協議はどうなっているかについてお答えします。

都市計画法第32条では、開発許可を申請しようとする者はあらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないとされております。ここで言う公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防用に供する貯水施設のことです。例えば、町道になる道路については建設課、公園については都市計画課などといったように、新たに設置される公共施設を管理することになる者とその配置、規模、構造、土地の帰属などについて協議が必要になります。公共施設管理者以外の開発区域の隣接地権者や周辺住民との協議までは、法律上うたわれておりません。

以上であります。

続きまして、(2)の開発行為に関する説明会は開催しないのかという問いにお答えいたします。

都市計画法第16条では、都道府県または市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認められるときは公聴会または説明会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされております。これは、都市計画の案を作成しようとする場合の規定であります。都市計画の案の作成の段階でも、住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨であります。例えば、道路や公園、地区計画などの都市計画決定を行う場合に適用されるものであります。開発許可申請による説明会の開催を規定したものではございません。町にも開発許可申請者にも、法律上の説明会の義務はございません。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） それでは、(3)と(4)について、私のほうから答弁をさせていただきます。

す。

まず、(3)の自治会に事前に連絡は行わないのかという御質問ですが、開発が行われる際に、町から開発行為の申請に関する内容等について、区自治会の代表である区長、自治会長さんに連絡することはありませんが、開発業者からごみ一時保管所設置などの件でその区自治会の区長、自治会長さんに事前に相談をされています。町では、開発業者に、開発される場所がどこの行政区になるのか、また区長、自治会長さんの名前と連絡先をお伝えしております。開発行為で新たに住宅地が造成される場合の行政区の区域の設定については、その場所が認可地縁団体で法人格を有する区自治会の区域内である場合や区自治会と接している場合で明らかに区自治会が特定される場合は、特に問題はございませんが、自治会と自治会の間である場合などは、関係する区長、自治会長さんにどこの行政区とすべきかを相談し、了解を得て決定しております。

また、大規模な開発が行われる場合には、まず町で分区や公民館の問題などについての検討を行い、必要な時期に区長、自治会長さんの御意向をお聞きしております。

それから、開発によって転入される世帯の自治会加入については、開発時点では居住者も未定であり、町から個々の住民の自治会加入の意思確認を行うことはできませんが、転入手続に役場の窓口に来庁された際にお住まいになる行政区と区長、自治会長さんの氏名、連絡先をお伝えして、区長、自治会長さんに連絡をされるよう案内をしているところでございます。

続きまして、(4)の開発で居住者が増えることによる地区公民館への影響についてはどのように考えるかという質問でございますが、多くの区自治会では、地域活動の拠点として地区公民館を設置されています。地区公民館では、総会はもとより老人会、子ども会の会合やふれあいサロンなどが行われ、地域コミュニティー活動の場として非常に重要な場所でございます。お尋ねの開発などで転入され、区自治会の世帯が増えた場合の影響については、区自治会の世帯数や活動内容にもよりますが、地区公民館が区自治会内の様々な活動で使われている中で、特に影響があるのは多くの方々が集まる総会や敬老会などの開催時ではないかと思っております。特に、世帯数の多い区自治会では、総会時に公民館がいっぱいになり、苦勞されている区自治会もあるようでございます。地区公民館は、基本的に各区自治会の負担で設置されるものですが、町では、この地区公民館が地域コミュニティー活動の場として非常に重要であると捉え、地区公民館の新築、建て替え、増築や改修については補助制度を設けて支援を行っているところでございます。世帯数の増加によって手狭になった区自治会では、この制度を活用し、増改築をされたりしております。また、地区公民館を設置されていない区自治会では、町の施設などを借りて総会を開催されているところもございます。

町では、開発等によって世帯数が増加して、地区公民館が手狭になり、区自治会活動に支障が出るような場合には、増築費用に対する補助金の交付や総会の開催場所として町施設を活用していただくなど、今後もそれぞれの区自治会の状況に応じた活動の支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 明確な答弁ありがとうございます。

それを聞きながら、あと4点ほど質問をさせていただきます。

最初に、雨水に対するお尋ねでございます。

聞くとところによると、5,000平米以上を開発許可する場合に対しては調整池が必要ということ聞いていますが、例えば同じ業者が5,000平米以上の土地を購入し、2回に分けて開発する場合の雨水対策は町はどのように考えているのか。

もう一点は、開発関連にしてごみ置場の設置の基準はどうなっているのか。

3点目は、開発が盛んに進む中で、上下水道の問題で特に下水道の受入れは大丈夫なのか。

最後に、自治会長からよく話を聞きますが、先ほど総務課長から話されました区会費や公民館費用等の問題を町はどのように考え指導し、転入者への理解を深めていただくのか。その4点をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 今の御質問の1番の雨水対策、2番のごみステーションの話、3番に下水道管の容量は大丈夫かについて、私のほうからお答えいたします。

1番につきましてですけれども、開発行為の目的や施工時期、土地の所有者、開発申請者、道路等の配置などから、これらが一連の開発行為と認められる場合には、一体開発になります。一体開発の場合には、敷地全体を開発区域として取り扱うため、5,000平米を超えていれば原則として調整池を設置しなければなりません。雨水を放流することが可能な河川や水路等があり、その管理者の同意が得られる場合には、調整池を設けないこともあります。このようなケースがあることから、市街化調整区域活性化連絡協議会、これは合志とうちと益城と嘉島で構成している協議会でございますけれども、こちらで開発許可権者であります熊本県に対しまして、開発面積5,000平米以上の場合には調整池の設置を義務化するよう要望を進めているところでございます。

次に、2番のごみステーションについてお答えいたします。

開発行為を行う場合には、10戸以上の場合には新たなごみステーションの設置をお願いしております。また、10戸以下であっても近隣のごみステーションの容量が不足する場合には、新たな設置をお願いしております。

3番の下水道管につきましてですけれども、集落内開発区域につきましては、平成22年度に既設の下水道管やポンプ施設の容量を精査した上で下水道区域に編入しておりますので、問題ないと考えております。

以上で私のほうからのお答えは終わります。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 4番目の区費や公民館負担についての問題についてお答えをいたしま

す。

区自治会は任意団体であり、区自治会の加入については強制できるものではありません。しかしながら、住民が地域で生活していく中で、地域住民が協力し合い、一緒になって行う区自治会活動は非常に重要でございます。御質問の新たに区自治会に加入される世帯の負担となる区費、公民館建設費についてですが、区自治会の運営にはどうしても費用がかかりますので、各区自治会で区費を徴収されています。区費については、各区自治会の活動内容や世帯数によっても違いがあり、その金額も様々です。新たに区自治会に加入される方には負担とされることもあります。区自治会からその活動の内容を詳しく説明していただき、区費の負担についてもその必要性を理解していただくことが重要ではないかと思えます。

また、公民館の建設費の負担についても、各区自治会それぞれの歴史や考え方があり、転居してこられる方に公民館建設費として負担をお願いされている区自治会もございます。これについても区自治会から加入される方へ詳しく説明をされ、理解をしていただくことが重要であると思っております。区によっては、開発業者に区費や公民館の建設費負担、自治会の活動内容を記載したものを分譲地を購入される方に渡していただくようお願いされているところもございます。

町としましては、転入される方々の自治会加入がスムーズにいくよう、今後も区長、自治会長さんからの相談をお受けし、このような自治会の事例をお伝えするなどして、課題となることがあればその解決のために区自治会の支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） この問題は、いろんな方々の問題点を把握するための重要な分として一般質問をさせていただきました。この問題は、非常に大きな問題になってくると思えます。今、菊陽町は住みよい町のナンバーワンとなりましたけども、この規定によってまだまだ永久に菊陽町が栄えるようなことができると思ひ、一般質問をさせていただきました。その点は、また確認をするたびにお願いをしますので、なるべく前に進んでいただきますよう御努力お願い申し上げます。

次に移ります。

次は、2番目の都市化する中、我が菊陽町の農業に対する町の取組についてです。

(1)現在の農業戸数と新規就農者の数、また開発による農地の面積が減っていると思うが、問題はないかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 現在の農業戸数と新規就農者数、また開発による農地の面積が減っていると思うが問題はないのかの御質問にお答えします。

2020年農林業センサスの速報値における菊陽町の農家戸数は388戸であり、2015年農林業セ

ンサスの482戸に比べ、5年間で94戸が減少しております。また、新規就農者数は、平成19年度から令和元年度にかけて27名が就農されております。本町の農地面積は、平成28年面積調査では1,430ヘクタールありましたが、御指摘のとおり、開発等が進み、現在は約1,400ヘクタールと農地面積が減少しております。

本町の農業におきましては、基幹産業のエンジンをはじめ様々な農畜産物が生産されていますが、省力化及び効率化を図るため、農作業の機械化及び大型化が急速に進んでおり、農家戸数は減少しているものの、1戸当たりの経営面積は増加傾向にあり、町内全域において耕作放棄地はほとんど見られず、適正に管理されているところであります。

しかし、経営規模の拡大に取り組まれる農業者が増加する一方で、高齢化による離農者も増加しておりますので、10年、20年後には、このままの新規就農者数では農地が余り、耕作放棄地の増加につながるのではないかと危惧するところから、将来の発展のため、担い手への農地集積、集約化を進めているところであります。

また、新しい住民の方が増加する中、宅地周辺での営農については、周辺に配慮し、農薬の散布などは気を遣いながら農作業をしている状況であり、営農環境は年々厳しくなっております。

開発による農業用水路の問題もあります。市街化調整区域の集落内開発等で開発したエリアは、雨水処理未整備区域のため、各開発エリアに雨水処理施設を整備していますが、ゲリラ豪雨時等の大雨時には処理できない場合もあることから、農業用水路が不足分の受皿となっております。そのため、構造物が入っていない脆弱な土水路の崩壊や水路の氾濫等の問題発生が懸念されます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 引き続きまして、2番の農業後継者や新規就農者、法人等への国の補助制度や町独自の補助支援を強化し、指導体制を整えることにより、農業者が増え、農業経営率がアップすると考えるが、町としてはどのように指導し、将来への農業発展のために対策計画を立てているのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 町としてはどのように指導し、将来の農業発展のため対策計画を立てているのかの御質問にお答えします。

新規就農者への支援については、現在国の次世代人材投資事業があり、就農を目指して、就農前の2年間、技術的な研修を受ける就農準備型と就農開始直後の不安定な経営を支援する経営開始型の2通りがあります。どちらも年間150万円の支援交付金が受けられ、最大7年間受けられることになり、経営開始型交付金を活用した新規就農者は、事業が始まった平成24年度から18名となり、そのうち7名が現在も活用されております。

また、所得控除を目指すため、機械等の導入を行う農業者への支援として同じく国の担い手

づくり総合支援交付金事業があり、所得額の状況、経営面積や所得の拡大率等によりポイントが付与され、そのポイントが全国基準を上回れば採択される事業であります。以前は、法人、女性の取組、大規模農家、新規就農者が採択されやすい事業でしたが、近年要綱が改正され、小・中規模農家であっても規模拡大で所得控除を目指される農業者においても採択されやすい事業となっております。

県単独事業にも、3戸以上の共同による機械等の導入に対する支援、町も支援を行っております。利子補給事業、町単独事業として、農業振興地域内の農用地について賃借権を設定した借受人及び貸付人に対する担い手農地集積推進費交付事業や各種農業団体への研修等への支援も行っているところであります。

また、経営の安定、拡大を実現するためには、栽培、管理等の技術を高めることも重要ですが、収入と支出のバランス、経営感覚を磨くことも重要となり、担い手農家に対し、現在の農地面積、農業機械、各種施設が適切か、単位面積当たりの収量、販売単価が確保できているか、生産資材や販売経費が適切であるか等の経営改善計画書を作成、検討しながら、営農指導員とともに指導、助言を行っているところであります。このほかにも、パソコンによる経営簿記講座、土壌肥料講座、作物の病虫害診断、野菜栽培の基礎講座などを実施しながら、担い手の技術、経営力を高めているところであります。

また一方では、関西の大消費地における販売促進活動による本町の農畜産物の知名度向上を図っているところであります。

現在、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とする第6期菊陽町総合計画を策定中であります。その中で、農業の振興につきましては、農業の担い手の育成を図るとともに、新規就農者、後継者などの人材確保に努めます。農業経営の安定化と農業生産基盤の整備に取り組みます。優良農地を保全し、耕作放棄地の予防と解消に取り組みます。農業を支える農業関係団体と連携し、基幹産業である農業を支援する取組を進めますという基本方針案で策定しているところであり、将来への農業の発展につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 第6期の農業の振興についての説明がありましたが、ここに第5期の菊陽町総合計画の中で、農業の振興、持続性の高い農業の構築って書いてあります。その中で基本方針の中と主要施策の中で4番目の経営・技術の近代化と人材育成ということが書かれています。これには、具体的な施策が10項目ほどあります。今、全部読むと時間がないので、この中で整理された部分と第6期に持ち越す部分があると思います。これをちょっとお尋ねしますとともに、6次産業化の推進について、久保田台地の開発って書いてあります。ここは、私も一般質問したときにいろんな形の推進をしようと提案しましたが、やっぱり農業地帯としてそこが農業地区の大事な遺産として残してほしいという要望もありましたので、あそこは、久保田台地は、先ほど述べられましたけども、借手が少なく、非常に今耕作放棄地に

なっています。そこで、この2つの問題をどう町が考えて、農業を生かす、久保田台地を生かす方向はどのように導いていくのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 御質問にお答えします。

まず、第5期の総合計画で記載しております農業の振興でありますけれども、魅力ある農畜産業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を生かした農畜産物のさらなる品質向上、魅力ある特産品等の開発を促進するなど、生産効率の向上と高品質化を図ることも農業の振興の基本方針と定め、5つの主要政策と37の具体的な施策を策定しております。

議員の御質問の主要政策、経営技術の近代化と人材育成の具体的な施策の10項目につきましては、農政課長が答弁したように、新規就農者などの支援、機械等の導入を行う農業者への支援、経営改善計画書の達成に向けた指導、助言、各種研修会などを実施しております。そのほかにも、5期では組織の強化連携を図るとかそういうのをやっておりますけれども、そこについては5期の中で十分やってきているというところです。

達成状況につきましても、できている部分、できていない部分もありますけれども、第6期の総合計画におきましても、先ほど農政課長が述べました4つの基本方針案に基づいて、第5期の達成状況などを踏まえて具体的な施策について検討しているところでございます。

それと、久保田台地の開発についてでございますけれども、議会の中でも答弁はもう何度かしているところでございますけれども、久保田台地につきましては、本町の中でも最も大きな開発につなげることができる重要な地域だと考えております。

しかしながら、その大部分が優良農地であり、農業振興地域の整備に関する法律や農地法でしっかり守られた農地であります。その農地を開発するに当たっては、様々な課題整理が必要です。町では、第5期総合計画の校區別計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけていることから、引き続き課題整理を行い、一つ一つの課題解決に向けた実現性のあるものにしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 久保田台地ですけども、大事な農業の土地ということで、最近は大手メーカーや大手企業が農業に参入するということもあります。例えばの話で、あそこがもしも来た場合に、町はどのように対応して、どのような考えを持って来た場合の対応策を考えているのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 久保田台地に、実際、先ほど申しました久保田台地が農振農用地の地域でございまして、実際、その農振を除外するというになりますと、実際そこに何が来るのかということで大きく対応も変わってまいります。何が来るのかということが

分からないと答えようがないというところでございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 部長、違います。私は、農業に対する、今は大手スーパー等が農業に参入する場合のことを言ってるんです。開発じゃありません。守るための農業に対する大手企業がまとまったところの土地を借りて農業に参入してくる場合のことの説明を求めている。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 失礼しました。農業のほうも他産業からの参入がいろいろありますけども、その場合に農業としてしっかりされるというそういう組織であるというのがしっかり確認して、そこは農業委員会できっちり見るという形になりますけども、その辺の参入される企業の方の農業の経営状態とかその辺をしっかり見極めて、参入される分は町としては歓迎するということでもあります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） その節はよろしく願いして、次に移ります。

第3番目です。

菊陽空港延伸についてですが、これは、平成19年度に期成会が起こり、十数年たってやっと町長のおかげもありまして国や県の理解を得て、都市計画法にのっとった道路だと聞いております。その都市計画の中の道路として、私が考えているのは、その道路の左右の沿道サービスができるような体制ができないのか。それはなぜかという、南校区の第2空港線沿いもできないし、今57号線の菊陽バイパスの左右も開発が進むことができません。これは農地法による縛られたところだと考えていますけども、今回の菊陽町空港線延伸は、非常に基幹産業の大事な道路と考えています。

そこで、町長、こういった考えを持っておられるかをお尋ねします。その前に、すいません。現在の進捗状況とこれからの流れをお願いします。すいません。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、現在の進捗状況とこれからの流れを問うの御質問についてお答えします。

菊陽空港線延伸道路整備については、平成29年3月に熊本県と合志市と本町との3者で協定を締結し、それぞれの事業区間を明確にしました。その協定に基づき、現在合志市の事業区間約1,100メートルの市道福原原水線は供用を開始し、菊陽町事業区間約700メートル、熊本県事業区間約800メートル、いわゆる菊陽空港線延伸については、菊陽町と熊本県でそれぞれ予備設計業務を実施している状況であります。その業務の中で、道路幅員について、熊本県と協議を重ねた結果、車線数2車線で両サイドの歩道を含み16メートルで検討しているところであります。ちなみに、道路幅員は、道路の構造の一般的技術的基準を定めた道路構造令において、将来交通量推計を基に決定されることとなっております。

さて、町の事業区間の進捗状況についてですが、平成30年6月から概略設計に着手し、ルー

トの検討を行い、令和２年３月に完了したところであります。

なお、これまで住民説明会等を６回実施しており、検討したルートについては、令和２年９月25日に長塚区、同年10月14、15日は２日に分けて馬場区、鉄砲小路区の区長を含む関係者に説明会を行ったところであります。その際にいただいた様々な御意見、御要望については、予備設計業務の中で、整理、検討を行っております。

また、本事業の整備に必要な予算確保については、令和２年11月10日に国土交通省九州地方整備局長、さらに11月17日に国土交通大臣へ要望活動を行ったところであります。

これからの流れについては、今年度中に熊本県と一体的に都市計画決定を行う予定であります。町の事業区間については、令和３年から令和４年度に道路詳細設計、用地測量及び建物調査を実施する計画にしております。その後、用地買収や補償金額の交渉及び移転先の確保等に取り組んでまいります。

また、熊本県の事業区間については、令和３年度から用地測量等及び橋梁の詳細設計を実施する予定であると同っております。

町としましては、今後も熊本県としっかり連携を図りながら、早期の工事着手を目指して進めてまいりますので、議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○１３番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

なぜこの問題を言ったかという、関連のする人たちがある程度の路線を決めていただくと非常に助かるという言葉がありましたので、それと長塚団地の方が、この問題に対して路線が決まると、外れた場合のときの自分たちの改築工事やいろんな手入れをできるという問題があったもんですから、５か月ぐらい前に説明会をされますかって言うたら８月頃とお聞きしましたので、安心しましたけども、その流れからこの質問をさせていただきました。

先ほど言いましたように、この間12月２日、本会議が終わり、全員協議会の中で、マスタープランの中で、将来の都市構想図というのを頂きました。これは、非常に見やすく、そしてまたこれは立派な考えだと思います。しかし、これを実行するというのは相当な時間がかかるという思いはあります。

しかし、例を取れば、御船町が10ヘクタール、あそこにコストコとほか何店舗かできるような開発もできています。そういった例もありますので、この構想図がこれで終わらないようにするために、町長にこれからの菊陽町、住みよいナンバーワンの町をどのように支え、この後を盛り上げていくかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 佐藤議員の質問は、いわゆる集落内開発制度、いわゆる市街化調整区域の中での開発制度等について質問があって、また２番目では、都市化する中での農業に対する町の取組という質問でありました。

御承知のとおり、菊陽町には都市計画法による市街化区域と市街化調整区域に線引きをされ

ておりまして、市街化区域は市街化を促進する。調整区域は、市街化のほうを抑制して調整していくということでありまして、それともう一つ大きなのが農地法とそれから農業振興地域整備法というのがありまして、いわゆる農地を守っていくということですが、本町の場合も、もともと純農村から出発をしまして、人口も4万3,000人近くになってきております。そういった中で、非常に、さっき農政課長のほうからもお答えしましたように、いわゆる農用地の分の面積が30ヘクタールほど減ってきたということですが、これから先地球温暖化等が進んでいく中で、本当に日本全体あるいはもっと大きな世界規模で食料危機が来たようなときには、今町では災害用の防災用として備蓄倉庫辺りを造ってしておりますけども、それではもう全然食料が足りないということでもあります。そのために、地産地消も進めておりますけども、いわゆる農村部の農業者の方々が生産されたもので菊陽町全体の町民の皆さんの食料は自分たちが守っていく、そういうようなことになるためには、日頃から地産地消のほうを都市部の方たちも菊陽の町を利用していただいているという思いもあります。

ただ、一方では都市化も進んでおりますけども、今回の菊陽空港線というのは、非常に児童・生徒の交通安全を守る意味もありますけども、一方では、これは非常に菊陽空港のほうにつながっていく重要な路線でありまして、経済道路の役を担うとも考えております。

そのためには、都市計画法と農地法、農振法とがありますけども、これはさっき土木部長が申し上げましたように、菊陽と合志市、益城町、嘉島町が熊本都市計画区域の中での区域に入っておって、そこが市街化調整区域というのは4つの1市3町だけありますので、市街化調整区域の活性化連絡協議会というのをつくって、いろいろよその線引きのないところではできないのが、今ここのはできませんので、それをできるだけするように一つ一つのものを県のほうと協議しながらやっておりますけども、そういった中で生まれたのが集落内開発制度あるいは地区計画制度です。そういうことありますので、これから先、沿道、いわゆる道路を造ってその沿道で経済的な発展をさせるためにつなぐ必要のあるところについては、1市3町でいろいろ同じみんな課題として捉えておりますので、そこは十分詰めながら、大事な農地を守っていきながら、また開発のほうも調和の取れた開発を進めるためには、このことは十分うまく運用しながら、そして閉ざされているところは開かれるようなそういう活動に真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 私が、町長、この一般質問には自分自身もちょっと抵抗がありました。

なぜかという、一方では農業を守ってくれ。一方では外してくれ。そして、そこは基幹産業としての大事な土地だからという。だから、沿道サービスはお願いをしたわけでございます。本当にこれは矛盾してるかと思いますが、この矛盾を解くために明らかにすると、その関係者の人たちの経済また産業部門、それによって農業の拡張もできていく。農家が売って農業のいろんな機械や購入や資材の投入にもなるという思いがありました。ぜひ、そのことも含めて町長の考えを県や国にお願いして、今は本当に实际的に私も町長もお願いしている57号線の

菊陽バイパスの北側、もう本当に集落の開発が進み、もうバイパス沿いに接近しています。本当に、先ほど課長の答弁もありましたように、農業がやりにくい部分があります。しかし、一方では、農地法で守られています。矛盾してるんです、これは。私も自分でも思っております。しかし、どちらかを明確にせんと町は発展しないという思いがありましたので、町長にぜひ頑張っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いします。

今日の通告は、1つがコロナ感染症対策について、2つ目が少人数学級について、3つ目が中学校の制服についてとしています。コロナ感染症対策の3番目の町内の保育所の児童でという保育の問題は、別の機会にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。だから、今回はこの3番は触れません。今年最後の質問になります。

今年の1月は、新型コロナウイルス、国内で感染者が発生しました。この1年は、コロナ感染症により私たちの生活が大きく変わりました。4月7日には緊急事態宣言が出されています。今日も初めにコロナ感染症対策について取り上げます。

町長の行政報告では、菊陽町では16名の感染者が確認されたという報告でした。県のリスクレベルは今4の段階で特別警報で、昨日蒲島知事は、5都道府県への移動を控えてと報道をされています。町の対応は、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止策と新しい生活様式の実践の徹底をということでした。また、昨日は、国内で新たに2,500人を超える感染者が出ています。

私は、今年の3月議会、6月議会、9月議会と、町のコロナ感染症に対する対策を求めてきました。3月には学校休校に伴う対応、6月にはPCR検査センターの設置を国や県に求めてほしいと要望しましたが、その後進展していません。9月議会では、町民が安心できるように情報を提供し、検査体制を整え、万全のコロナ対策を取ってほしいと求めました。9月議会の質問については、文章でのやり取りでしたが、感染者及び濃厚接触者に対する治療、療養などの相談は保健所が個々のケースに応じて対応する。町は保健所の指示に従って対応するという答弁でした。なかなか町で具体的にするというのは本当に難しいなという印象を持ちました。

今日の第1の質問は、コロナ感染症の今第3波の真ただ中といますか、報道などではこの12月が正念場だと言われています。その中で、学校の先生や保育士、医療関係者などの、エッセンシャルワーカーと最近呼ばれていますけれども、PCR検査が必要ではないかと思いますが、町の考えをお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

PCR検査の実施機関である熊本県では、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の患者が混在し、多数の発熱患者等の発生が予想されるため、11月から、発熱などの症状がある場合に、かかりつけ医や最寄りの医療機関等に電話連絡の上、診療やPCR検査を受けることができる体制を構築しております。

この事業は、県または熊本市が事業主体となり、新型コロナウイルス感染症の検査に係る自己負担分の費用を負担する内容や地域の診療機関において実施される感染拡大に備えた検査体制の確保を図るとされております。この事業を実施するため、県では、11月補正予算案として、県全体で71億2,400万円が計上されております。

繰り返しになりますが、PCR検査の実施については県が実施主体となることから、議員お尋ねの教職員、保育士、医療関係者などへの定期的なPCR検査について町独自の検査体制は想定しておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町独自の検査体制は想定していないということでしたが、9月議会またその前の6月議会でも、国や県にきちんと検査体制、検査センターの設置などを求めているのだきたいとお願いしたんですけれども、その点はどうかだったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今の御質問は、菊池地域におけるPCRセンターの件というふうに理解しておりますが、これにつきましては、県のほうが県内4か所にPCR検査センターを新たに設置して検査体制を拡充するというふうに公表されております。先ほど議員も申されましたけれども、県央である熊本市はもう既に設置済み、そして本町を含む県北地域については、保健所等の話によりますと、現在検査機関の運営ができるように進めているというふうなところでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 県北については、1か所設置をするというふうに予算化をされたと聞いてるんですけど、その具体的な内容というのは全然まだ示されていないのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

ただいま県北のどこにというふうな内容かと思いますが、それにつきましては、県のほうからも公表はしないということで聞いております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、感染の真ただ中で、公表もしないし、予算はついてると思うんですけど、どうなってるかも分からないというのでは、私、町民にとっても非常に不安ではないかというふうに思いますので、その点はやっぱり町としても責任を持って県に再度要望をさせていただきたいと思います。

それで、私は、感染拡大を抑止するのは、このコロナの場合は無症状の感染者がいるということがほかの感染症とは違って、そこを把握することが非常に大事ではないかというふうに思っています。ですから、医療機関や介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなどそういう非常に町民の方に接する、また幼児、小さい子どもさんからまた高齢者とか、そういう接点を持つところの社会的検査というのをしっかり行うことが感染拡大を事前に防いでいくことだというふうに考え、ずっと提案をしてきました。

全国の各市町村では、高齢者施設等の職員などを対象にした定期的な検査を実施したり、そこで発熱があったり患者さんが発症したときに検査をするなどの自治体も広がりつつあります。厚労省の通達でも、町、自治体に対して、高齢者、これはエッセンシャルワーカーだけではないですけれども、高齢者施設が特にクラスターとかそういう問題が起きてきますので、自治体に対して厚労省から通達が出てますよね。11月19日付で、事務連絡で、高齢者施設等の入所者または介護従事者等で発熱などの症状がある人については必ず検査とか、また検査の結果陽性がある場合は全員に対して原則として検査を実施することとか、そういう要請が町にも来てるかと思いますが、こういう点についてはどういうふうに検討されていますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

ただいまの高齢者施設等での検査体制ということだと思いますけれども、確かに通知のほうは来ております。あくまでも、繰り返し申し上げますように、検査につきましては、県が実施主体というような形でございますので、国、県の検査体制にのっとって、これは進めていくというようなことだと思われますので、そういった施設については、担当課から周知等は十分にしているというふうな状況で町のほうは動いております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、町内の医療機関や介護施設、高齢者施設などで発生した場合は、どういうふうに県とコンタクトを取って検査や予防をされるのか。その考えをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

施設内で感染者が発生した場合には、もう何度も申し上げますように、保健所が動きます。

それで、あとは町としましては、保健所と緊密に連携を取って、町ができること、町がお手伝いできることをやっていくというようなスタンスで考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そうですね。私は、町はお手伝いではなくて、県と一緒にしっかりこれ以上コロナの感染症が広がらないような対応をするべきだというふうに思っています。社会的検査が非常に大事だというふうに私は思います。今、医療機関や高齢者施設の入所者を対象とした検査については、2分の1が地方負担となっていますけれども、今そういうのは全額国庫負担にすることも強く求めて、社会的検査が必要だということを改めて提案しておきます。特に県に対しては、検査センターの設置なども具体的にどうなっているのか。町としても責任を持って確認をお願いして、次の質問に移ります。

次は、災害時の避難所の対策についてです。

9月6日、7日の台風10号の経験とその教訓は何か。必要な備品の整備と段ボールなどの備蓄は進んでいるかという質問です。同僚議員も、防災関係、避難所について質問がありました。特に、今回台風10号については、今まで経験したことがない規模の台風ということで、私も含め、町民の皆さんも大変な緊張状態にあったのではないかと思います。本当にテレビで報道されるように、今まで経験したことがない規模でなくて、何とか被害も少なくてよかったなというふうに思っています。

ただ、特に日頃避難所になっていなかった図書館も避難所になりました。担当された職員の皆さんは、本当に大変だったと思います。図書館だけではなくて、全避難所なんですけれども。昨日、町長からも図書館での避難は九十数名で、コロナ感染症の方が出たが、3密を避ける対応をしていたので、濃厚接触者には当たらなかった。ただ、希望者は保健所でPCR検査を行ったということでした。私は、町民の方で私の御近所の方も図書館に避難をされたり、または知り合いの方も避難をされて、図書館は非常に建物が頑丈だというイメージが強くて避難に行ったということでお聞きしました。それで、一番私が言いたいのは、その方がおっしゃるには、段ボールとかそういうのが、急に避難所が拡大されたからかもしれないんですけど、最初のほうの方は段ボールのパーティションが何とかあったんだけど、その後避難された方は普通の家庭用で使っている段ボールを緊急的に使ったということで、そういうところには、もう少し、あれだけ避難が呼びかけられているので、今後は十分備蓄をして設置をしてほしいという要望をお聞きしました。

それで、今回担当課も非常に大変だったと思うんですけど、台風10号で経験した避難所の運営、そして備蓄などの今その経験を踏まえてどんなふうに準備されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今年9月の非常に強い台風10号の際は、台風による被害を想定した対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの避難所開設となりました。避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、台風時期が来る前から健康保険部局と各避難所の視察や様々なことを想定した対応について十分な検討を行い、マニュアル化し、避難所運営を行う職員が共通理解することで、無事に新型コロナウイルス感染症対策を取った避難所運営を行ったところです。

台風10号では、住民の避難意識も高く、コロナ禍において開設した10か所の避難所には、最大で254世帯、413人という多くの方が避難をされています。課題としましては、コロナ対策としての必要な備品類の備蓄を進めていましたが、避難所によっては段ボールパーティションの不足が生じました。ストックしてあった段ボールを活用したり、避難者の間隔を広く取ることで感染症対策を行いました。現在は段ボールパーティションの備蓄も進め、350世帯の避難に対応できる数量の備蓄を行っております。今後もより多くの避難者に対応できるよう、段ボールパーティションの備蓄を進めていきたいと考えております。

また、対応する職員が共通理解することの大切さを教訓として、コロナ禍に対応したより詳細な避難所運営マニュアルを作成するため、検討を行いながら現在見直しを進めているところです。

今後とも、今回の経験と教訓を生かし、コロナ禍における避難所運営を行ってまいります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございました。

同じ認識でよかったなというふうに思っています。この前の台風では250世帯で、あと100世帯ほど増やした備蓄ということですので、また委員会等でも三里木町民センターや役場内の備蓄の状況なども教えていただいて、町民の方は、そういうところ、大きなもちろん防災センターとかそういうのも今町が進めておられるのは安全につながると思うんですけど、実際避難したときに不十分なパーティションだと、コロナの関係もあるのでなかなか不安だったということもあります。その後、またそこで避難された方は、希望で保健所で検査を受けられたということですけども、なかなかそういうことを回りにも言えないという何か微妙な感情もあらわれるので、今回は災害があれだけで収まったからよかったんですけど、今後避難と一緒にコロナの感染症対策についても丁寧な対応が必要かなというふうに思います。

それで、今回10施設の避難所だったんですけども、今後は避難所の場所を同じ規模で考えておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

実際、どこの避難所を開設するかについては、防災会議等で決定するわけですけども、今回

は非常に大きな台風で、事前から住民の方が非常に強い関心を持たれておりました。実際、今回、当初は8か所だったんですけども、当日10時から開設するということに、事前から多くの方が並ばれてたということがありまして、急遽当日2か所を多く開設したところでございます。

今後の台風につきましては、勢力などまたは住民の関心度などそういったのを見ながら、幾つ開くかというのは庁内で検討を行って開設していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、今回の台風がまた来年そういう台風が来ないとも限らないので、私たちも町民の方から寄せられた意見はしっかり行政のほうにも伝えていきたいというふうに思っています。

また、町長は、防災広場だったり役場の防災センターなどに力を入れておられますので、町民の方が安心できるような対応をできるように今後とも提案をしていきたいということを述べて、次に移ります。

次は、少人数学級についてです。少人数学級について質問をします。

コロナ感染防止のための一斉休校から数か月を経て学校が再開されました。コロナ感染症防止と休校明けの分散登校の経験から、全国で少人数学級を求める声が非常に大きくなっています。教育研究者有志の方が7月に呼びかけた少人数学級を求める署名は、既に18万人にも上っているそうです。また、7月には、全国知事会長など少人数学級化の緊急提言が出されています。9月には、文科省も、来年度概算の予算要求に対して、事項要求として、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備を求めています。

私は、9月議会、文章でのやり取りでしたが、次のように質問をしています。

コロナ感染症対策として、3密状態を解消する教育環境の整備のために少人数学級の実現が必要ではないかと。町長にはぜひ少人数学級化へのリーダーシップを発揮していただきたいということで述べています。

その答弁では、菊陽町教育委員会では、新しい生活様式が習慣化するように指導している。発熱の場合は登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握の徹底を家庭と連携して行い、健康状態を把握している。接触感染の仕組みについて、児童・生徒に理解させ、手洗いの徹底、運動中、登下校中以外のマスクの着用で生活をさせている。机やドアノブなどの清掃、消毒のほか、時間差の給食配膳、オンライン全校集会など各学校の状況に応じて行っているという答弁でした。

今回、町の小学校や中学校の児童・生徒数と学級数の資料を見せていただきました。通常学級だけで見てみますと、菊陽中学校が平均で37名、武蔵ヶ丘中学校が36名、小学校は西小学校が一番多く33名、次いで中部小が32名になっています。これは平均なので、1、2年生とほかの年齢との違いとかがあるかと思えますけれども、今の状況では1、2年生が35人以下、そしてあとは40名以下ということだというふうに思います。その他の小学校は、平均は30名以下で

した。だから、そういう意味では、全体としてはそんなにクラス人数が多くないのかなというふうに思いますが、今の学校の密の状態というのは40名とかになりますと変わらず、今後何らかの対応が必要ではないかと思いますが、教育の現場の状況はどうでしょうか。

また、多いところだけではなくて、少ないクラスのところも実態がどうか、もしお分かりになるのであれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えいたします。

菊陽町の学校では、後期がスタートしまして1か月が過ぎましたが、毎日の体温測定、手洗いやうがい、せきエチケットなど、家庭と連携し、感染防止のための新しい生活様式が定着しております。

また、非接触型の体温計や消毒用アルコール、マスクをはじめ、学校行事などで3密を防ぐためのバス借り上げ料など、各学校が必要な衛生管理について議会の協力を得て取組を進めてきているところでございます。

現在、感染状況が全国的に拡大する傾向にありまして、寒い環境における換気の実施など、寒冷な場面での感染症対策についても、通知文を発出し、指導しているところでございます。このような取組を進めておりますが、菊陽町の小学校、菊陽南小を除いて、1クラスが平均31名、中学校では1クラス平均37名ございますので、給食時と食事の体系やルール、ICTを活用したオンラインの全校集会など、学校生活の中で3密を防ぐ工夫をできる限り行いながら、全ての学校で感染予防対策に全力で取り組んでおります。

また、御質問にあった少人数学級についてでございますが、文部科学省や県教育委員会の動向も注視しながら、任命権者である県と設置者である町がそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことが大切であるとお答えしております。

その実現については、教職員の数の確保が前提となります。熊本県では、現在小学校1、2年生が35人学級で、3年生から中学3年生までが40人で学級を編制しています。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法でございますけれども、標準法では、小学1年生のみ35人学級として、以降の学年は40人と国が定めております。小学2年生については、県独自に学級編制基準を定めたものでありまして、その基準に基づき教職員が配置されます。今後、国の義務教育標準法や県の示す学級編制基準の変更がある場合は、必要な整備について遅滞なく取り組む必要があると考えております。

なお、国や県に対して、少人数学級実現に向けての働きかけについてですが、少人数学級の実現に向け、全国町村会、全国知事会、全国市長会の合同で文部科学大臣に新しい時代の学びの環境整備に関する緊急提言に関する要望を7月に行い、少人数の学級編制を行うため、教員の配置基準引上げや教員確保のための予算措置を講ずるなど、必要な措置を行うこと。さらに、1教室当たりの児童・生徒の人数が多い県庁所在地等の近隣町村においては、増改築等の補助も必要になるなどを要請されました。

また、11月26日の全国町村大会でも、少人数学級の推進、学級数増加に伴う教員の配置基準の引上げ、教員確保及び教育環境の整備の予算措置を講ずることについても要望されております。

熊本県市町村教育長会でも、熊本県教育委員会に対して、また全国市町村教育委員会連合会から国に対して、教育振興の一環として毎年要望を出しておられます。さらに、熊本県小・中学校長会からも、熊本県教育委員会に対して、毎年同様の要望が出されております。

今後も国や県の財政措置、教員の人的措置について引き続き要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

このコロナ禍で、今までも少人数学級、30人以下とかそういうものの要望はあったんですけど、改めて少人数の大切さと感染だけではなくて手厚く教育ができるということで、これだけ盛り上がってるというか、その認識が広がってるかなというふうに思います。

ただ、文科省の新しい生活マニュアルでは、席の間を最低でも1メートル程度空けるというふうに言われてるので、実際の現場では40人だと非常に厳しいなというのがありまして、この質問をさせていただきました。

ただ、町長にちょっとお尋ねしたいんですけど、GIGAスクール構想もあり、そして菊陽町は、先ほどの質問でも出ましたように、北小学校の人数が非常に1年生、2年生が増えている。そして、西小なども10億円ぐらいかけて改築してきたんだけど、それでもまだ生徒数が多いということで、そういう人口増のところの教育整備というのは非常に町長大変だと思いますけど、ぜひまた国にいろいろ要請に行かれるときにこのこともぜひ言ってきていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 少人数学級を実現するためには、本町の場合、非常に児童・生徒数も増えておりまして、また現在菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校はもう用地から足りないということで、非常にお金もかかりますし、以前答弁で言ったこともありますけども、今非常に文科省の補助制度というのが、日本全体が人口が増えとる時期は人口急増地域に対しては非常に手当ての厚い補助制度がありましたが、今はもう全くないというようなことでありまして、そして文科省の補助基準というのは、いわゆる実際に造るときの単価じゃなくて補助単価が非常に低うございます。それで、こういう少人数学級、人口の減つとるところは何も問題なく教室だつてあると思うんですけども、増えとるところには非常に課題があるということで、以前も荒木市長と文科省に行きましたけども、そのときはなかなか実現できませんでしたけども、機会があったときは、また文科省のほうまたはほかの県選出の議員さん方にもまたいろいろお願いしたい。とにかく金を出してもらわないとできないんだということはしっかりと訴えていきたいと

思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

ぜひ教育委員会とも協力して、また町長もぜひ国にも働きかけをお願いしたいと思います。恐らく文科省と財務省といいですか、お金を出すところの駆け引きとかがこれからまたあるのかなと思いますが、子どもたちがしっかり学習を保障できるように私たちは求めていますので、これからもよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、これは要望というかお願いなんです、中学校の制服についてというふうにしています。

合志市では、子どもさんの御意見でということで聞いてますけど、中学校の制服について、スカートやパンツスタイルなど選択ができる、1つの中学校では選択ができるというふうにお聞きしています。保護者の方から、今多様性の社会の中で、菊陽町でもぜひ選択できるように要望していただきたいという御意見がありましたので、ぜひ検討できないかとしています、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） お答えいたします。

平成27年4月30日付、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で発出しました性同一性障害における児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等については、学校における支援の在り方としまして、服装や髪形、更衣室、トイレ、授業など9項目について事例を示しまして、今日の学校における支援の指針となっております。その中の服装の項目には、自認する性別の服装、衣服や体操着の着用を認めることが明記されております。菊陽町教育委員会でも、本通知文は町内全ての小・中学校に発出しておりまして、学校における支援体制や学校生活の各場面での支援について、教職員の研修を実施し、支援体制の充実に努めてきたところでございます。

さて、議員御質問の中学校の制服についてでございますが、本町の中学校では制服規定がありまして、両校ともデザインの差はありますが、詰め襟の学生服とセーラー服が定められております。制服は、生徒の安全を守るとともに学校の歴史であり、長きにわたる伝統があり、多くの生徒が誇りを持って着用し、教育的にも大きな効果があるものと考えております。基本的に学校では、生徒が制服に対して違和感を持っている場合、生徒の悩みをしっかり受け止め、保護者の性同一性に対する受容も考慮しながら、自認する性別の制服、衣服や体操服の着用を認めるものと理解しております。

教育委員会としましては、引き続き文部科学省の指針等を踏まえ、本町で学ぶ児童・生徒一人一人の個性がさらに輝くよう学校に対し指導するとともに、性同一性障害で悩む児童・生徒が安心して学校生活が送れるよう必要な支援や適切な助言をしてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 制服については、また引き続き国の指針に沿った検討をお願いしたい
と思います。

私の質問はこれで終わりですが、今はコロナの感染症がこれ以上広がらないように、行政と
一緒に、また私たち町民もしっかりと気をつけながらやっていきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時36分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和2年12月8日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和2年12月11日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程（４日目）

（令和２年第４回菊陽町議会12月定例会）

令和２年12月11日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第66号 菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 都市公園を設置すべき区域について
- 日程第4 議案第69号 令和２年度菊陽町一般会計補正予算（第６号）について
- 日程第5 議案第70号 令和２年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第6 議案第71号 令和２年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第7 議案第72号 令和２年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第8 議案第73号 令和２年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第２号）について
- 日程第9 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第75号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第76号 町道路線の変更について
- 日程第12 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 発議第５号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）
- 日程第14 発議第６号 「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 廣 瀬 英 二 君 | 2 番  | 矢 野 厚 子 君 |
| 3 番  | 大久保 輝 君   | 4 番  | 阪 本 俊 浩 君 |
| 5 番  | 西 本 友 春 君 | 6 番  | 那 須 眞理子 君 |
| 7 番  | 佐々木 理美子 君 | 8 番  | 中 岡 敏 博 君 |
| 9 番  | 北 山 正 樹 君 | 10 番 | 布 田 悟 君   |
| 11 番 | 坂 本 秀 則 君 | 12 番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 13 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 15 番 | 岩 下 和 高 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 福 島 知 雄 君 | 18 番 | 上 田 茂 政 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |           |             |           |
|----------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長            | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長       | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長          | 上 川 幸 俊 君 | 教育部長兼学務課長   | 吉 永 公 紀 君 |
| 総 務 部 長        | 西 本 一 浩 君 | 福祉生活部長兼福祉課長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 健康保険部長兼健康・保険課長 | 古 賀 直 之 君 | 経済部長兼商工振興課長 | 川 上 一 弘 君 |
| 土木部長兼都市計画課長    | 井 芹 渡 君   | 総 務 課 長     | 板 楠 健 次 君 |
| 危機管理防災課長       | 梅 原 浩 司 君 | 総合政策課長      | 矢 野 博 則 君 |
| 財 政 課 長        | 澤 田 一 臣 君 | 税 務 課 長     | 吉 本 雅 和 君 |
| 人権教育・啓発課長      | 村 上 健 司 君 | 子育て支援課長     | 和 田 征 君   |
| 介護保険課長         | 宮 川 照 之 君 | 農 政 課 長     | 東 桂一郎 君   |
| 建 設 課 長        | 矢 野 和 幸 君 | 下水道課長       | 丸 山 直 樹 君 |
| 総務課総務法制係長      | 小 泉 秀 和 君 | 施設整備課長      | 山 川 和 徳 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第66号 菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第66号菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） おはようございます。

議案第66号菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、令和2年度税制改正に伴い、延滞金の割合等の特例について、菊陽町税条例及び関係条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例の制定につきましては、5つの関係条例の整備を行うものであり、各担当課にまたがるものでございますが、私のほうから一括して御説明申し上げます。

改正の主な内容は、令和2年度税制改正に伴う延滞金に係る割合の名称の改正と、延滞金の割合がゼロ%となることがないように規定を追加するものです。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

菊陽町税条例の一部改正です。

第3条の2第3項は、延滞金の割合等の特例について、延滞金の割合がゼロ%となることがないように、前各項に規定する加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とする規定を追加するものです。

2ページを御覧ください。

菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正です。

第12条第2項は、延滞金の割合等の特例を規定するものでありますが、「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を新たに「平均貸付割合」と規定するものです。

また、第3項は、第2項の延滞金の割合がゼロ%となることがないように、第2項に規定する加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とする規定を追加するものです。

次に、3ページの菊陽町農業集落排水事業分担金徴収条例の第7条第2項及び第3項、5ページの菊陽町介護保険条例第7条第1項及び第2項、6ページの菊陽町後期高齢者医療に関する条例第2条第1項及び第2項の改正は、先ほどの菊陽町下水道事業受益者負担に関する条例

の一部改正と同様に、延滞金の割合の特例規定において、「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を新たに「平均貸付割合」と規定し、延滞金の割合がゼロ％となることのないように、各前項に規定する加算した割合が年0.1％未満の割合であるときは年0.1％の割合とする規定を追加するものです。

最初のページにお戻りいただきまして、２枚めくっていただき、改正文附則を御覧ください。

附則第１項において、この条例は、令和３年１月１日から施行するとしております。

また、附則第２項において、この第１条から第５条による改正後の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとしております。

以上で御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２ 議案第６７号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第２、議案第67号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） 議案第67号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部の改正に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の主な内容は、令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しに伴い、年金、給与所得

が一定以上ある被保険者が2人以上いる世帯において、国民健康保険税の負担水準に関して意図しない影響や不利益を生じさせないように、国民健康保険税のうち、応益割部分の軽減に係る軽減判定基準額の算定に用いる基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げ、併せて加算額の算定方法を見直すものであります。

それでは、3枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第23条第1号、3ページの同条第2号、4ページの同条第3号は、国民健康保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定基準についてそれぞれ定めているものですが、各号とも基礎控除額「33万円」を「43万円」に改め、現行の加算額に加え、「さらに被保険者のうち一定の給与、公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減した数に10万円を乗じて得た金額を加算する」と改めるものであります。

5 ページを御覧ください。

下段の附則第2項は、今、御説明しました第23条の特例の部分になります。

第23条の各号の規定においては、軽減判定所得の算定対象となる公的年金受給者を、年齢65歳以上の者にあつては、公的年金等の収入額が110万円を超える者に限るとしてありますが、この特例では、改正前から、さらに15万円が追加控除されているようになっております。今回、特例の対象となる公的年金等の額を分かりやすくするために、110万円に追加控除額の15万円を上乗せして、125万円と読み替えているものでございます。

最初のページにお戻りいただきまして、1枚めくっていただき、改正文を御覧ください。

附則第1項において、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第68号 都市公園を設置すべき区域について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第68号都市公園を設置すべき区域についてを議題とします。

土木部長、説明を求めます。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

議案第68号都市公園を設置すべき区域について御説明いたします。

本件は、都市公園である菊陽杉並木公園の拡張に伴い、都市公園法第33条第1項の規定に基づき、菊陽杉並木公園を拡張すべき区域を定める必要があるため、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

都市公園菊陽杉並木公園の設置、拡張する区域について御説明いたします。

公園区別は、総合公園であります。

公園名は、菊陽杉並木公園でございます。

新たに拡張する公園の所在地は、菊陽町大字原水字北下原1460番1であります。

参考資料の1ページを御覧ください。

字図にその区域を赤色で示しております。図面上が北側になります。

参考資料の2ページを御覧ください。

黄色着色部分が、現在の菊陽杉並木公園、全体面積20万8,751平米を示しております。今回、図書館第2駐車場に隣接します赤色着色部分の1,784平米の土地を取得しますと、併せて21万535平米になります。菊陽杉並木公園は、ふれあい広場やスポーツ広場をはじめ、図書館を有しており、現在、総合体育館の建設中であります。今回、公園利用者の利便性を向上させるため、駐車場を拡張するものであります。なお、今回の拡張によりまして、駐車台数約60台分の増加を予定しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第69号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第69号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第69号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和2年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に3億2,451万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,337万3,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正を、それぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、今回の補正予算による予算計上により施行期間が足りない事業、協議等に日数を要した事業などで年度内に完了が見込めない8件について、繰越明許費とするものであります。

次の6ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正は、1の変更で、児童家庭相談システム借上料について、限度額を264万6,000円減額し、1,041万9,000円とするものです。

下の7ページを御覧ください。

第4表の地方債補正は、1の追加で、菊陽中学校施設整備事業について、限度額を1,090万円とし、2の変更で、4件の事業について限度額を変更するものであります。

地方債の補正額は、合計で3,170万円増額となり、総額を15億7,420万円とするものであります。

す。

9 ページからは、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

2 の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人の現年課税分は、7,636万円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、給付費の増加により、節区分の1社会福祉費負担金で障害児支援給付費等負担金を3,676万円、障害者自立支援給付費負担金を2,304万9,000円、それぞれ増額しています。

下の13ページを御覧ください。

項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、特別定額給付金の実績が確定したため、説明欄の特別定額給付金給付事業費補助金で770万円の増額、特別定額給付金給付事務費補助金で2,268万5,000円減額しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で本補正予算における事業化分304万3,000円を増額しています。

目の6土木費国庫補助金は、説明欄の社会資本整備総合交付金で、防災拠点施設となる総合体育館整備に係る国庫補助金の配分額が決定したため5,800万円を減額、目の8消防費国庫補助金は、説明欄の再編関連訓練移転等交付金で、日米共同訓練実施に係る市町村に交付されるもので、2,190万円計上しています。

次の14ページをお開きください。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金は、説明欄の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を、小・中学校の修学旅行中止に伴う費用の支援事業などで503万8,000円増額しています。

項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の1社会福祉費補助金は、説明欄の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金を、重度訪問介護利用者の増による国基準額の超過分に対するものとして1,763万1,000円を計上しています。

16ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金を9,000万円、目の3公共施設整備基金繰入金を2,300万円、目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金を2,200万円、それぞれ増額しています。

款の24町債は、次の17ページにかけて、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。このうち、17ページの項の8消防債、目の1消防債は、（仮称）防災センター整備事業を1,190万円減額し、項の9教育債、目の1教育債は、菊陽中学校施設整備事業を1,090万円、総合スポーツ施設整備事業を2,760万円それぞれ増額しています。

次の18ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、節区分の4共済費で、説明欄に記載のとおり職員共済組合負担金等を1,978万7,000円増額しています。

下の19ページを御覧ください。

目の22特別定額給付金事業費については、実績により1,496万5,000円減額しています。

22ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の20扶助費は、利用者及び利用回数の増加などにより、説明欄の更生医療給付費を964万6,000円、障害福祉サービス費を8,101万1,000円、障害児通所支援サービス費を7,316万円、それぞれ増額しています。

少し飛びまして、27ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の「さんふれあ」支援金は、新型コロナウイルスなどの影響による赤字分に対する支援金として4,000万円を計上しています。

30ページをお開きください。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の17公有財産購入費は、杉並木公園の拡張のため、菊陽町図書館北側の土地購入費2,140万8,000円を計上しています。

下の31ページを御覧ください。

款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の18備品購入費は、歳入で説明した再編関連訓練移転等交付金を活用し、電気自動車や、災害時に電気自動車から電気を供給することができるパワーコンディショナーなどを購入する費用として1,490万円を計上しています。

最後に、36ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調製のため、295万5,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 補正予算について、何点が質問します。

まず、ページ13ページです。

款の国庫支出金の中の総務費国庫補助金の新型コロナ対策事業費補助金で、今説明があったんですけども、特別定額給付金給付事業費補助金の770万円の増と、その後の減の、同じような項目に見えるので、この内容についてお尋ねをします。

それから、ページ13ページ、同じところの、目の8の消防費国庫補助金なんですけど、これは町長にお尋ねしたいんですけど、再編関連訓練移転等交付金が2,190万円来ています。これ

は日米共同訓練の実施で、今年1月に高遊原がオスプレイの整備拠点とされたことに伴う交付金ということで、委員会でもお聞きしたんですけれども、私はオスプレイは非常に危険性が高いというふうに思っていますので、こういう内容が実際訓練されて、町民の安全の点からどう考えているのかということと、こういうのは事前に町への説明があるのか、その2点について、これは町長のほうがいいと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

それから、ページ22ページの障害者福祉費の補正なんですけれども、1億6,407万9,000円補正が上がってます。これは、利用者が増えたということで、扶助費で入ってるんですけれども、かなり特徴的に、どういうところが、通所支援とか福祉サービスとかありますけれども、これだけ補正をしなければいけない特徴的なことがあったら、そのことについて説明をお願いしたいと思います。

それで、ページ31ページなんですけれども、消防費の中で、先ほどの国の再編に支出する補助金、交付金が2,190万円というのがありまして、それに対応して、防災管理費の中の備品購入費、31ページの18の備品購入費で1,490万円というのは、この交付金を利用したということなんですけれども、その点について、委員会でも説明を受けたんですけれども、改めて以上の点について説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） まず、ページ13ページの款の国庫支出金、項の国庫補助金、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス対策事業費補助金の、まず説明の上のほうの、2つの説明が似ているということですが、まず上のほうが、見ていただくと分かりますように、事業費補助金となっております。こちらのほうが10万円給付した、皆さんに1人10万円補助した分の内容になります。下のほうが事務費補助金となっております。こちらのほうが、特別定額給付金を給付するに当たって臨時職員を雇ったり、時間外手当であったり、消耗品を購入したりした事務費に当たります。

次に、22ページで御質問いただいた障害者福祉費の更生医療費扶助費が増加している分で、特徴的なものがあればということですが、財政課長の説明にもありましたように、人数が増えたことですが、主な理由として2つの要因がありまして、今申し上げましたとおり、1つ目が、更生医療給付費障害福祉サービス等の利用者が増えたことによる増加となっております。2つ目が、こういったサービスを利用できる事業者が増えまして、事業者が増えたことにより、利用可能日数が、今まで週3日利用できたものが4日利用できるようになった、そういうことで、利用日数が増えたことによる、こういった2つの要因によるものになります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えいたします。

再編関連訓練移転等交付金につきましては、委員会のほうでも説明しましたように、今年1月に高遊原分屯地で行われたオスプレイの訓練、高遊原分屯地がオスプレイの整備拠点として

使用されたことに対して交付されるものでございます。

訓練自体のよしあしにつきましては、お答えが難しいところでもありますけども……

(16番小林久美子君「よしあしはいいです。事前に……」の声あり)

事前に自衛隊のほうからファクス等でお知らせがっておりますので、そちらについては事前にお知らせを受けております。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま担当課長のほうから説明を、総務常任委員会のほうでは説明をしたということですが、これは再編関連訓練移転等交付金ということでありまして、米軍再編に係る訓練移転等の実施による影響の程度等を考慮して、住民の生活の安定に寄与するために必要な措置を講じ、もって訓練移転の円滑かつ実施に資するためのものでありまして、平成29年度からの10年間の措置として、毎年度、予算の範囲内で交付ということで、令和2年度については、菊陽町の高遊原の自衛隊のおりますあそこで、たしか内容は、燃料の補給をするためにあそこを使ったということで聞いております。実際は、山都町だったと思いますが、そこでの訓練があつて、そこに燃料を補給するために、高遊原のほうの自衛隊の基地のほうを利用したということでもあります。そういう意味で、訓練によるいろいろ事故等の内容は、最善の注意をしながら、配慮した上での訓練ということで、自衛隊のほうからは聞いております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 扶助費のページ22ページの扶助費の利用者の増は、利用者が増えたということと、事業者が増えたということでしたけれども、私が思う、想像するに、結構今、障がい者の放課後支援とか、そういう事業所が、以前から見て非常に増えているのではないかなというふうにしたのでお聞きしたんですけど、そういう特徴的なことがあったのかということなんですが、その点について、事業者の中でも、何か特徴があればお願いしたいと思います。

それと、先ほどのコロナところはすいません。私がちゃんと見てなかったのが、事務費とその違いは分かりました。

また、オスプレイの燃料の補給なんですけど、自衛隊からファクスでお知らせがあつたということですけども、私はこういう予算のつけ方というのは、町長の今の説明で、平成29年度から10年間、こういう予算がついてるということでしたが、初めてこういう交付金がありましたので、こういうふうにされるんだなというふうに思いましたけれども、私たちは全然そういうのを知らされてなかったのが、今後はそういう、ファクスでお知らせがあつたときも、町民の安全というところからは、もっと知らせしてほしいなというふうに思います。それは要望です。

扶助費のほうについて、もし分かれば、もう一度お願いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 先ほども申し上げましたように、2つ目の理由として、小林議員もおっしゃったように、利用可能事業者が増えたということで、それに伴い、週3日利用できたものが4日利用できるようになった、事業所数としましては、町外にも利用事業者が増えておりまして、そういったところにも、町内のほうから町外の施設を利用できますので、そういった利用も増えているといったところが特徴的なものです。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 町長にお尋ねをいたします。

27ページです。

農林水産業費、農業費で20番、新型コロナ対策事業費で、「さんふれあ」の支援4,000万円が計上されておりますが、これは議会の前の日に全員協議会があって、いろいろと報告といいますか、説明を受けたところですので、それは重複はしないようにしていきたいと思いますが、これまで議会からも、町の事業者の方々がコロナで大変困ってるので、何らかの町の独自の補助政策等々を考案してくださいと、取り上げてくださいと、再三にわたって、私どものほうから町長のほうに申し入れていたんですけど、お金がないというか、財源がないというところで、駄目だと。そういう中で、「さんふれあ」だけに、金額も4,000万円という結構大きな金額ですので、町の事業者さんに対する補助が全くない中で、町の施設である、町の管理下にあるといってもいいんですけども、その「さんふれあ」に4,000万円の支援を計上した理由を、まずお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この「さんふれあ」につきましては、町が9割を出資する町の第三セクターの会社でありまして、そこがコロナの影響で非常に影響が出ておることでの支援する分として、それは全協でも説明しておりますし、担当課長のほうからも詳しく説明があったと思います。

それと、ほかのものにはないと言われましたけども、事業者向けの支援金のほうも、これも議会のほうに国の政策、それに町がまたつけて政策ということでやっておりますけども、特に飲食店関係のほうについては、今出しておる事業で、総額全部合計しますと、1店当たりでございますが、全部利用されますと、大体100万円の事業を、町のほうから措置しておる事業のほうがありますので、それに国、県の支援があるということで、それから農業者に対しても出していますが、全体的な事業者に対する家賃補助あたりは全ての事業者ということになりますので、できる限りのことは対応しとることで、国の地方創生臨時交付金が一番来てないということとは、説明ずっとやっとして、それに対する、いまだになかなかその部分が増えてこないですから、国のほうに要望しながらそういうことをやってることで、御理解いただきたいと。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） その辺のところは全員協議会でも話を聞いているので、そこはそれでいいと思うんですけども、要するに、町の事業者に行っているのは、国や県からの、要するに補助を受けたものを、それを菊陽町の業者に回したということのほうが多くて、この20番のことについては、4,000万円全額を一般財源のほうから出してますよね。名称的にはコロナ対策事業費になってるんですけども、こういうことが前例になって、「さんふれあ」が今後、「さんふれあ」というのは、町の中でも、国から補助金をもらって建ててますので、これを今から廃止するとか、そんなことは全くできませんので、維持することは、僕は間違いなくいいと思うんですが、それにしても、今回はコロナ対策事業費として一般会計のほうから出している。今後、「さんふれあ」が何かの事業がおかしくなって赤字が出たときに、名目が変わって、またコロナ対策支援金として一般財源のほうから出すということになると、なるかどうか分かりませんが、それはいけないと思うんですけども、いずれにしろ、町の業者さんたちからすると、自分ところには支給をさっさとするが、自分たちのところには救いの手が回ってこないというような声がしっかりと聞こえてきますので、それに対してはどのようにお考えになっているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは、議会の中でも、議員さん方に全部説明をしておりますので、その内容で、ぜひそういう誤解されている方々がおられましたら、こういう制度があるということでは言っていたきたいと思います。

それと、町のほうの金を出していないことを言われましたけれども、財政調整基金の取崩しをしている分で、これもほかの事業の分についても、臨時交付金で足りないところは、そういう財源的に充てておくことも、これも説明はしておりますけども、説明が足りないということであれば、またいずれ機会をつくってきちんと説明したいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ちょっとしつこくて申し訳ないんですが、要するに、町長が今答弁されていることというのが、町の業者さんに伝わっていないということですよね。結局、自分たちには救いの手がないと。「さんふれあ」だけは自分のところなのでやるという、そういうふうに、第一義的に取られてしまっているということについては、やはりきちんと重く受け止めていただきたいなと、そのように思います。

先日の全員協議会の中で、農政課のほうから、今までの「さんふれあ」の売上金の利益の中で、1億数千万円余りの寄附が菊陽町にあったので、こういうときに助けるのは当然だと、そのようなお話だったんですけども、やはり町の業者さんからすれば、「さんふれあ」というのは、町の施設を使って、税金も納めず、たな子代というんですか、家賃代を払っていない。で

も、自分たちは家賃を払いながら、従業員を雇いながら一生懸命やっているということについて、やはり菊陽町としても、ここで4,000万円という、こういうことをするのであれば、コロナ対策というのはこれからも続くと思いますので、町としてはどのように、町の業者さんに対して町長がどのように考えているのか、その辺のところと、先ほど言ったように、4,000万円、今回「さんふれあ」に対して支援はしますが、これが前例となって、今後何かあったときに、別な形で支援金という形が取られないということを確認していただけるかどうか。その辺について、再度の質問ですけど、お答えいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、「さんふれあ」は町がつくった第三セクターで出資しておりますので、それが当然、いろいろ経営上、難しいような場合について、存続させるということであれば、できるだけそうならないように改善策も出しながら、それに取り組んでいくところで、この後出ますけども、指定管理者のほうも、1年間の中で、ここをぜひ改善できるようにということで予定しておりますけども、現実的には、コロナが今回どう動いていくかということがありまして、1年間の中でやって、その後は公募に持っていくという形で、「さんふれあ」にもきちっとそういう話はしてありますので、ただ、コロナの関係が非常に厳しい状態が続いていくということになれば、総合交流ターミナルそのものをどうするかで、また議会のほうにも相談しながらやっていきますけれども、現時点では、改善策も出しながら取り組んでいくということで御理解をいただきたいと思います。

それと、やはりほかのところには制度的に周知不足のところがありましたら、しっかりやらなければならないと思っておりますけども、議員の皆様におかれまして、ぜひこういう制度事業をつくったものが、全部、議会のほうには出しておりますので、その内容で利用していただくように、また商工会を通じてもやっておりますけども、周知不足のところがあれば、商工振興課のほうからは、直接、利用が少ないようなところについては、いろいろ連絡も取りながらやっておりますので、ぜひそういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 同じ項目について、町長に質問をしたいと思います。

議会の初日、開会日の全員協議会で、事業実績、それから経営の改善計画を示されて、全員協議会で説明がありました。非常に詳しい資料で分かりやすく整理されてあって、それは多としたいと思います。こういう資料があれば、非常に考えやすいということは、まず申し上げておきたい。しかし、時期です。議会に対して説明したとおっしゃいますけども、その時期について、今後はちょっと考えていただきたい。大体、この問題だけではなくて、議会の直前の全員協議会に、その議会に出てくる議案に対する説明とかを、直前に持ってこられると、これは悪く取れば、根回し的なことになりかねませんので、できればその時期について、もう少し前もってやるとか、議会に十分時間を与えるとか、その辺のところをぜひ考慮していただきたい。そのことはちょっと要望で最初、申し上げますけれども、全員協議会で御説明を受けたこ

と少しダブるかもしれませんが、全員協議会にも議事録はありますが、本会議で、こういった問題は、本会議でやっぱりきちんとした議事録に残るような形で後にも残さんといかんと思いますので、そういった意味で、少しダブるかもしれませんが、質問をしたいと思います。

まず1点は、ただいまの北山議員の質問とも多少ダブりますけれども、純粋な民間の会社、今大変厳しい状況に置かれて、存立の間に置かれている。けれども、この人たちも税金を納めてらっしゃるんです。その税金から、こういった形で、町の第三セクターということでありますけれども、指定管理者ということでありますけれども、税金が運用されていくというふうなところで、これは私たちもそれは議員として説明を十分尽くさんといけませんけれども、町のほうとしても、その辺の不平等感といったら言い過ぎかもしれませんが、大変きつい状況の中にある人たちの気持ちもちょっと考えてほしい。それで、この4,000万円ですか、これの補助金というふうになってますが、性格としてはどういう意味の補助金でしょうか。町長。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 今回の「さんふれあ」支援金の4,000万円についてですけども、あくまでも新型コロナの影響により発生した赤字分に対する支援金であり、本年度、支援金として4,000万円を限度額とするものでございます。赤字の分が発生した分の計算したところ、例えば3,500万円だったということであれば、予算上は4,000万円計上させていただいておりますが、3,500万円を支援するというような形になるかと思います。

なぜ支援するかについても説明させていただきたいと思います。総合交流ターミナルは、設置条例におきまして、設置目的を、都市部住民と農村部住民との交流を通して、農業の振興及び活性化に資する施設としております。また、事業につきましては、地域特産物の展示販売、地域食材の加工及び提供、温泉利用に関すること、町民の健康維持及び増進などを行うということにしております。有限会社さんふれあにつきましては、先ほど町長もお答えしましたけども、本町の出資割合が90%の会社であるということです。以上のことから、公共性、公益性、農業の振興、健康の維持増進を有する事業であることが言えるかと思います。新型コロナにより、一時休業やレストランの閉鎖、事務の人数制限、感染防止対策の徹底など、能率的な営業を実施したにもかかわらず、新型コロナの影響により発生した赤字分に対し、本町が財政支援を行うことはやむを得ないものと考えているところでございます。

借入金の4,000万円のことも全協で説明しておりますけども、そちらに対する財政支援ではないということをお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これは全協でも申し上げましたけれども、町が9割出資する指定管理者制度の中の施設だということは十分理解しておりますが、つい最近、施設改造について6億円

支出がなされてる。それから、もう既に借り入れられていると思いますが、肥後銀行から4,000万円の運転資金が借り入れられている。普通、私の理解では、銀行というのは運転資金はあまり貸さないという性格があると思いますが、町が大株主であるという意味において、それは可能だったのではないかと考えておりますが、とにかく4,000万円です。さらに、これに4,000万円、今度は町から支出もするというので、枠ということは、私の理解では、例えば経営が非常に困難になって、運転資金あたりがショートを起こしたときに、融資枠というのを、例えば銀行なら銀行にお願いして、その枠内で資金を動かすという、そういう意味だというふうに理解をしましたが、それはそれでいいですかね。後でまた答えてください。

6億円、それから4,000万円、4,000万円、そして「さんふれあ」の年商が1億7,000万円足らずですか、それに対して、言うならば8,000万円の補填が行われているということは、もう一般の、私の会社であれば、これはもう倒産だというふうに私は考えます。その状況まで来ているということで、先ほどの分析からしますと、直売施設、それから風呂、そこは黒字になってるみたいですが、ほかのところについては常時赤字というふうな、構造的欠陥をもう既に持っているような感じがいたします。そうしますと、ここからよくお聞きになってほしいんですが、補正予算案の中に、この4,000万円が入ってるんです。補正予算の中には認めなくちゃならないものがたくさんあると思います。その中に入ってくると、仮に自分が不足を感じても反対し難い、そういう側面が出てきます。

これは議員皆さん、御存じのとおりですが、町長が提案をされますけれども、議決をしたら、これはもう我々の責任ということになります。だから、この議決というのは非常に重たいものだというふうに、私はいつも考えておりますが、議決を頭に置いて、今質問をしています。この後に、指定管理者の問題も出てきます。

そうしますと、町長にお聞きしたいのは、1年後に、1年間運用してみて、その後に公募するというふうな、先ほどのお答えでしたけれども、既にこの「さんふれあ」については、コロナの問題もありますけれども、何か経営に構造的欠陥があるような気がしてなりません。そうしますと、それを抜本的に、純然たる民営化なども含めて考え直す時期に来てるんじゃないか。1年後じゃなくて、もうこの瞬間から、「さんふれあ」について抜本的な検討を始めるということを要望したいんですが、その点についてはいかがでしょうか。

これはもう口出しをする、経営についてはそういう権限はありませんけれども、町のほうでその辺は考えていただくというふうなことを明言いただければ、随分私たちとしても気が楽になるというか、考えやすくなるというふうに考えますけれども、その辺について、町長いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 「さんふれあ」につきましては、これを今提案しておる内容で、ぜひ御理解していただきたいと思います。この補正も、これをいろいろやっていかないと、「さんふれあ」そのもの、総合交流ターミナルそのものを休止し、使わない状態に持っていくわけにはい

きませんし、コロナのこれがなかったならば、改修費も含めて、また採算が取れるような形で戻っていくところで取り組んでおったんですけども、コロナ禍が来たということでもあります。

そして、今の段階で、「さんふれあ」の指定管理の1年間は、これはやらないと回りませんので、この辺はぜひ御理解していただいて、1年様子を見ながら、その次は、コロナのほう収まってくれば、また回復するかもしれませんけども、ただ公募の形で持っていくということには方針で決めてますんで、その中で、「さんふれあ」が非常に経営の改善ができて、さらにほかの民間のほうから公募で入ってきても、そこでより以上の効果が出るようであれば、また指定管理を「さんふれあ」がするようになるかもしれませんけど、これは1年後をめどに公募でやっていくということは、もう「さんふれあ」に伝えていまして、民間のほうから、非常に場所的にもいいところでありまして、将来、近々体育館も出来上がると、そういう中で、また民間から見ると目は違うと思います。そういうところで、ぜひ手を上げて参加したいということであれば、その方々も公募の中に入れていただくということで予定しておりますけども、とにかく今は、現時点では、今の「さんふれあ」が存続するようなところで、議会のほうにもお願いしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町の指定管理の施設を、簡単に改廃とかというふうには考えておりません。それは慎重にしなければいけないことで、この4,000万円というのは、それほど緊急性がある問題なのかどうかを1つお聞きしたい。

それと、先ほどちょっと質問しました上限額というふうな表現を使われましたが、例えば銀行に申し込むときの融資枠、1つの枠を持って、必要に応じて、そこからその枠内で借入れできるとか、そういうものなのかどうか、その点をお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） お答えいたします。

「さんふれあ」のほうで借入れた4,000万円に対しましては、県によります制度融資がありまして、この融資の資金の内容が、名称は、まず新型コロナウイルス感染症対応資金というものでございます。借入れた内容としましては、10年で償還しますと。元金については2年据置き、金利については1.5%という有利な利率なんですけども、そして3年間は実質無利子という内容での借入れになっております。融資限度額が4,000万円ということでしたんで、限度額の4,000万円を借入れられたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） そうしますと、その4,000万円の借入れについては……。

いや、まだこれで3回目です。

（「3回終わった」の声あり）

○議長（上田茂政君） 3回終わったそうです。質疑は求めません。4回になりますので。

(14番甲斐榮治君「分かりました」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番(坂本秀則君) 4,000万円の借入れについてお尋ねします。

産業建設常任委員会の説明では、公募する場合は、借入金は清算して公募に挑むということをお聞きしましたが、先ほど、町長の発言ではもう公募すると明言されましたので、ということは、1年後には借入金は、町が代替わりで清算するということですか。

○議長(上田茂政君) 農政課長。

○農政課長(東 桂一郎君) お答えします。

来年度、もし公募をするとしても、有限会社さんふれあが公募に手を上げるのであれば、解散にはなりませんので、そこで清算するということはないかと思えますけれども、何らかの事情で解散をしなければいけないということであれば、清算しなければいけないというようなところでお答えしたところでございます。

以上です。

○議長(上田茂政君) 坂本秀則君。

○11番(坂本秀則君) その清算する場合は、町が払うということでもいいんですか。

○議長(上田茂政君) 農政課長。

○農政課長(東 桂一郎君) その時点で、4,000万円の返済の分ですね。4,000万円は確保しとっていただかないといけませんよというふうには、「さんふれあ」のほうには言っておりますので、解散時点で4,000万円持っているというふうには、私は思っております。あくまでも4,000万円借りた分は、今後返していかないとはいけませんので、その資金はしっかり確保していただきたいと思っております。

今回、コロナの関係で赤字が出たので、その分は支援としてお渡ししている分ですから、最終的に4,000万円返済できるような運営をやっていただかねばいけないというふうには、私は思っております。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 福島知雄君。

○17番(福島知雄君) 同じく「さんふれあ」のことで質問いたします。

全員協議会、そして産業建設常任委員会で説明を受けまして、質問をさせていただきました。内容的には十分理解しているつもりですが、そこで事業実績及び経営改善計画書をいただいておりますが、その中で、町長にお尋ねしたいんですが、令和2年度が1億2,931万8,000円、令和3年度が1億8,509万6,000円ということで計画書をつくっております。令和2年度に対して、令和3年度が5,500万円ほどの売上アップと、率にしますと43%ぐらいのアップになるわけですが、この令和3年度の1億8,500万円ちょっとを、コロナの影響を考慮していないという担当課長の話だったかと思えますけれども、私が考えるには、令和3年度もまだ終息

のめどは立たないんじゃないかというふうに思っておりますけども、この計画書自体はどうかというふうに思っているところです。そして、対前年度43%売上アップというのは非常に厳しい数字であろうかと思えます。

それと、営業利益を見てみますと、令和2年度がマイナス3,729万3,000円、それから令和3年度の計画がプラス黒字の413万4,000円、2年度と3年度を比較しますと、3年度に400万円利益を出すためには、4,000万円ほどの利益を出さないという数字にならないんですが、こういった計画書に対して、町長は大株主の代表として、有限会社さんふれあをどのように指導されるつもりなのか。この施設はサービス業ですから、品ぞろえ等々はもちろんのことですけども、従業員、社員の教育が一番であろうかと思えます。あそこに行けば、品ぞろえはよそと変わらんけども、非常に接待がいい、対応がいいと。買物に行けば気持ちがいいというような施設にしなければならないというふうに思っています。この施設は、特別技術を持っているわけではありません。特許も持っているわけではありません。ですから、このV字回復というのは物すごい厳しい数字だろうかと思えます。よほどの覚悟を持って経営をしていただかないと、この数字は目標達成できないというふうに思っておりますけども、その辺のところは、町長が株主会で厳しくやはり指導していく必要があるというふうに思っておりますけど、その辺のところは、町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 町長にということですがけれども、その前に、少し「さんふれあ」の経営改善計画書についてお話をさせていただきたいと思えますけれども、せんだって、産業建設常任委員会のほうでも説明いたしましたけれども、この「さんふれあ」の経営改善計画書の作成に入られましたのが、10月頃から入られております。その時期のコロナの状況といいますと、少し改善のほうに向かっているような状況もございましたので、またこれからコロナの状況がどういうふうになっていくかということも見込めないというようなこともございまして、一応この改善計画書をつくる段階では、これからの影響というのは見えないところでつくってあると。その後、11月以降になりまして、物すごく感染状況も悪くなってまいりましてというような状況があろうかなというふうに思っております。

その中で、「さんふれあ」のほうも、税理士さんとしっかり協議しながら、経営計画書のほうはつくられておりますけれども、やはり今見てみますと、少し厳しく、コロナの状況を考えていきますと、少し厳しくなっているんじゃないかなということは感じております。

この改善計画書の数字も、これから「さんふれあ」の経営状況を見ながら、どういうふうに進んでいくかということは、「さんふれあ」と町とも一緒になりながら、しっかり見ながらやっていかんといかんと思っておりますし、そして経営改善計画書に書かれております内容、このことも「さんふれあ」に任せ切りということではなくて、現在も、事務あたりを委託しております事業者、あるいは農協さんの御協力、あるいは出荷協議会の方々、そして電力等についても、すぐ減額できるような形の取組も行っておりますし、そういうような対応も現在もやって

おるところでございます。そういうことを進める中で、改善計画書の中の経費面もしっかりまだ下げていかないといけないというふうに思っておりますし、売上げのほうは、議員がおっしゃられたように、少し甘いんじゃないかなと、コロナの影響を見ると甘いんじゃないかなという点もございますので、その辺はまた見直ししながらやっていかないといけないんじゃないかなというふうには思っております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 副町長のほうから、今回の件については、非常に町の施設でもあるということで、改善策のほうには、私がちょくちょく行かれんもんですから、副町長が行っているいろいろなやらせておりますので、今答弁させたところです。

ただ、この前、全員協議会の中で、議員の皆様からいろいろ御意見いただいたのは、まさに今回の中で、従業員が気持ちを入れ替えて、お客様の対応といいますか、そういうもので改めべきところは改めながら、改善策を立てたものについては、実際の実動に移っていかねければ、また同じような状態になるし、近々、またそういう取締役会等もあれば、その辺はほかの代表の方々もおられますので、そういうところでしっかりと、こういう状況の中で議会のほうにもお願いしながら出してくるんだということは伝えながら、取締役会そのものを、真剣味を持って、今もやってもらっておりますけども、さらにいろいろそちらからも御意見をいただきながらやっていきたいというふうに思っているところであります。

本当に、コロナがどう、今非常にまた、警戒レベルも上から2番目のところまで来ておるものですから、菊陽町でも感染者が、12月に入って7名ぐらい出とられますので、緊張感を持っておりますけども、この町が造った施設ということで、施設の改修費あたりも相当投資しておるところでありますので、ぜひまた住民の皆さんと、都市部と農村部の交流の施設としての役目を果たすようなところでしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

ただ、いろんなこういう施設を造ると、「さんふれあ」はいろんな、その中で黒字を出していくところには努力をしなければなりませんけれども、一方では、施設を造れば、これは住民福祉というところが最終的な目的でありますので、施設を造れば、維持管理費も出てきます。そういう中で、健康づくり、そういうところのこともあって、効果の、別のほうの分野で効果が出ると分もありますので、そういうことも広く見ながら、これから先どうやっていくかということは、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） この施設の持つ意味合い、そして役目といいますか、十分理解しているつもりです。ただ、この計画書は税理士さんが作成したということでしたよね。事業計画の収支。一緒にしたわけですか。一緒にされたんだったらいいんですけども、産業建設常任委員会のときには、たしか税理士さんのほうで作成されたという話を聞いたもんですから、どうして一緒になって計画書をつくらなかったのかなというように感じたものですから。その辺と

ころは、十分、実動する者の立場として取り組んでいただきたいというように思っております。

企業は生き物ですから、数字だけの問題じゃないんです。数字はどのようにでも扱えますけども、生き物ですから、現場を見ながら、十分計画書をつくられていると思いますけども、再度申しますけど、その辺のところは十分今後検討しながら、そして社員の指導教育を十分果たしていただきたい、そのように提言して質問を終わります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 先ほどの借入金の件についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、公募をして、「さんふれあ」が指定管理者でなくなった場合ということだったですか。借入金4,000万円については清算をしなければならないという言い方でおっしゃられたかと思いますけれども、そういった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） お答えします。

来年度、公募した場合、「さんふれあ」のほうの手を上げると、そのまま指定になれば、解散することもないので、返済することもないという意味合いで言いました。もし、公募の中で、違う民間の業者がいいということになれば、「さんふれあ」自体が解散しなければなりませんので、そういうときは、4,000万円を繰上げ返済をしなければいけないんじゃないかと。そのために4,000万円はしっかり持つっていただきたいという意味合いで説明したところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） その場合はというところで、4,000万円を持っておかなければならないというふうなお話でありましたけども、第17期の決算報告書を、私今手元に持っておりますけども、貸借対照表を見て、この時点で4,000万円の現金は多分出せないんじゃないかというふうに思っているんですが、万が一、それが解散して出せないというふうに、4,000万円が払えないというふうになった場合は、この借入金についての責任の所在はどのようになるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） この4,000万円につきましては、今回借り入れた4,000万円がありますし、今回、この議会のほうで可決していただきますと、「さんふれあ」の支援金、限度額は4,000万円というふうにしておりますけども、幾ら支援するかは、また今後の赤字分がどのくらいか計算したところになりますので、その分の支援金等で4,000万円はしっかり持つっていただきたいという意味合いで思っております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） おっしゃることは分かります。4,000万円持っと思っていたきたいというふうな言い方だったんですけど、現実にはそれが、経営ですから、なかったときに、その責任の所在がどうなるのかということをお尋ねしたいんですが。

例えば、4,000万円がなかった場合、町のほうで4,000万円を返済しなければならなくなるのかというようなことも含めてお尋ねしております。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） そういうことがないように、社長のほうと話をしまして、4,000万円については手をつけないように、町でいうなら、財政調整基金のようなもので持っておいてほしいというところで伝えておりますので、そのところで思っていたきたいと思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時19分

再開 午前11時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 議案第70号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第70号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第70号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和２年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2,426万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億6,661万5,000円と定めるものであります。

８ページをお開きください。

２の歳入について御説明いたします。

款の６県支出金、項の１県補助金、目の１保険給付費等交付金は、税制改正に伴うシステム改修費補助金58万8,000円及び国民健康保険事務処理標準システム導入関連補助金を174万9,000円計上しています。

款の10繰入金、項の１他会計繰入金、目の１一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を86万8,000円、保険者支援分を113万3,000円減額し、事務費繰入金を22万5,000円増額しています。

款の12諸収入、項の４雑入、目の５一般被保険者第三者納付金は、交通事故等による加害者からの損害賠償金の納付金として2,370万円増額しております。

10ページをお開きください。

３の歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款の３国民健康保険事業費納付金、項の４事務処理システム分、目の１事務処理システム分は、国保事務処理標準システム導入に伴う国保連合会への負担金として、歳入の県補助金と同額の174万9,000円を計上しております。

款の９諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の１一般被保険者保険税還付金は、本年10月以降の更正処理等で発生しました過年度分の還付金を87万2,000円増額しております。

款の10予備費は、新型コロナウイルス感染症による現年度分の国保税収納額低下が懸念されることが予想されますので、不測の事態に備え2,082万7,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第71号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第71号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第71号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,715万1,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について、主なものを御説明申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金を100万9,000円追加し、計を7,380万1,000円としております。

9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金分の納付金を、歳入の繰入金と同額の100万9,000円追加し、計を4億837万2,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第72号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第72号令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第72号令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1,449万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,683万円に定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は、国庫支出金、繰入金の増額です。

下のページで、歳出は、総務費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費の増額です。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6保険者機能強化推進交付金と目の7保険者努力支援交付金は国から内示額の通知があったため、併せて1,229万2,000円増額しております。

次に9ページを御覧ください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を137万5,000円、款の1総務費、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費を82万5,000円増額しておりますが、どちらも法改正に伴うシステム改修に係る費用になります。款の4地域支援事業費、項の1介護予防、生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防のために通所型サービスを利用する方が当初の見込み以上におられるため257万円増額しております。

最後に、10ページを御覧ください。

款の9予備費は、調整のため872万2,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第73号 令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第73号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第73号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を245万円増額し、14億758万7,000円としております。また、下段の支出の第1款事業費用を262万7,000円増額し、13億6,681万円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を273万5,000円増額し、8億5,168万7,000円としております。また、下段の支出の第1款資本的支出を259万6,000円増額し、12億4,830万5,000円としております。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し、3億9,661万8,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、職員給与費の補正につきましては263万2,000円増額し、5,026万3,000円としております。

続いて、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を177万円増額し、6,230万9,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは、附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、水道企業団委託徴収分で人口増等により汚水量が増加しており、343万1,000円増額し、8億5,182万1,000円とするものです。

また、項の2営業外収益、目の2他会計補助金につきましては、一般会計繰入金のうち農業

集落排水事業分の一部で102万円を起債償還金分として資本的収入の他会計補助金で受け入れるため減額し、4,038万3,000円とするものです。

次に、7ページを御覧ください。

支出の款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、補正予定額90万4,000円のうち、備考欄の委託料90万円につきましては、管路等補修業務委託費で上半期の実績により、年度末までの予算が不足する見込みであるため、増額するものです。

また、目の6減価償却費につきましては、令和元年度の決算により確定した資産の額に合わせて、本年度、減価償却費の補正をするもので、137万1,000円増額し、6億8,225万6,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の、款の1資本的収入、項の4補助金、目の3他会計補助金につきましては、先ほど収益的収入で説明いたしました、収益的収入の減額分102万円を含む不足額279万円を増額し、2,192万6,000円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。

支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費につきましては、10月1日より、下水道課職員が1名増員となりましたので、その給与、手当等を259万6,000円増額し、6億6,978万7,000円とするものです。

次の10ページからは、補正後の令和2年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第74号指定管理者の指定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（東 桂一郎君） 議案第74号指定管理者の指定について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が、令和3年3月31日をもって満了しますので、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例第9条第1項及び菊陽町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、1、管理を行わせる公の施設の名称、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園。

2、指定管理者となる団体の名称及び所在地、有限会社さんふれあ、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5359番地。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

それでは、有限会社さんふれあを指定管理者として指定する理由について説明をいたします。

現在、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園につきましては、有限会社さんふれあを指定管理者として指定しており、指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間となっております。これまでの指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の規定で、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは、公募によらず指定管理者を選定することができるとありますので、これを根拠条文としまして、非公募での指定管理者の指定を行ってまいりました。

総合交流ターミナルは、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例の第1条において、設置目的を、都市部住民と農村部住民との交流を通して農業の振興及び活性化に資する施設としており、第3条において、事業は、地域特産物の展示販売、地域食材の加工及び提供、温泉利用に関すること、町民の健康維持及び増進、その他町長が必要と認めるものを行うとしており、公共性、公益性を有する事業であることが言えます。また、総合交流ターミナル施設として、農産物直売所、温泉施設、レストラン、大広間、スポーツジム、その他の施設から成る総合施設でありますので、公の施設の性格、規模、機能を有する施設であることが言えます。

有限会社さんふれあは、菊陽町、菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町畜産分区、熊本市酪農業協同組合、さん彩出荷協議会の6団体で、菊陽町の農業、商業を牽引する組織で運営されており、地域等の活力を積極的に活用した管理ができる組織であります。この組織により、これまで不況時にありながらも一定の成果を上げてきており、菊陽町の農業、商業に大

きく貢献しております。

令和3年4月からの指定管理につきましては、公募による指定管理者の選定についても検討するため協議を進めてまいりました。しかしながら、客を招き寄せる誘客事業業界の現在の情勢としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多大な打撃を受け、いつ収束するか不透明な中、感染防止対策に取り組みながら経営の再建を進められている状況と思われます。

総合交流ターミナル施設も誘客事業であり、新型コロナの影響をより大きく受ける事業形態のため、このような時期に公募を行ったとしても、高いノウハウを持つ事業所からの参入は見込めないと判断したところであります。

よって、施設の設置目的、新型コロナの影響、これまで施設を適正に管理されてきたこと、さらに経営状況の課題による経営改善計画の提出がされたことから、非公募により有限会社さんふれあを指定するものであります。ただし、指定期間については1年間としています。

令和4年4月からの指定管理者の指定につきましては、新型コロナの収束状況と有限会社さんふれあの経営改善計画の実行による今後の経営状況を見ながら、今までどおり非公募による指定にするのか、公募による選定での指定をすべきなのかを検討してまいります。

次に、ふれあい農園についてです。

ふれあい農園は、総合交流ターミナル施設の北側に位置する農園であります。総合交流ターミナルの附帯施設として、同じ指定管理者が同時に管理することが、管理経営面においても合理的であり、利用者ニーズにも適切に対応できるものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第75号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第75号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第75号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

全体で7路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1の路線は、廣街道7号線であります。場所は、三里木区の町道三里木廣街道北側に位置し、菊陽第二土地区画整理事業による道路引継ぎを受けた道路であります。

2 ページを御覧ください。

2の路線は、下堀川3号線であります。場所は、鉄砲小路区の県道辛川鹿本線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

3 ページを御覧ください。

3の路線は、上堀川2号線であります。場所は、鉄砲小路区の県道新山原水線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。

4の路線は、馬場6号線で、5の路線は、馬場7号線であります。場所は、馬場区の町道十一軒五軒屋線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

5 ページを御覧ください。

6の路線は、原水駅前10号線であります。場所は、駅前区の町道新町南線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

6 ページを御覧ください。

7の路線は、光団地6号線であります。場所は、光団地区の県道熊本菊陽線南側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、議案第75号についてお尋ねをいたします。

毎回、このような道路が町道認定として定例会に出てくるんですけども、昨年の12月議会で、私の一般質問で、公道は、僕としては通り抜け道路を公道とするという考え方があるということ的前提に、当時の一般質問を振り返ってみますと、そのときの建設課長のお答えとしては、可能な限り行き止まり道路にならないように道路の整備をしていくという答弁がありました。1年たったわけですけども、この1年間の中で、町の取組というのはどういうのがあり

ましたでしょうか。そのことをお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 一応、令和元年度で申し上げますと、20の開発での引き継いだ、帰属された道路がございます。そのうち行き止まり道路が9、通り抜け道路が11件、こちらのほうは、やはり開発行為の協議の段階で、町のほうからお願いして、行き止まり道路にさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 歩道を造ってくれたりとか、通り抜けは、車はともかくとして人間は通れるというような道路も造っていただいているということで、多少評価はしているところであります。菊陽町の集落内開発という観点なのかどうかなんですけども、こういうミニ開発がずっと続いているわけです。都市計画法で言えば、やはりこういうミニ開発がどんどんどんどん進んでいくと、後で一体開発をしようとしたときに大きな問題になるというところで、この辺についてはちょっと注意を要するというか、法律上、ちょっと読んでいくと、ですからそういうようなことに関連していくと、菊陽町のまちづくりとして、今後、こういうミニ開発は今後も続くのだらうとは思いますが、そのことに対して、菊陽町のまちづくりとしてどのように、集落内開発も含めてですけど、考えていくのか、お考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

今、北山議員がおっしゃったとおり、集落内開発区域において、このような行き止まり道路が幾つか出ているというのは、現状、おっしゃるとおりだと思います。できるだけ広く開発を取ることによって、行き止まり道路が解消されるというふうに考えておりますので、開発においては、できるだけ広くということを求めたいというふうに考えているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 開発業者さんの経営規模といいますか、そのことによって、どうしてもミニ開発になってしまうだろうということについては、現実的な問題としてあるんだろうと、僕もそれはそう思っております。

12月の私の一般質問のときに、僕が近隣の自治体の中で、町道認定というか、公道の認定のことについての基準というのを設けてるんです。ということを紹介をして質問をしたところ、当時、部長だった小野さんが、この基準については、菊陽町も早急に整備をしていくという答弁だったんです。その基準について、菊陽町はその後できたのか、できないのか。今、考案中なのか、その辺について答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 今の御質問にお答えする前に、先ほど、1回目の質問の答弁で、私、「行き止まり道路」というふうに言いましたけれども、ちょっと訂正させていただきまして、「通り抜け道路」でございます。失礼しました。

それから、今の御質問にお答えいたします。

そうですね。基準についてでございますけれども、行き止まり道路であっても、都市計画法で造成され、検査に合格した道路は町道として認めることができるとする判断基準は持っております。町道の管理者として、開発道路の町への帰属については、都市計画法第2条協議を事前に行うことができるため、県の開発許可基準に沿ったルールの中で通り抜け道路への最大限の配慮をお願いしているところであります。

そのとき、土木部長も申されましたけど、御質問の町道に関する基準については、これまでにいろいろな状況が出てきております。そういった状況に対応すべく検討、精査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 建設課長にお尋ねすることが正しいことか分かりませんが、お尋ねします。

この案件についても、鉄砲小路区が2つ入っております。これ集落内開発ですけども、期限があるのでしょうか。何年までとか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうから、建設課長ということでしたけれども、集落内開発についてですので、私のほうからお答えします。

集落内開発制度は、平成20年度から開始された制度でございまして、答えからいきますと、期限はございません。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 11 議案第 76 号 町道路線の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第76号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第76号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。菊陽第二土地区画整理事業において、道路の完成に伴い、町道三里木廣街道線の終点位置及び町道駄飼代線の起点位置が変更になりました。また、社会医療法人潤心会セントラル病院の開発行為において、道路改良工事の完成に伴い、町道中尾1号線の終点位置が変更になりました。このことにより、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

図面左側から中央の国道57号の北側に位置する赤色の実線及び破線、路線番号87が町道三里木廣街道線であります。破線が旧区間で、実線が新設区間であります。この区画道路の完成に伴い、道路幅員及び延長が記載のとおり変更になり、町道路線の終点位置が旧終点から新終点に移動したものであります。

図面中央寄り上の、県道熊本菊陽線の南側に位置する赤色の実線、路線番号210、南北の路線が町道駄飼代線であります。赤色の点が新旧起点であります。この区画道路の完成に伴い、道路幅員及び延長が記載のとおり変更になり、町道路線の起点位置が旧起点から新起点に移動したものであります。

続きまして、2 ページを御覧ください。

図面中央の国道57号の南側に位置する赤色の実線及び破線の路線が町道中尾1号線であります。破線が旧区間で、実線が新設区間であります。新設道路の完成に伴い、道路幅員及び延長が記載のとおり変更になり、町道路線の終点位置が旧終点から新終点に移動したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第12、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の任期につきましては、人権擁護委員法第9条で3年と規定されているところです。

諮問第2号は、令和3年3月31日をもって任期満了となります別府逸郎様を、再任の候補者として推薦するものであります。

別府様は、現在、平成27年4月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で、人格及び識見とも高く、人権相談を通して、町民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いするものです。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料を御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、別府逸郎君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、別府逸郎君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第5号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第13、発議第5号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明を求めます。

○5番（西本友春君） 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由については、日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。国においては、2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題であることから提案をさせていただきます。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第6号 「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第14、発議第6号「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）を議題といたします。

この議案は、小林久美子君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、小林久美子君、趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）の提案をします。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由は、来年年明けに核兵器禁止条約が発効するが、唯一の被爆国である日本政府は批准していないためです。

意見書案を簡単に説明をします。

「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）。

これは、提案理由があまりにも簡単に書いていますので、少し説明をします。

2020年は、戦後75年という節目の年です。被爆者の方たちが中心となって核兵器をなくすことを訴え続けてきたことが国際社会を動かし、2017年7月に、核兵器禁止条約を122か国が賛成して採択をされました。来年年明けの1月22日、核兵器禁止条約がいよいよ発効することになりました。条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国の国民の切望に応えるものとなっています。このような中、唯一の被爆国である日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け、核保有国に追随するという態度を取り続けています。被爆を体験し、悲惨さを伝えてきた日本の国民の多くが核兵器廃絶を望んでいます。また、国際社会はとりわけ日本政府に、核兵器禁止条約に参加し、核兵器の完全廃絶に向けた行動を開始することを求めています。

日本政府は、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

この内容で意見書を提出したいと思いますので、各議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） では、私は発議第6号に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに申し上げますのは、この発議第6号「核兵器禁止条約の批准を求める」意見書（案）に反対の立場であります。この中にあります核兵器禁止条約の理念そのものに反対するものではなく、日本政府や、今後も世界の核兵器廃絶への努力を求めていかなければならないというふうに考えております。

この発議がされたことで、私も核兵器禁止条約について調べてみました。その中で、この条約についての日本政府の考えが外務省のホームページに記載されておりましたので、内容を一部御紹介させていただきます。

日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しています。一方、北朝鮮の核ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威です。北朝鮮のように、核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけでは抑止力を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で、核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要です。核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の2つの観点を考慮することが重要ですが、核兵器禁止条約では、安全保障の観点が踏まえられていません。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命、財産を危険にさらすことを容認することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起します。また、核兵器禁止条約は、現実には核兵器を保有する核兵器保有国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念されます。日本政府としては、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的な核軍縮を前進させる道筋を追求することが必要であり、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく考えですというふうにあります。

また、私なりにこの条約について調べて、また考えてみました。そうすると、この条約は、核抑止論までをも禁止しています。そこまで禁止されてしまうと、現在の日本は、他国より核弾頭を積んだミサイルが、要は日本側を向いているような可能性がある状況の中で、現に、北朝鮮からは、度々日本近郊にミサイルなどが発射されているという状況にあります。このような状況下において、この条約に署名し、批准することで、アメリカの核の傘の中から出てしまうということになると、日本としての安全保障政策の根幹が揺らいでしまう。そうすると、日本国民を他国の武力攻撃から守れない。つまり日本国民の命を守れなくなるということになると考えます。

核兵器禁止条約に署名し、批准するということは、そのようなことが懸念されることと考えられますので、度々申し上げますが、この条約の理念には共感しておりますけれども、現時点で

この発議には反対いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員の研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更を生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時24分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 那 須 眞理子

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊 陽 町 議 会 会 議 録  
令和 2 年 第 4 回 12 月 定 例 会

令 和 2 年 12 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 上 田 茂 政  
編集人 菊陽町議会事務局長 高 木 定 伸  
印 刷 株式会社 ぎょうせい九州支社  
電 話 (092) 831-0700 (代表)



菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局 TEL (096) 232-4919